

仕 様 書

1. 件 名 風雨実験棟実大動風圧載荷試験装置等上屋新築工事
2. 場 所 茨城県つくば市立原1番地
国立研究開発法人建築研究所
3. 工 期 契約の翌日より令和4年12月20日までとする。
4. 概 要 本工事は実大動風圧載荷試験装置等の上屋新築工事である。
(1) 風雨実験棟実大動風圧載荷試験装置等上屋
鉄骨造平屋建 延床面積 413.72㎡

※詳細は設計図と現場説明書による。

以 上

構造研究グループ
奥田 泰雄

風雨実験棟実大動風圧載荷試験装置等上屋新築工事 設計図

令和4年3月

国立研究開発法人 建築研究所

図面リスト		
通し	A	
番号	番号	図面名称
01	01	図面リスト
02	02	特記仕様書 (1)
03	03	特記仕様書 (2)
04	04	特記仕様書 (3)
05	05	特記仕様書 (4)
06	06	特記仕様書 (5)
07	07	特記仕様書 (6)
08	08	特記仕様書 (7)
09	09	附近案内図・全体配置図
10	10	配置図・建築面積求積図・床面積求積図
11	11	仕上表
12	12	平面図
13	13	屋根伏図
14	14	立面図 東
15	15	立面図 西
16	16	立面図 南
17	17	立面図 北
18	18	断面図 (1)
19	19	断面図 (2)
20	20	建具表
21	21	断面詳細図 (1)
22	22	断面詳細図 (2)
23	23	部分詳細図
24	24	クレーン詳細図
25	25	外構図
26	26	仮設計画図 (参考図)
27	27	飛散防止ネット詳細図(参考図)(別途工事)

通し	S	
番号	番号	図面名称
28	01	構造設計特記仕様書 (1)
29	02	構造設計特記仕様書 (2)
30	03	構造設計特記仕様書 (3)
31	04	配筋標準図 (1)
32	05	配筋標準図 (2)
33	06	配筋標準図 (3)
34	07	杭・基礎伏図、1階床伏図
35	08	クレーンレベル伏図・屋根伏図
36	09	軸組図
37	10	基礎詳細図・基礎梁断面図・柱断面図
38	11	継手基準図
39	12	溶接基準図・鉄骨部分詳細図
—	欠	—————
—	欠	—————
40	15	鉄骨詳細図
41	16	地盤柱状図

通し	E	
番号	番号	図面名称
42	01	電気設備特記仕様書
43	02	動力盤・照明姿図
44	03	動力設備図
45	04	照明姿図

通し	M	
番号	番号	図面名称
46	01	機械設備特記仕様書
47	02	給水設備平面図
48	03	換気設備平面図



12.1 2.1 (12.2.1) (12.4.1) (12.5.1) (12.6.1) (12.7.1)

・「製材の日本農林規格」による下地用針葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	等級	形状	含水率	保存処理	間伐材等の適用
		※2級	※A種・B種				・
							・
							・

・「製材の日本農林規格」による造作用針葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	等級	形状	含水率	保存処理	間伐材等の適用
見え掛り面		※上小節	※A種・B種				・
							・
							・
見え掛り面以外		※小節以上	※A種・B種				・
							・
							・

・「製材の日本農林規格」による広葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	等級	形状	含水率	保存処理	間伐材等の適用
		※1級	※10%以下 ・A種・B種				・
							・
							・

・「製材の日本農林規格」以外の製材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	材面の品質	防虫処理	含水率	間伐材等の適用	
		()	造作材の場合 (※A種・B種)	・適用する ・適用しない	※A種・B種	・	
							・
							・

ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 (12.2.1)

・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	見付け材面数	見付け材面の品質	間伐材等の適用	
		※1等・2等			・	
						・
						・

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	化粧薄板の厚さ (mm)	見付け材面数	見付け材面の品質	間伐材等の適用	
化粧薄板: 芯材:		※1等・2等				・	
							・
							・

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり構造用集成材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	化粧薄板の厚さ (mm)	見付け材面の品質	間伐材等の適用	
化粧薄板: 芯材:		※15%以下			・	
						・
						・

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	化粧薄板の厚さ (mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用	
化粧薄板: 芯材:		※15%以下				・	
							・
							・

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集成材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	化粧薄板の厚さ (mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用	
化粧薄板: 芯材:		※15%以下				・	
							・
							・

12.2.1 2.1 (12.2.1)

・「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材

施工箇所	厚さ (mm)	表面の化粧加工	含水率	防虫処理	間伐材等の適用		
		・有り(加工・天然木化粧加工・塗装加工) ・無し(等級:)	※14%以下	・適用する ・適用しない	・		
							・
							・

・「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材

施工箇所	厚さ (mm)	表面の化粧加工	含水率	防虫処理	間伐材等の適用		
		・有り(加工・天然木化粧加工・塗装加工) ・無し()	※14%以下	・適用する ・適用しない	・		
							・
							・

・CLT (直交集成板) 〔 〕

施工箇所	品名	曲げ性能 (強度等級)	種別	接着性能 (使用環境)	樹種	寸法 (mm)	間伐材等の適用

ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 (12.2.1)

・普通適合板〔 〕

施工箇所	厚さ (mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	間伐材等の適用		
	※5.5		※1類・2類	広葉樹・1等 針葉樹 ※C-D以上	・適用する ・適用しない	・		
								・
								・

・構造用適合板〔 〕

施工箇所	厚さ (mm)	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	強度等級	間伐材等の適用		
	※12	※2級以上		※1類・特類	※C-D以上	・適用する ・適用しない	()	・		
										・
										・

・「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板〔 〕

施工箇所	厚さ (mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理	間伐材等の適用		
	※1類・特類				・		
							・
							・

・「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板〔 〕

施工箇所	化粧合板に使用する単板の樹種名	厚さ (mm)	接着の程度	防虫処理の適用	間伐材等の適用		
	※1類・2類			・適用する ()	・		
							・
							・

・「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板〔 〕

施工箇所	厚さ (mm)	接着の程度	表面性能	化粧加工の方法	防虫処理の適用	間伐材等の適用		
	※1類・特類				・適用する ()	・		
								・
								・

・パーティクルボード〔 〕

施工箇所	厚さ (mm)	表面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分		
	※15		※I3タイプ	※P又はM			
							・
							・

・構造用パネル

施工箇所	厚さ (mm)	等級
		・1級・2級・3級・4級
		・1級・2級・3級・4級

・MDF〔 〕

施工箇所	厚さ (mm)	表面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	間伐材等の適用	
						・	
							・
							・

14 金工工事

接着剤は可塑剤(難揮発性の可塑剤を除く)が添付されていないものとする。ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 (12.2.2.3)

・防塵・防蟻処理 (12.3.1.2)

・防塵、防蟻処理を省略できる樹種による製材

適用部位	適用部位	保存処理性能区分
		・K2・K3・K4
		・K2・K3・K4
		・K2・K3・K4

・薬剤の塗布等による防塵・防蟻処理

適用部位	処理の方法	薬剤の方法
	※標準仕様書12.3.1(f)(b)①～④による	※JIS K 1571に適合又は同等品

・薬剤の接着材への混入による防塵、防蟻処理

適用部位	適用部位

13 屋根及び土間工事

13.2.2.3 (13.2.2.3)

施工箇所	板及びひだの種類	塗膜の耐久性、めつき付着量等の種類及び記号	厚さ (mm)	屋根葺き形式	備考
	※JIS G 3322の屋根用2種			・心木なし瓦葺葺 ・立平葺・蟻掛葺 ・横葺	

下葺材料

・アスファルトルーフィング 940
・改質アスファルトルーフィング下葺材 (一般タイプ・複層基材タイプ・粘着層付タイプ)

工法

建築基準法に基づき定まる風圧力の(・1・1.15・1.3)倍の風圧力に対応した工法

止止め・設置する(施工場所 図示)

施工箇所	形式	山高、山どつりによる区分	耐力による区分	材料による区分	厚さ (mm)	軒先戸板	耐火性能
	○重ね形 ・はげ締め形 ・かん合形	88	200	(2)種	※鋼板製・7x2.0mm 合金板製	0.6	・有り ○無し

材料 板及びひだの種類 (塗膜の耐久性、めつき付着量等の種類及び記号)

タイフレームにJIS G 3302以外の鋼材を直接外気の影響を受けない屋内で使用する場合は表面処理 (標準仕様書表 14.2.2)による E種・F種

断熱材 有り(種別:) 厚さ (mm): 防火性能: 時間) ○無し

工法

建築基準法に基づき定まる風圧力の(・1・1.15・1.3)倍の風圧力に対応した工法

折板のくぼみによる方法

施工箇所	種類	製法による区分	形状による区分	寸法による区分	大きさ	産地	役物瓦の種類	止止め瓦		
							・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない		
										・
										・

JIS A5208に基づく凍害試験等

・行
・行わない

瓦葺木 材質 杉

寸法 ※幅21×高さ15(mm)以上

食物等 材質、形状、寸法及び留付け方法 ※図示

構造用芯材 材質 杉

寸法 ※幅40×高さ30(mm)以上

工法

建築基準法に基づき定まる風圧力の(・1・1.15・1.3)倍の風圧力に対応した工法

瓦葺木の留付け工法 ※図示

種の工法

標準仕様書13.4.3(4)(7)(f)

15 左官工事

13.5.2.3 (13.5.2.3) (表 13.5.5)

・モルタル塗り

モルタル 現場調合材料 既調合材料

既製目地材 既調合材料

・既ける 施工箇所 () 形状 (※図示)

床の目地

(目地割り)

※2㎡程度 (最大目地間隔3㎡程度)

(種別) ※押し目地

・既けない

外装タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗料塗りの接着剤試験

・適用する
・適用しない

・防水剤

品質・性能・試験方法 別表による

ラス系下地 (15.2.4)

ラス系下地

・通気構法単層下地

・換気口部の防水処理

・通気構法二層下地

・直張りラスモルタル下地

・直張りラスシートモルタル下地

・耐力量、防火構造、準防火構造等の指定 ()

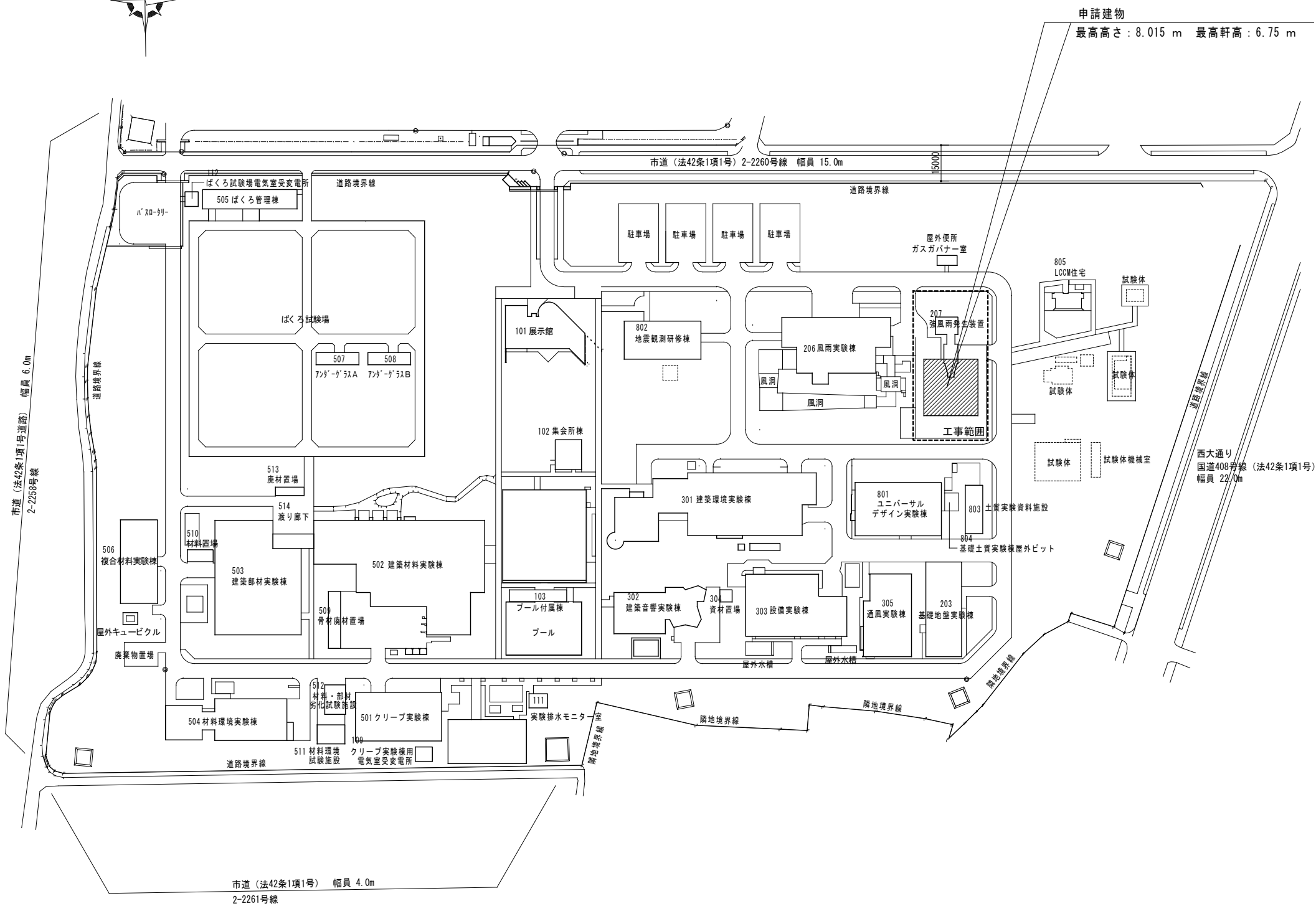
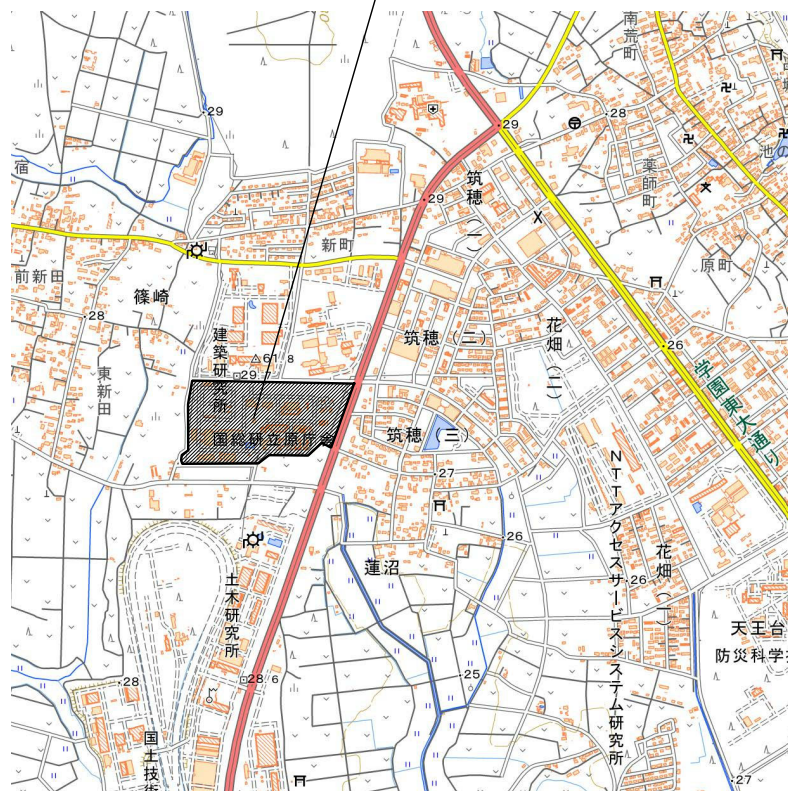
ラスの材料

素材による区分	()
・バルコニー用	()
・バルコニー中継用	()

<p>・フローリング張り</p> <p>・単層フローリング (フローリングボード1等) 工法 釘留め工法(・根太張り・直張り) ・接着工法 樹種 ※ なら 間伐材等の適用 適用する 適用しない</p> <p>・単層フローリング (フローリングブロック1等) 樹種 厚さ 大きさ 間伐材等の適用 適用する 適用しない</p> <p>・複合フローリング 工法 釘留め工法(・根太張り・直張り) ・接着工法 樹種 ※ なら 種別 ・A種 ・B種 ・C種 間伐材等の適用 適用する 適用しない</p> <p>フローリング及び接着剤のホルムアルデヒドの放出量 ※ 規制対象外 接着工法の場合の裏面接着材 ※合成樹脂発泡シート</p> <p>・現場塗装仕上げ ※ウレタン樹脂ワニス塗り ・オイルステインの上、ワックス塗り ・生地のままワックス塗り</p> <p>・畳敷き</p> <p>・せっこうボード、 その他のボード及び 合板張り</p>	<p>・壁紙張り</p> <p>・断熱材</p> <p>・フリーアクセスフロア</p> <p>・可動間仕切</p> <p>・移動間仕切</p>	<p>ホルムアルデヒド放出量 ※規制対象外</p> <p>壁紙の種類</p> <p>施工箇所 紙 繊維 フック 無機質 その他</p> <p>防火性能</p> <p>備考</p> <p>モルタル・プラスチックの素地ごしらえ ※B種 ・A種 コンクリートの素地ごしらえ ※B種 ・A種 せっこうボード面の素地ごしらえ ※B種 ・A種</p> <p>フェノールフォーム断熱材、保温材又は接着剤のホルムアルデヒド放出量 ※規制対象外 ・断熱材打込み工法</p> <table border="1" style="width:100%; text-align: center;"> <tr> <th>種類</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>施工箇所</th> </tr> <tr> <td>・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (スキム層なし)</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・硬質ウレタンフォーム断熱材</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・フェノールフォーム断熱材</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </table> <p>・断熱材現場発泡工法 断熱材の種類 ・A種1またはA種1H 吹付け厚さ(mm) ・25 ・30 施工箇所 ・図示</p> <p>現場発泡断熱材の品質・性能・試験方法 別表による</p> <p>寸法精度 ※標準仕様書20.2.2(2)(オ)(a)～(e)による ・以下による パネルの長さの寸法精度 () パネルの平面形状(角度)の寸法精度 () フリーアクセスフロアの高さの寸法精度 ()</p> <p>性能・試験方法 別表による</p> <table border="1" style="width:100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">構造形式による種類</th> <th rowspan="2">構成基材の種類</th> <th colspan="2">表面仕上材</th> <th rowspan="2">遮音性 (dB/500Hz)</th> <th rowspan="2">防火性能</th> </tr> <tr> <th>パネル表面仕上げ</th> <th>表面仕上材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・スタッド式(内蔵)</td> <td>・スタッド</td> <td>・パネル</td> <td>・ポリシノ樹脂焼付又は 77%樹脂焼付</td> <td>・0 ・12</td> <td>・不燃</td> </tr> <tr> <td>・スタッド式(露出)</td> <td></td> <td></td> <td>・壁紙張り</td> <td>・20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・パネル式</td> <td></td> <td></td> <td>・壁紙張り</td> <td>・28</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・スタッドパネル式</td> <td></td> <td></td> <td>・壁紙張り</td> <td>・36</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>パネル内に取付ける建具・あり(※図示) ・なし ドアクローザー、丁番、錠前、上げ落とし、標準仕様書16章8節の建具用金物に 対応する材質とする。</p> <p>表面仕上材を壁紙張りとする場合の品質・性能は標準仕様書19章による パネル材料のホルムアルデヒド放出量 ※JIS A 6512によりF☆☆☆☆以上</p> <table border="1" style="width:100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">構造形式</th> <th rowspan="2">操作方式による種類</th> <th rowspan="2">パネル吊接 装置の 操作方式</th> <th rowspan="2">パネル厚さ (mm)</th> <th rowspan="2">パネル表面仕上材</th> <th rowspan="2">遮音性 (dB/500Hz)</th> </tr> <tr> <th>材質</th> <th>仕上げ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・平行方向 移動式</td> <td>・手動式</td> <td>・プッシュ式</td> <td>・</td> <td>・鋼板</td> <td>・36未満</td> </tr> <tr> <td>・二方向 移動式</td> <td>・電動式</td> <td>・ハンドル式</td> <td>・</td> <td>・壁紙張り</td> <td>・36以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・部分電動式</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table> <p>パネル表面仕上げ材の壁紙張りの品質・性能は標準仕様書19章による 遮音性能は、JIS A 6512に準拠し、中心周波数500Hzの音についての透過損失とする ハンガーレールの取付け下地の精強</p> <p>・図示 ※取付け全重量の5倍以上の荷重に対して、使用上支障のない耐力及び変形量となるように 精強する。</p> <p>ランナー ※パネル重量の5倍の荷重を、パネル1枚に使用するランナー数で除した値に対して、 耐力及び変形量が使用上支障のないものとする。</p> <p>品質・性能及び試験方法 別表による</p>	種類	厚さ(mm)	施工箇所	・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	・	・	・押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (スキム層なし)	・	・	・硬質ウレタンフォーム断熱材	・	・	・フェノールフォーム断熱材	・	・	構造形式による種類	構成基材の種類	表面仕上材		遮音性 (dB/500Hz)	防火性能	パネル表面仕上げ	表面仕上材	・スタッド式(内蔵)	・スタッド	・パネル	・ポリシノ樹脂焼付又は 77%樹脂焼付	・0 ・12	・不燃	・スタッド式(露出)			・壁紙張り	・20		・パネル式			・壁紙張り	・28		・スタッドパネル式			・壁紙張り	・36		構造形式	操作方式による種類	パネル吊接 装置の 操作方式	パネル厚さ (mm)	パネル表面仕上材	遮音性 (dB/500Hz)	材質	仕上げ	・平行方向 移動式	・手動式	・プッシュ式	・	・鋼板	・36未満	・二方向 移動式	・電動式	・ハンドル式	・	・壁紙張り	・36以上		・部分電動式	・	・	・	・	<p>・トイレブース</p> <p>・階段滑り止め</p> <p>・手すり</p> <p>・黒板及び ホワイトボード</p> <p>・鏡</p> <p>・表示</p> <p>・煙突ライニング</p> <p>・ブラインド</p> <p>・ロールスクリーン</p> <p>・カーテン</p> <p>・カーテンレール</p> <p>・ブラインドボックス 及びカーテンボックス</p>	<p>・天井点検口</p> <p>・床点検口</p> <p>・耐震スリット</p> <p>・止水板</p> <p>・エキスパンション ジョイント金物</p> <p>・流し台ユニット</p> <p>・旗竿</p> <p>・旗竿受金物</p> <p>・車止め支柱</p> <p>・フェンス</p> <p>・プレキャスト コンクリート</p> <p>・間知石及びコンクリート 間知ブロック積み</p>	<table border="1" style="width:100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>材料</th> <th>寸法</th> <th>形式</th> <th>外枠</th> <th>内枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・アルミニウム製 ・</td> <td>・450×450 ・600×600</td> <td>・一般形 ・気密形</td> <td>・屋内外用 ・屋内用</td> <td>・顔縁タイプ ・顔縁タイプ ・目地タイプ ・目地タイプ</td> </tr> </tbody> </table> <p>品質・性能・試験方法 別表による</p> <table border="1" style="width:100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>材料</th> <th>寸法</th> <th>形式</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・アルミニウム製 ・ステンレス製 ・銅製</td> <td>・450×450 ・600×600</td> <td>・一般形 ・密閉形</td> <td>・屋内外用 ・屋内用 ・鍵付き</td> </tr> </tbody> </table> <p>品質・性能・試験方法 別表による</p> <table border="1" style="width:100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>方向</th> <th>タイプ</th> <th>耐火性能</th> <th>防水性能</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・垂直方向 ・水平方向</td> <td>・完全(全貫通型)</td> <td>・耐火型</td> <td>・有り ・無し</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>目地</p> <table border="1" style="width:100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>目地</th> <th>内壁</th> <th>外壁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目地材</td> <td>・シーリング材(見え掛かり部のみ) ・</td> <td>・シーリング材(見え掛かり部のみ) ・シーリング材(内外とも)</td> </tr> <tr> <td>目地寸法(mm)</td> <td>・幅20×深さ10</td> <td>・幅20×深さ10</td> </tr> </tbody> </table> <p>目地材の材質は標準仕様書表9.7.11による</p> <p>形式 ・差込式 ・据置式 ・壁張り式 施工箇所 ・図示</p> <p>建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による(下表)</p> <table border="1" style="width:100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>材質</th> <th>層区分</th> <th>建築物のリアランス(mm)</th> <th>変位許容量(mm)</th> <th>耐火性能</th> <th>耐震性能</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・アルミ ニウム製</td> <td>() 層</td> <td>・50</td> <td>() 以上</td> <td>() 有り</td> <td>() 有り</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ステン レス製</td> <td>～() 層</td> <td>・100 ・150</td> <td>() 以上</td> <td>() 有り (その他) ・無し</td> <td>() 有り (その他) ・無し</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・アルミ ニウム製</td> <td>() 層</td> <td>・50</td> <td>() 以上</td> <td>() 有り</td> <td>() 有り</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ステン レス製</td> <td>～() 層</td> <td>・100 ・150</td> <td>() 以上</td> <td>() 有り (その他) ・無し</td> <td>() 有り (その他) ・無し</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>外部に設置するものは、防水型とする。 エキスパンションジョイントカバーには、脱脂防止措置を講ずる。</p> <table border="1" style="width:100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">材質</th> <th colspan="3">寸法(mm)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>W</th> <th>D</th> <th>H</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・流し台</td> <td>・1200 ・1500 ・1800</td> <td>・550 ・600 ・650</td> <td>・800 ・850</td> <td>市販品 トラップ付き 天板ステンレス製</td> </tr> <tr> <td>・コンロ台</td> <td>・600</td> <td>・550 ・600 ・650</td> <td>・620 ・670</td> <td>市販品 バックガード有り 天板ステンレス製</td> </tr> <tr> <td>・つり戸棚</td> <td>・1200 ・900</td> <td>・450</td> <td>・500 ・700</td> <td>市販品</td> </tr> <tr> <td>・水切り</td> <td>・1200 ・900 ・600</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>市販品 ステンレス製 ・1段式</td> </tr> </tbody> </table> <p>形状 ※図示 品質・性能 (1) 外観は、JIS A 4420「キッチン設備の構成材」の4.1による。 (2) 構成材は、JIS A 4420の8により試験を行ったとき、表1の規定による。</p> <table border="1" style="width:100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>材質</th> <th>形式</th> <th>高さ(mm)</th> <th>操作方式</th> <th>固定方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・アルミニウム合金製</td> <td>・テーパー式 ・断面両面式</td> <td>・</td> <td>・ハンドル式 ・ロープ式</td> <td>・埋込式 ・ベース式 ・バンド式</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>材 種 ・ステンレス製(SUS 304)</p> <table border="1" style="width:100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>形式</th> <th>材質</th> <th>柱径、肉厚(mm)</th> <th>高さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・上下式顔内蔵式 ・</td> <td>・標準品 ・スプリング式</td> <td>・ステンレス製</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table> <p>材 種 ・ステンレス製(SUS 304)</p> <p>フェンスの種類 ・ビニル被覆エキスパンドフェンス ・樹脂塗装メッシュフェンス ・鋼管フェンス ・アルミフェンス</p> <p>高さ ・図示</p> <p>コンクリートの設計基準強度 ・図示 ※水セメント比55%以下、単位セメント量の最小値300kg/m²を満足する割合強度 配筋 ・図示 ※配筋を定めた計算書を監督職員に提出する。 取付け方法 ※図示</p> <table border="1" style="width:100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>材料</th> <th>種類</th> <th>質量区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・間知石</td> <td>・花こう岩 ・凝灰岩</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・コンクリート 間知ブロック</td> <td>・</td> <td>・A ・B</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>積み方 ※谷積み ・布積み 目塗り ・図示 伸縮調整目地 材質 ・図示 厚さ ・図示</p>	材料	寸法	形式	外枠	内枠	・アルミニウム製 ・	・450×450 ・600×600	・一般形 ・気密形	・屋内外用 ・屋内用	・顔縁タイプ ・顔縁タイプ ・目地タイプ ・目地タイプ	材料	寸法	形式	備考	・アルミニウム製 ・ステンレス製 ・銅製	・450×450 ・600×600	・一般形 ・密閉形	・屋内外用 ・屋内用 ・鍵付き	方向	タイプ	耐火性能	防水性能	備考	・垂直方向 ・水平方向	・完全(全貫通型)	・耐火型	・有り ・無し		目地	内壁	外壁	目地材	・シーリング材(見え掛かり部のみ) ・	・シーリング材(見え掛かり部のみ) ・シーリング材(内外とも)	目地寸法(mm)	・幅20×深さ10	・幅20×深さ10	材質	層区分	建築物のリアランス(mm)	変位許容量(mm)	耐火性能	耐震性能	備考	・アルミ ニウム製	() 層	・50	() 以上	() 有り	() 有り		・ステン レス製	～() 層	・100 ・150	() 以上	() 有り (その他) ・無し	() 有り (その他) ・無し		・アルミ ニウム製	() 層	・50	() 以上	() 有り	() 有り		・ステン レス製	～() 層	・100 ・150	() 以上	() 有り (その他) ・無し	() 有り (その他) ・無し		材質	寸法(mm)			備考	W	D	H	・流し台	・1200 ・1500 ・1800	・550 ・600 ・650	・800 ・850	市販品 トラップ付き 天板ステンレス製	・コンロ台	・600	・550 ・600 ・650	・620 ・670	市販品 バックガード有り 天板ステンレス製	・つり戸棚	・1200 ・900	・450	・500 ・700	市販品	・水切り	・1200 ・900 ・600	・	・	市販品 ステンレス製 ・1段式	材質	形式	高さ(mm)	操作方式	固定方法	備考	・アルミニウム合金製	・テーパー式 ・断面両面式	・	・ハンドル式 ・ロープ式	・埋込式 ・ベース式 ・バンド式		形式	材質	柱径、肉厚(mm)	高さ(mm)	・上下式顔内蔵式 ・	・標準品 ・スプリング式	・ステンレス製	・	材料	種類	質量区分	備考	・間知石	・花こう岩 ・凝灰岩	・	・	・コンクリート 間知ブロック	・	・A ・B	
種類	厚さ(mm)	施工箇所																																																																																																																																																																																																																
・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	・	・																																																																																																																																																																																																																
・押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (スキム層なし)	・	・																																																																																																																																																																																																																
・硬質ウレタンフォーム断熱材	・	・																																																																																																																																																																																																																
・フェノールフォーム断熱材	・	・																																																																																																																																																																																																																
構造形式による種類	構成基材の種類	表面仕上材		遮音性 (dB/500Hz)	防火性能																																																																																																																																																																																																													
		パネル表面仕上げ	表面仕上材																																																																																																																																																																																																															
・スタッド式(内蔵)	・スタッド	・パネル	・ポリシノ樹脂焼付又は 77%樹脂焼付	・0 ・12	・不燃																																																																																																																																																																																																													
・スタッド式(露出)			・壁紙張り	・20																																																																																																																																																																																																														
・パネル式			・壁紙張り	・28																																																																																																																																																																																																														
・スタッドパネル式			・壁紙張り	・36																																																																																																																																																																																																														
構造形式	操作方式による種類	パネル吊接 装置の 操作方式	パネル厚さ (mm)	パネル表面仕上材	遮音性 (dB/500Hz)																																																																																																																																																																																																													
						材質	仕上げ																																																																																																																																																																																																											
・平行方向 移動式	・手動式	・プッシュ式	・	・鋼板	・36未満																																																																																																																																																																																																													
・二方向 移動式	・電動式	・ハンドル式	・	・壁紙張り	・36以上																																																																																																																																																																																																													
	・部分電動式	・	・	・	・																																																																																																																																																																																																													
材料	寸法	形式	外枠	内枠																																																																																																																																																																																																														
・アルミニウム製 ・	・450×450 ・600×600	・一般形 ・気密形	・屋内外用 ・屋内用	・顔縁タイプ ・顔縁タイプ ・目地タイプ ・目地タイプ																																																																																																																																																																																																														
材料	寸法	形式	備考																																																																																																																																																																																																															
・アルミニウム製 ・ステンレス製 ・銅製	・450×450 ・600×600	・一般形 ・密閉形	・屋内外用 ・屋内用 ・鍵付き																																																																																																																																																																																																															
方向	タイプ	耐火性能	防水性能	備考																																																																																																																																																																																																														
・垂直方向 ・水平方向	・完全(全貫通型)	・耐火型	・有り ・無し																																																																																																																																																																																																															
目地	内壁	外壁																																																																																																																																																																																																																
目地材	・シーリング材(見え掛かり部のみ) ・	・シーリング材(見え掛かり部のみ) ・シーリング材(内外とも)																																																																																																																																																																																																																
目地寸法(mm)	・幅20×深さ10	・幅20×深さ10																																																																																																																																																																																																																
材質	層区分	建築物のリアランス(mm)	変位許容量(mm)	耐火性能	耐震性能	備考																																																																																																																																																																																																												
・アルミ ニウム製	() 層	・50	() 以上	() 有り	() 有り																																																																																																																																																																																																													
・ステン レス製	～() 層	・100 ・150	() 以上	() 有り (その他) ・無し	() 有り (その他) ・無し																																																																																																																																																																																																													
・アルミ ニウム製	() 層	・50	() 以上	() 有り	() 有り																																																																																																																																																																																																													
・ステン レス製	～() 層	・100 ・150	() 以上	() 有り (その他) ・無し	() 有り (その他) ・無し																																																																																																																																																																																																													
材質	寸法(mm)			備考																																																																																																																																																																																																														
	W	D	H																																																																																																																																																																																																															
・流し台	・1200 ・1500 ・1800	・550 ・600 ・650	・800 ・850	市販品 トラップ付き 天板ステンレス製																																																																																																																																																																																																														
・コンロ台	・600	・550 ・600 ・650	・620 ・670	市販品 バックガード有り 天板ステンレス製																																																																																																																																																																																																														
・つり戸棚	・1200 ・900	・450	・500 ・700	市販品																																																																																																																																																																																																														
・水切り	・1200 ・900 ・600	・	・	市販品 ステンレス製 ・1段式																																																																																																																																																																																																														
材質	形式	高さ(mm)	操作方式	固定方法	備考																																																																																																																																																																																																													
・アルミニウム合金製	・テーパー式 ・断面両面式	・	・ハンドル式 ・ロープ式	・埋込式 ・ベース式 ・バンド式																																																																																																																																																																																																														
形式	材質	柱径、肉厚(mm)	高さ(mm)																																																																																																																																																																																																															
・上下式顔内蔵式 ・	・標準品 ・スプリング式	・ステンレス製	・																																																																																																																																																																																																															
材料	種類	質量区分	備考																																																																																																																																																																																																															
・間知石	・花こう岩 ・凝灰岩	・	・																																																																																																																																																																																																															
・コンクリート 間知ブロック	・	・A ・B																																																																																																																																																																																																																



申請地 国立研究開発法人 建築研究所
茨城県つくば市立原1番地



申請建物
最高高さ：8.015 m 最高軒高：6.75 m



株式会社 岡野建築設計事務所
茨城県つくば市ノ室2026-1 TEL 029 (857) 2285
FAX 029 (857) 4551

工事名 風雨実験棟大動風圧載荷試験装置等上屋新築工事
承認 検図 担当 製図
一級建築士登録：第189733号 井坂公一

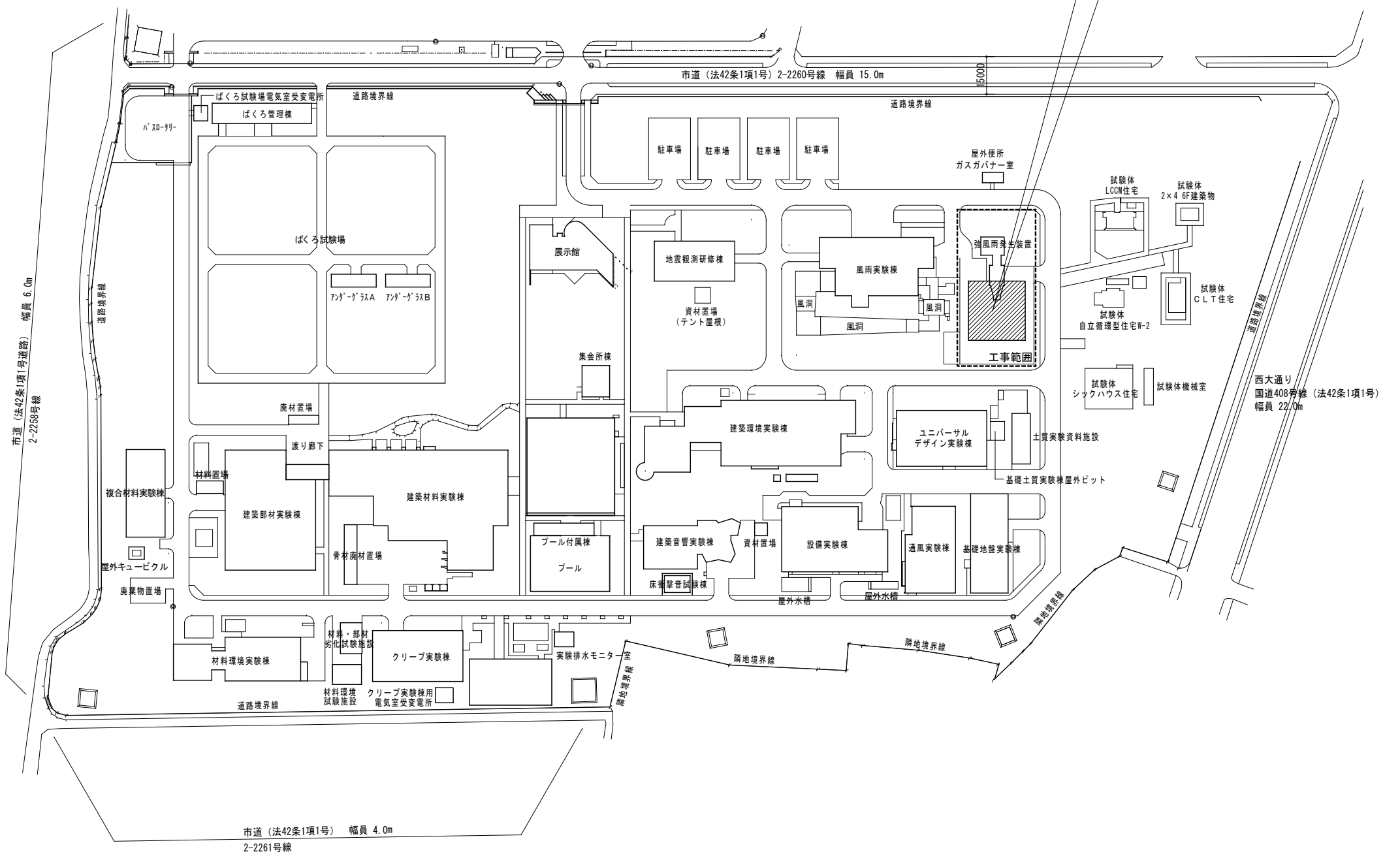
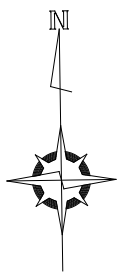
図名 附近案内図・全体配置図
図番 国立研究開発法人建築研究所

縮尺 1:1000 (A3版 1:2000)
(A4版 1:2830)
作成年月日 2022年 3月

図面番号 A-09 09/48



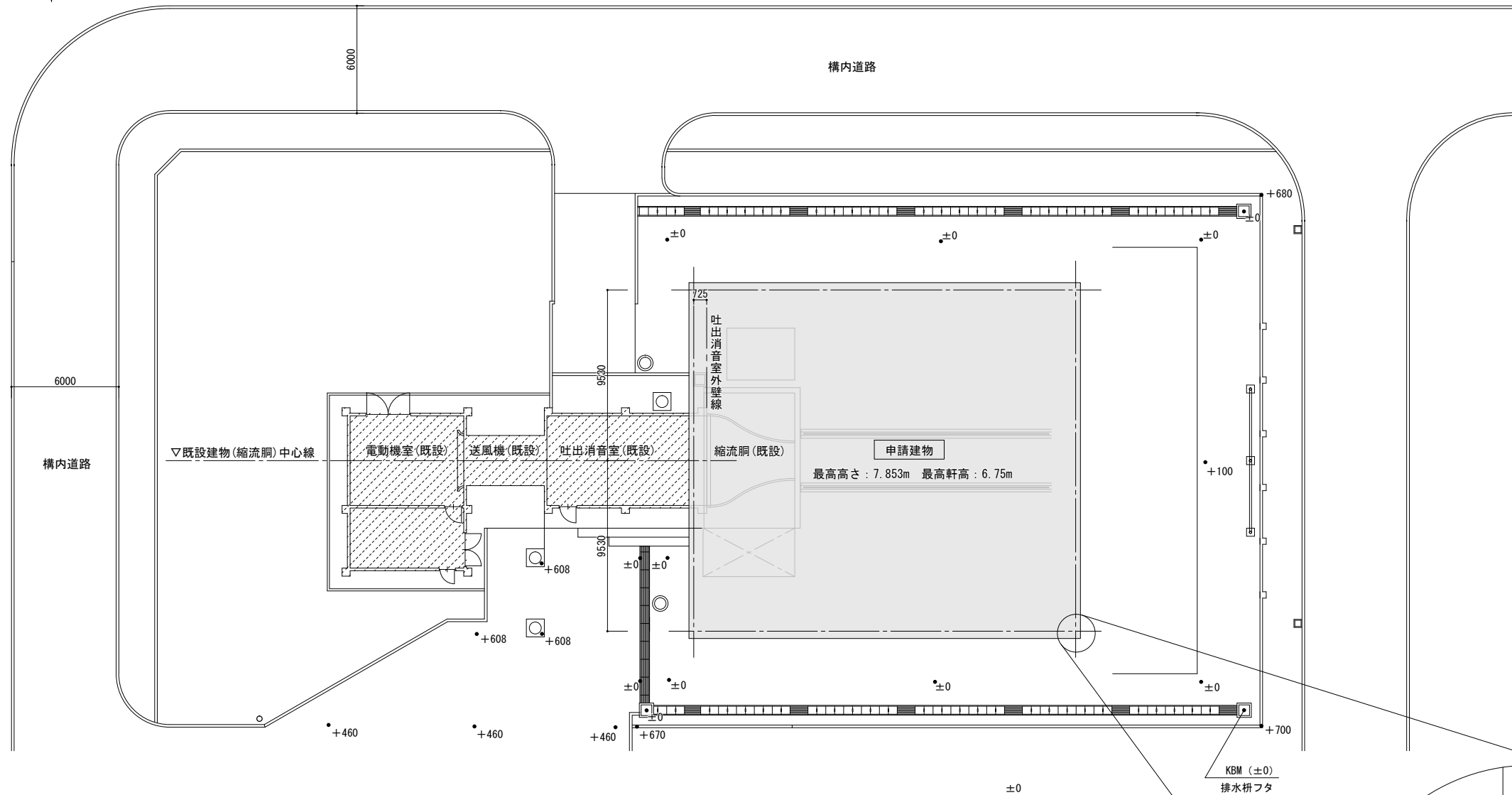
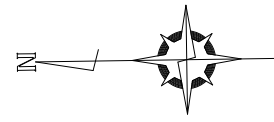
申請地 国立研究開発法人 建築研究所
茨城県つくば市立原1番地



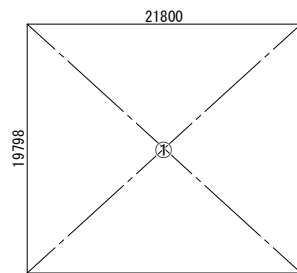
 **株式会社 岡野建築設計事務所**
茨城県つくば市上ノ室2026-1 TEL 029 (857) 2285
FAX 029 (857) 4551

工事名 風雨実験棟実大動風圧荷試験装置等上屋新築工事
承認 検図 担当 製図 図名
一級建築士登録：第189733号 井坂公一

図名	附近案内図・全体配置図	縮尺	1:1000 (A3版1:2000)	図面番号	A-09 09/48
図名	国立研究開発法人建築研究所	作成年月日	2022年 3月		

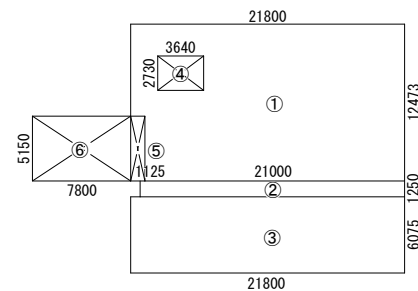


配置図 (1:150)



建築面積			
①	21.800	×	19.798 = 431.596 m ²
	建築面積		431.59 m ²

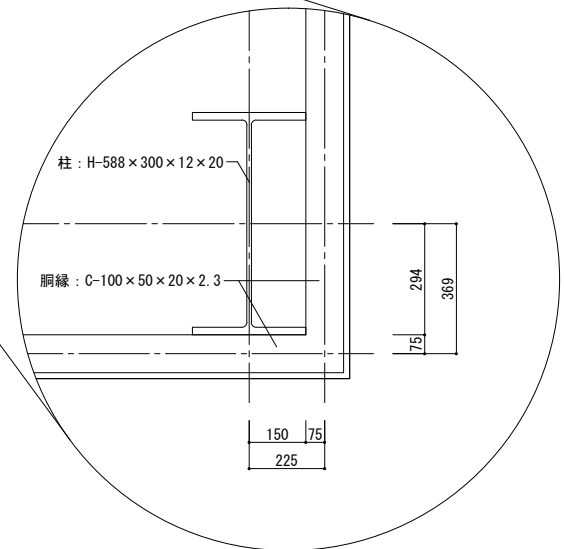
建築面積求積図 (1:300)



床面積			
①	21.800	×	12.473 = 271.911 m ²
②	21.000	×	1.250 = 26.250 m ²
③	21.800	×	6.075 = 132.435 m ²
④	3.640	×	2.730 = △ 9.937 m ²
⑤	1.125	×	5.150 = △ 5.794 m ²
	合計		414.865 m ²
	延床面積		414.86 m ²

申請以外の床面積			
④	3.640	×	2.730 = 9.937 m ²
⑤	0.650	×	5.150 = 3.3475 m ²
⑥	8.275	×	5.150 = 42.6163 m ²
	合計		55.9010 m ²
	申請以外の床面積		55.90 m ²

床面積求積図 (1:300)



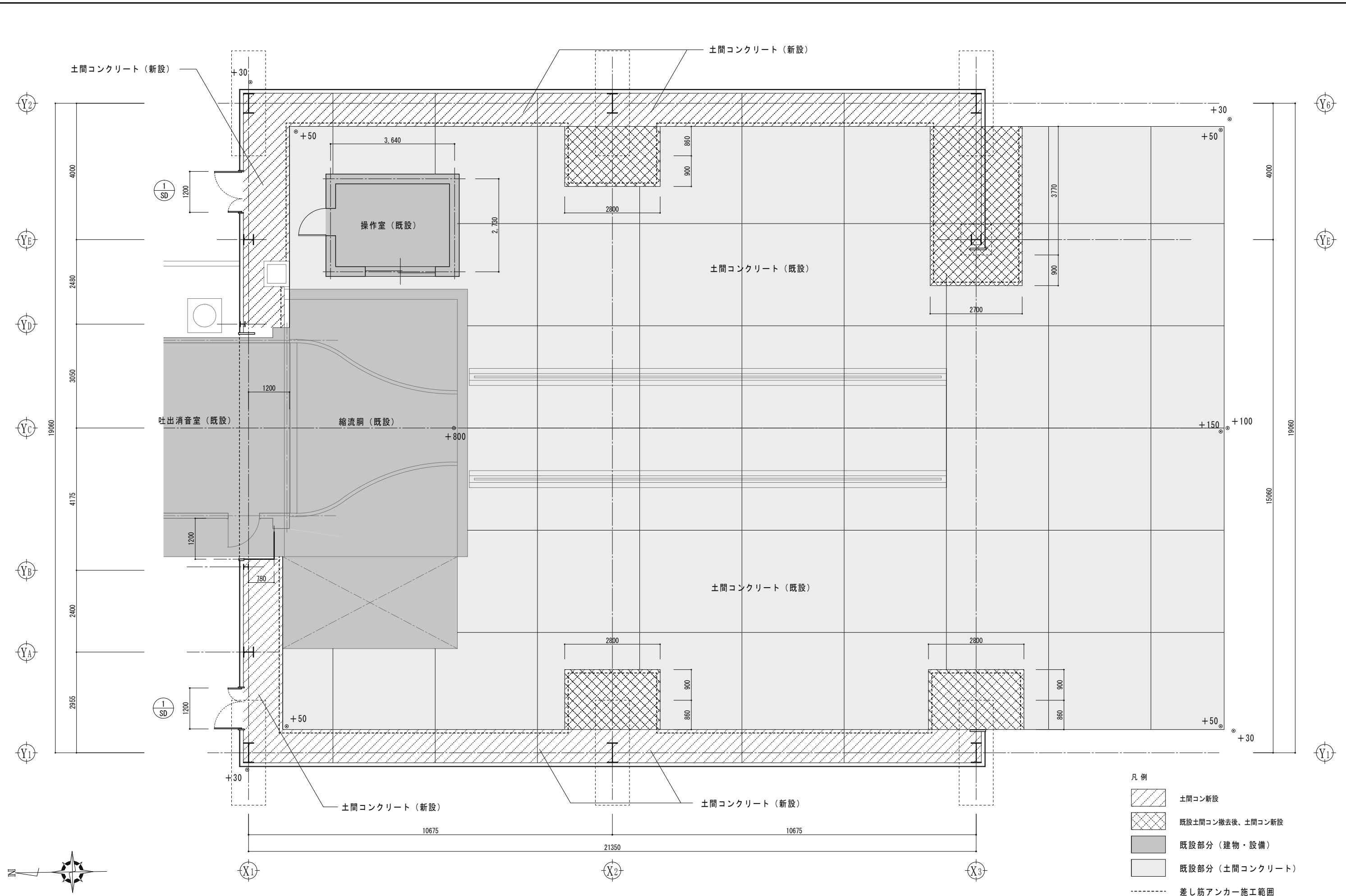
株式会社 岡野建築設計事務所

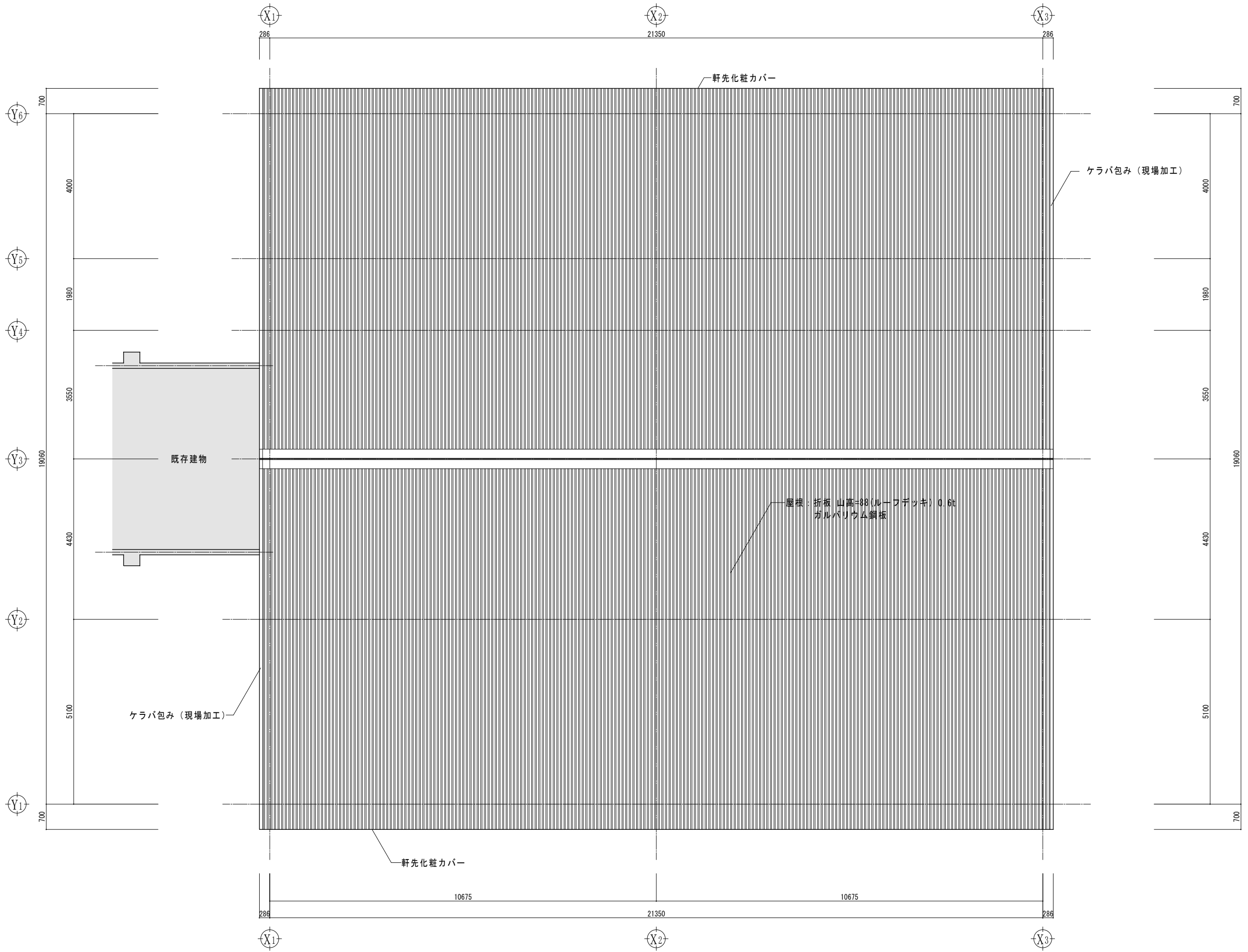
工事名 風雨実験棟大動風圧載荷試験装置等上屋新築工事
 一級建築士登録: 第189733号 井坂公一

承認 検図 担当 製図

図名 配置図・建築面積求積図・床面積求積図
 図面番号 国立研究開発法人 建築研究所

縮尺 1:150 (A3版 1:300) (A4版 1:425)
 作成年月日 2022年 3月





株式会社 岡野建築設計事務所

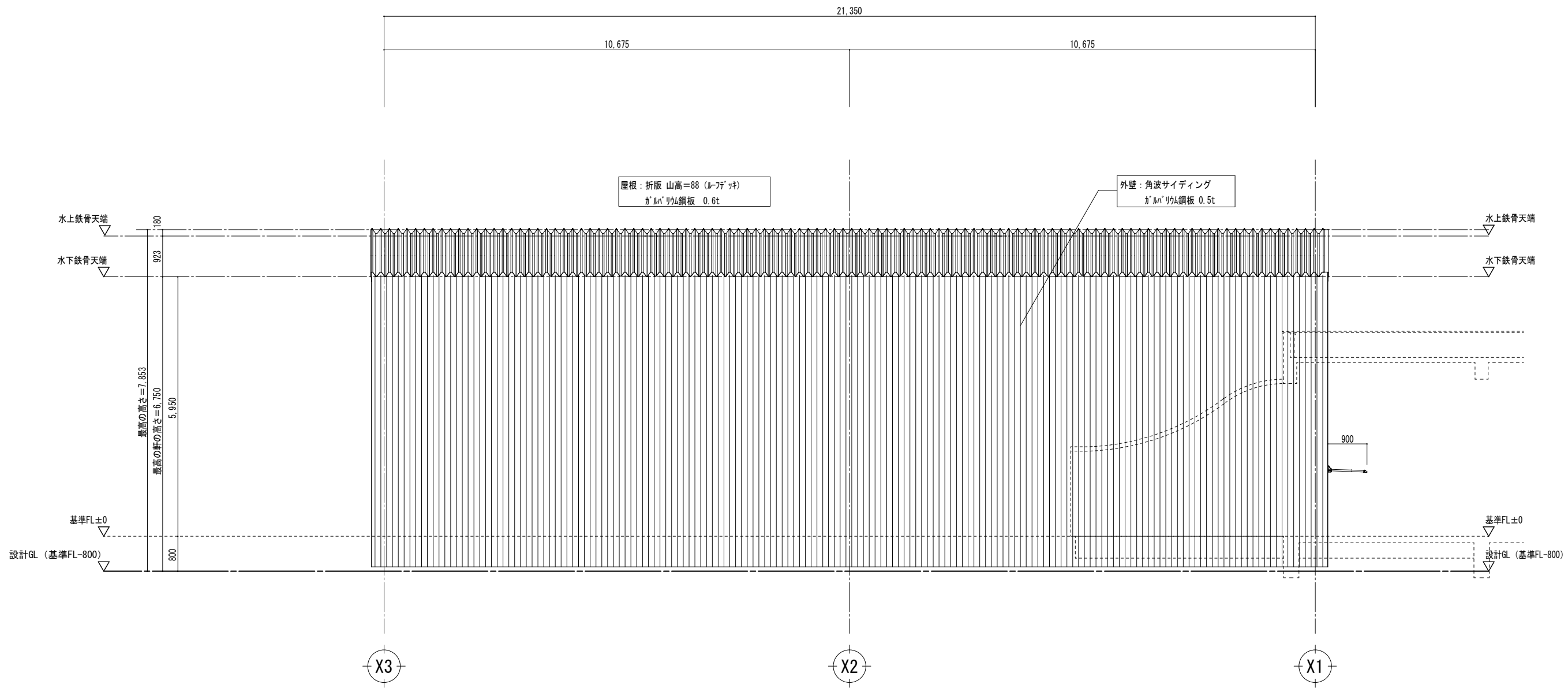
工事名 風雨実験棟実大動風圧載荷試験装置等上屋新築工事
 一級建築士登録: 第189733号 井坂公一

承認	検図	担当	製図	図名
				平面図

図名 平面図
 国立研究開発法人建築研究所

縮尺 1:50 (A3版 1:100)
 作成年月日 2022年 3月

図面番号 A-13 13/48



東側立面図



株式会社 岡野建築設計事務所
 茨城県つくば市上ノ室2026-1 TEL 029 (857) 2285
 FAX 029 (857) 4551

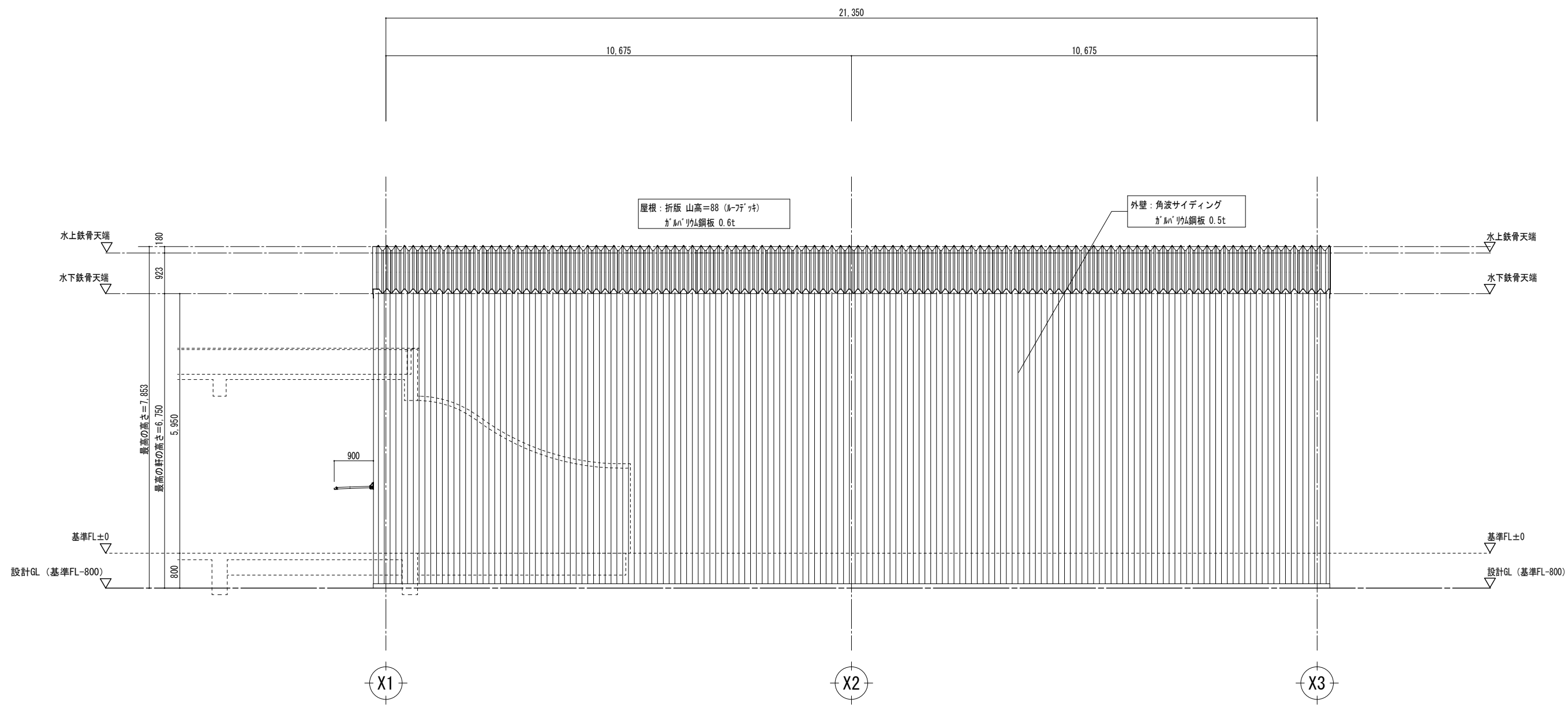
工事名 風雨実験棟実大動風圧載荷試験装置等上屋新築工事
 承認 検図 担当 製図
 一級建築士登録：第189733号 井坂公一

図名 立面図 東

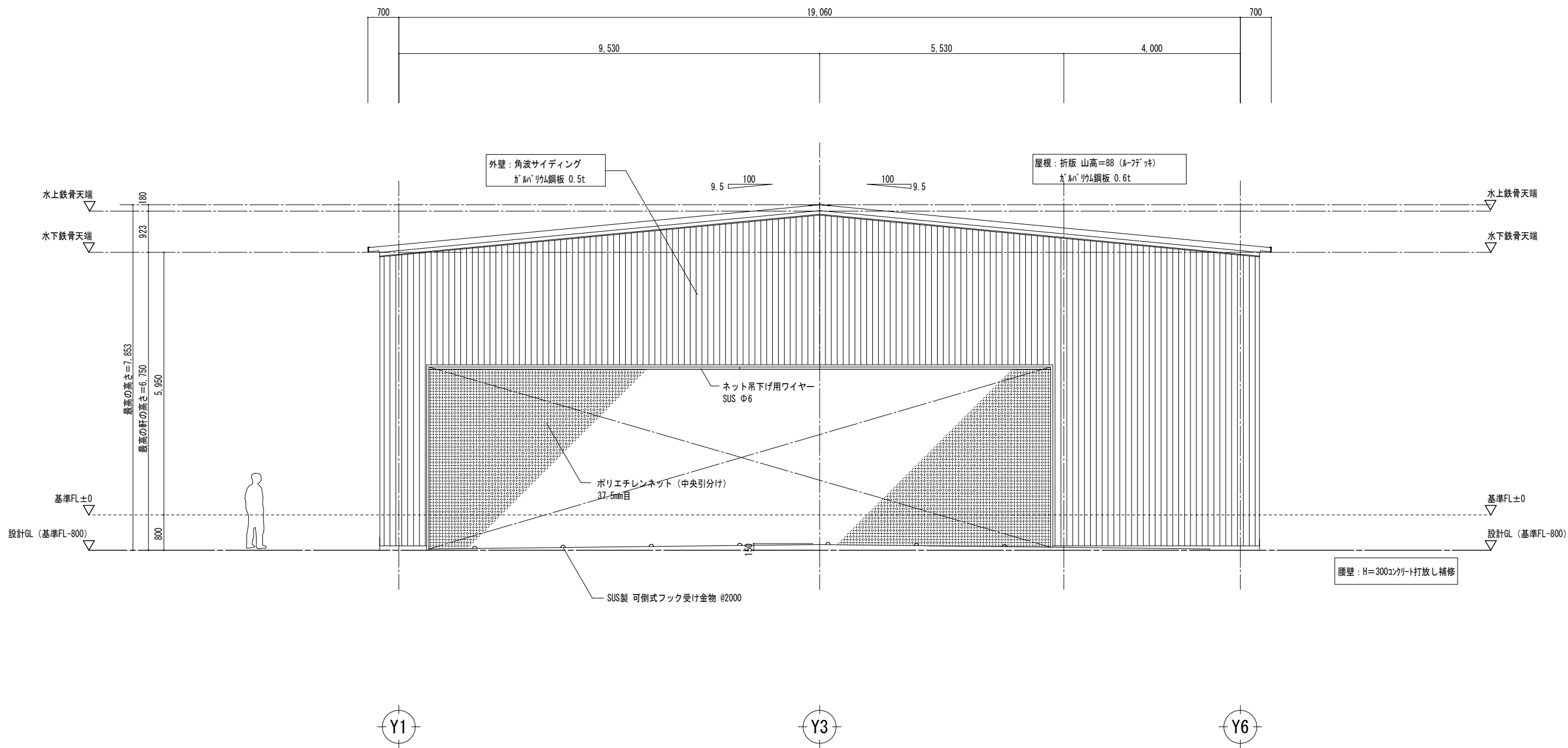
縮尺 1:50 (A3版 1:100)
 作成年月日 2022年 3月

図面番号 A-14 14/48

国立研究開発法人建築研究所



西側立面図



南側立面図



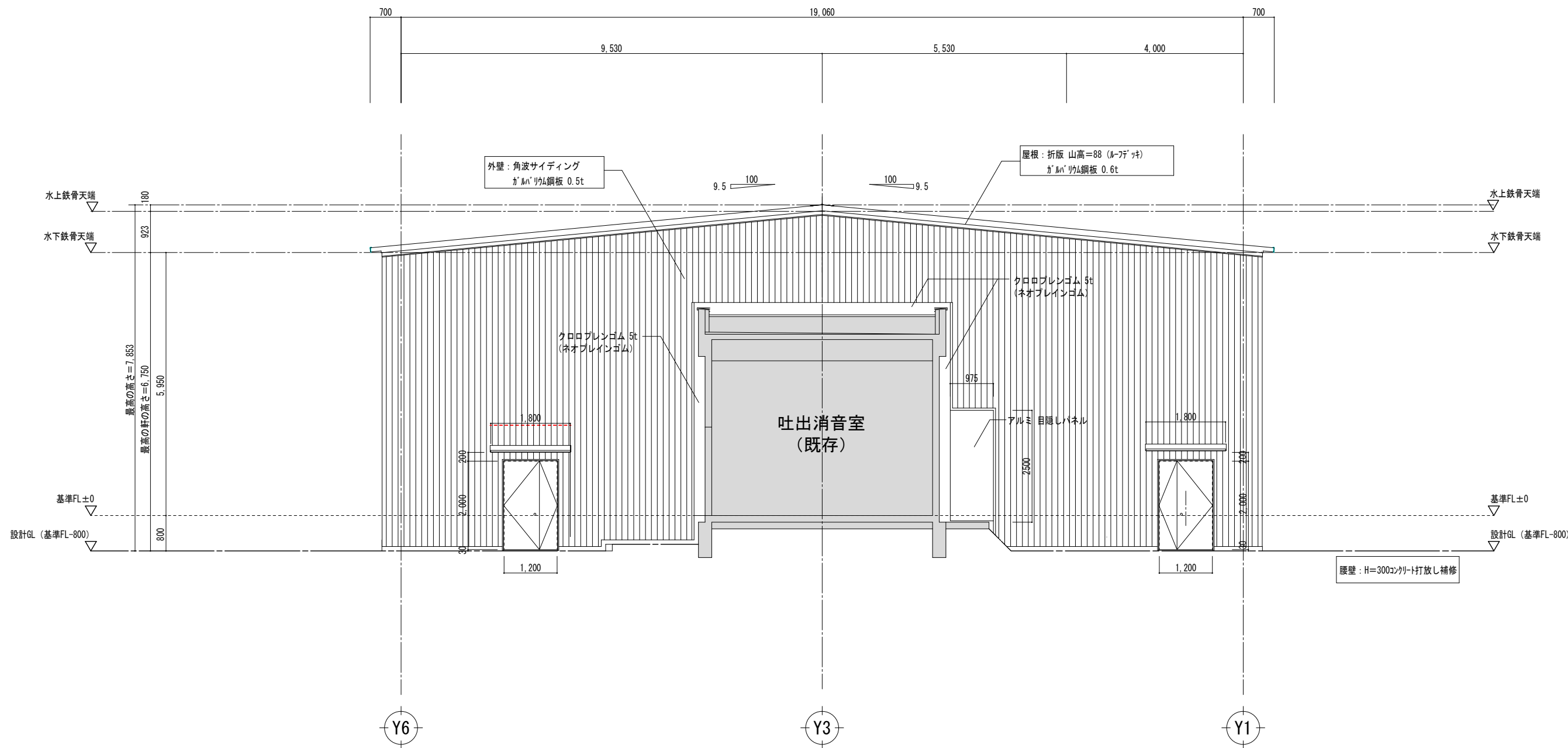
株式会社 岡野建築設計事務所
茨城県つくば市上ノ室2026-1 TEL 029 (857) 2285
FAX 029 (857) 4551

工事名 風雨実験棟実大動風圧载荷試験装置等上屋新築工事
承認 検図 担当 製図 図名
一級建築士登録：第189733号 井坂公一

図名 立面図 南
図面番号 国立研究開発法人建築研究所

縮尺 1:50 (A3版 1:100)
作成年月日 2022年 3月

図面番号 A-16 16/48



北側立面図



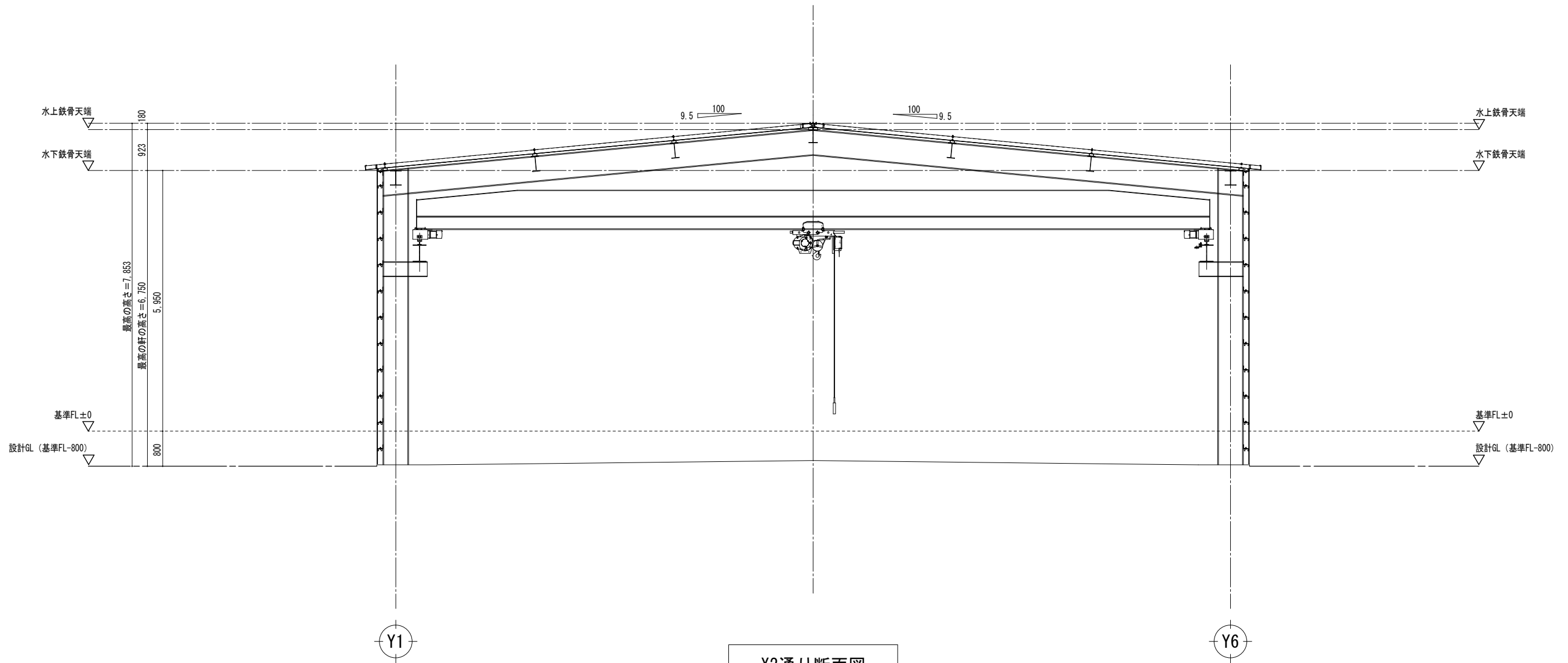
株式会社 岡野建築設計事務所
 茨城県つくば市上ノ室2026-1 TEL 029 (857) 2285
 FAX 029 (857) 4551


工事名 風雨実験棟実大動風圧載荷試験装置等上屋新築工事
 承認 検図 担当 製図
 一級建築士登録: 第189733号 井坂公一

図名 立面図 北
 国立研究開発法人建築研究所

縮尺 1:50 (A3版 1:100)
 作成年月日 2022年 3月

図面番号 A-17 17/48




株式会社 岡野建築設計事務所
 茨城県つくば市上ノ室2026-1 TEL 029 (857) 2285
 FAX 029 (857) 4551

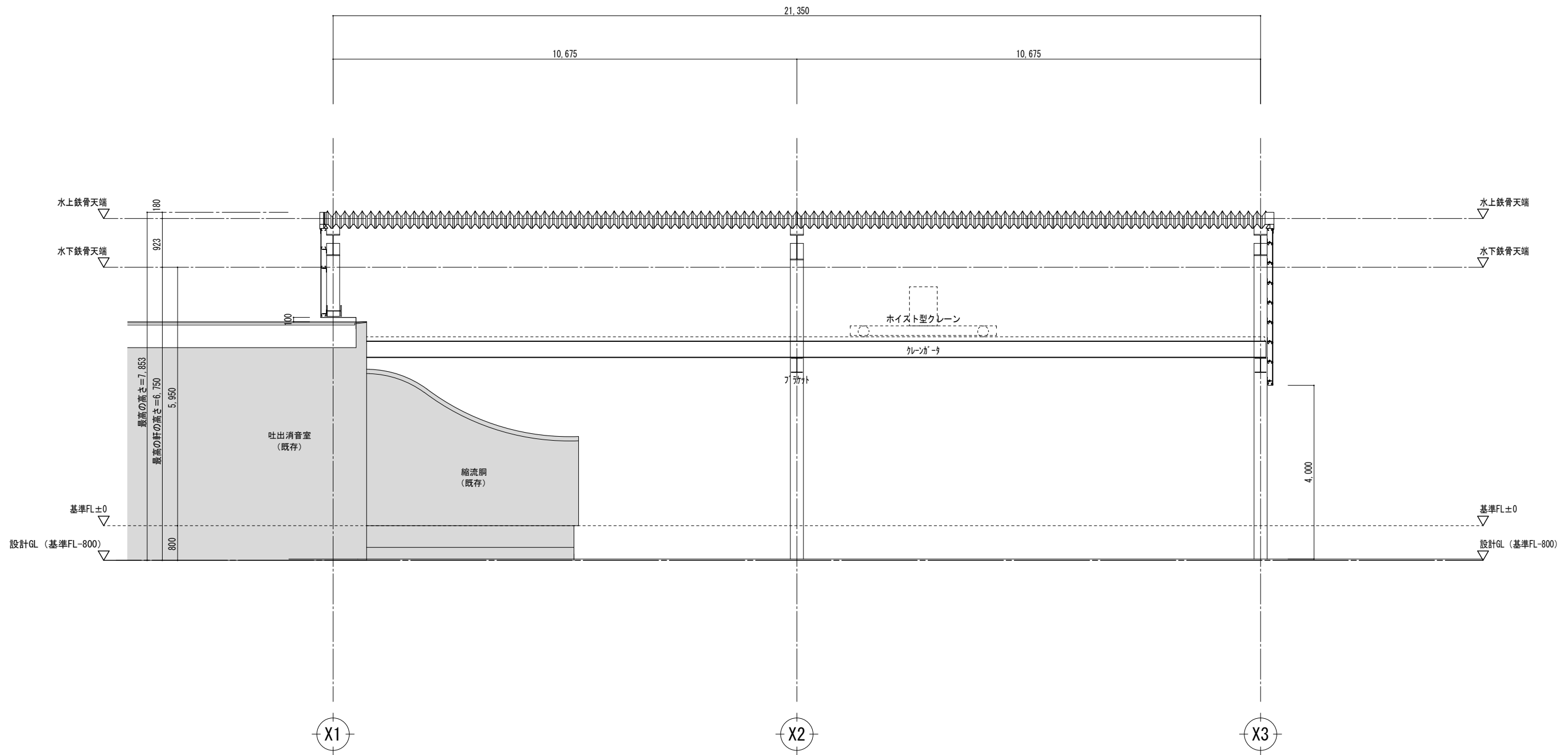
工事名 風雨実験棟実大動風圧載荷試験装置等上屋新築工事
 承認 検図 担当 製図
 一級建築士登録：第189733号 井坂公一

図名 断面図 (1)

縮尺 1:50 (A3版 1:100)
 作成年月日 2022年 3月

図面番号 A-18 18/48

国立研究開発法人建築研究所



Y1~Y2通り間断面詳細図

株式会社 岡野建築設計事務所
 茨城県つくば市上ノ室2026-1 TEL 029 (857) 2285
 FAX 029 (857) 4551

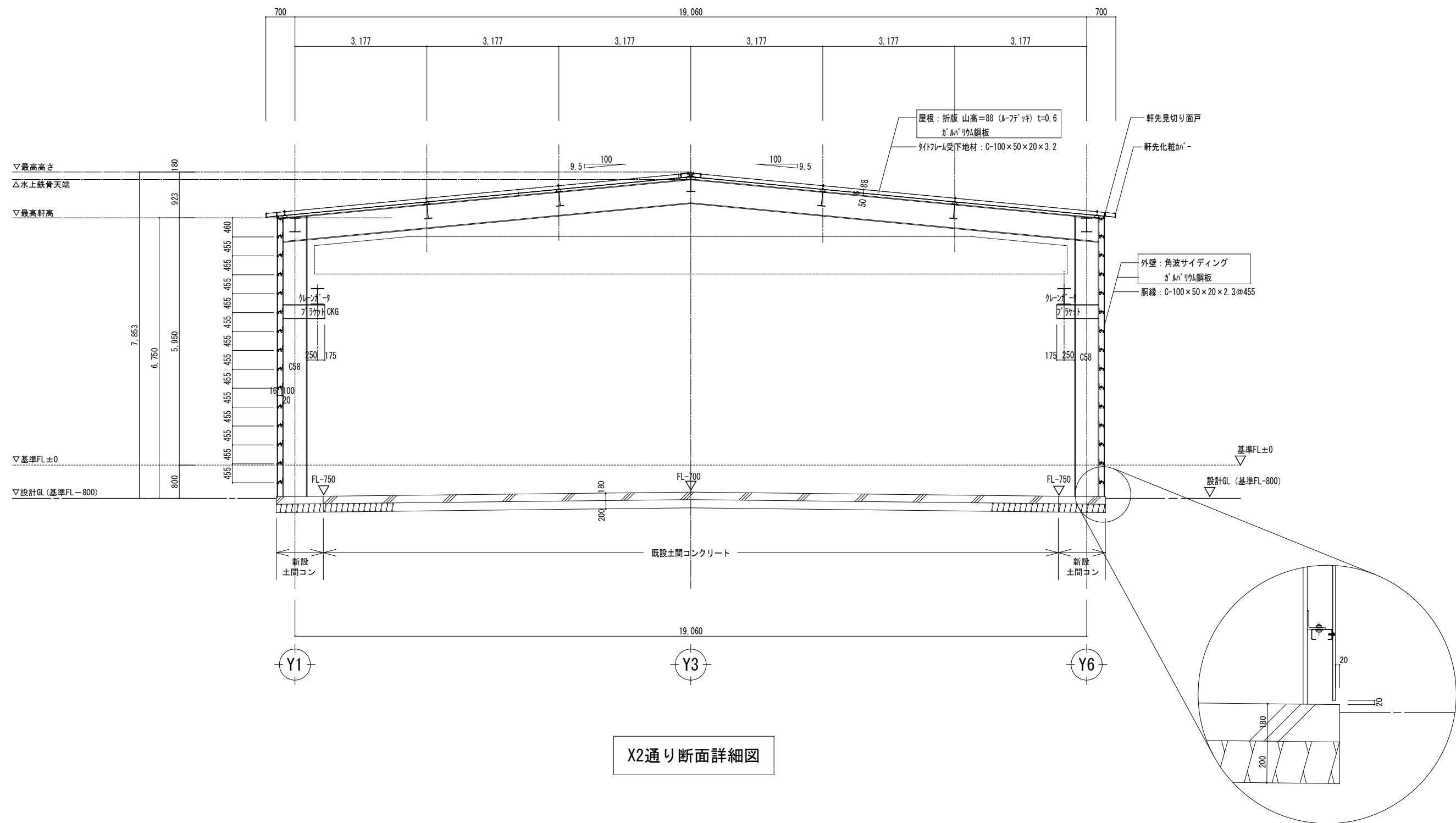
工事名 風雨実験棟実大動風圧載荷試験装置等上屋新築工事
 承認 検図 担当 製図
 一級建築士登録：第189733号 井坂公一

図名 断面図 (2)
 図号 国立研究開発法人建築研究所

縮尺 1:50 (A3版 1:100)
 作成年月日 2022年 3月

図面番号 A-19 19/48

共通事項				建具枠・くつずり詳細図				建具形状		寸法 (mm)		建具枠		ガラス		防火戸	建具金物	備考																											
表示略号	略号	建具	略号	ガラス	平面図表示建具金物記号	符号	形状番号	建具分類	数量	寸法 (mm)		枠見込 (mm)	枠振り記号	種類	厚さ (mm)	防火戸の種類	建具金物	備考																											
										幅 (W)	高さ (H)																																		
AD	アルミ製戸	P	フロート板ガラス		ドアローザ	A1		2	1200	2000	150	—	—	—	—	付属金物一式	既存マスターキー合わせ																												
AW	アルミ製窓	F	複層ガラス		ドアローザ	A2																																							
AG	アルミ製がらり	NF	網入型板ガラス		ドアローザ	A3																																							
S	鋼製三方枠	WF	網入型板ガラス		ドアローザ	A4																																							
SD	鋼製戸	NP	網入型板ガラス		ドアローザ	A5																																							
SW	鋼製窓	WP	網入型板ガラス		ドアローザ	A6																																							
SG	鋼製がらり	HAP	熱線吸収フロート板ガラス		ドアローザ	A7																																							
SS	重量シャッター	T ()	強化ガラス (材料板ガラス)		ドアローザ	A8																																							
LD	鋼製軽量戸	LG ()	複層ガラス (材料板ガラス)		ドアローザ	A9																																							
LS	軽量シャッター	HR ()	熱線反射ガラス (材料板ガラス)		ドアローザ	A10																																							
SSD	ステンレス製戸	DS ()	複層ガラス (材料板ガラス)		ドアローザ	A11																																							
SSW	ステンレス製窓	L ()	合わせガラス (材料板ガラス)		ドアローザ	A12																																							
SSG	ステンレス製がらり				ドアローザ	A13																																							
OHD	オーバーヘッドドア				ドアローザ	A14																																							
ACW	アルミ製カーテンウォール				ドアローザ	A15																																							
PD	樹脂製戸				ドアローザ	A16																																							
PW	樹脂製窓				ドアローザ	A17																																							
H	ふすま				ドアローザ	A18																																							
P	紙障子				ドアローザ	A19																																							
WD	木製戸				ドアローザ	A20																																							
(O-OO-OO)、(O-OO) は建築工事標準詳細図の詳細番号を示す。																																													
扉見込み寸法 (mm)				SD 40 (H=2,400以下、扉一枚の幅=950以下) LD 36 及び 50 (H=2,400超える、扉一枚の幅=1,600以下) H 20 (戸ふすまは30mm) SSD 50 (H=2,700以上、扉一枚の幅=1,500以下) P 24 60 (H=3,200以上、扉一枚の幅=2,000以下) WD 30 (H=1,000未満、扉一枚の幅=950以下) 36 (H=2,000未満、扉一枚の幅=950以下) 40 (H=2,400未満、扉一枚の幅=950以下)																																									
形状				(1) SDのうち、点検扉は特記以外は片面フラッシュ戸とする。 (2) 多機能便所片引戸の枠は(・6-25-1・6-25-2)による。 (3) 標準型建具、排煙窓の適用は「備考」欄による。 (4) 特殊な性能(簡易気密、防音、断熱、耐震)の建具の適用は「備考」欄による。 (5) 水切りの幅は、「備考」欄による。																																									
仕上げ				(1) S、SD、LD及びSGの仕上げは特記以外はSOPとする。 (2) SSの仕上げは特記以外はSOPとする。 (3) LDの合わせ及び小口包みは、(※鋼板・ステンレス鋼板)とする。 (4) SD及びLDのドアガラスは、鋼板①.2にSOP塗りとする。 (5) ふすまの上張りの種類は、「備考」欄による。																																									
建具金物				(1) ドアローザの適用は建具配置図(平面図)による。なお、ドアローザの取付は室内側を原則とする。 (2) 壁当たりとなる開き戸は壁面からの逃げ寸法を100mm程度とし、ドアローザの有無にかかわらず戸当たりを設ける。 (3) クレセント及び排煙窓の操作レバーの位置は床面から1,500mm以下とする。 (4) 扉の把手は原則レバーハンドルとし、握り玉の適用は「建具金物」欄による。 (5) 扉の握り玉、把手類の取付位置は床面から1,000mmとし、押板類は1,100mmとする。 (6) 自動ドアのセンサーは、「備考」欄による。 (7) 防犯建物部品は「備考」欄による。 (8) 下表以外の建具金物は、「備考」欄による。ただし、既製建具は製造所の指定とする。																																									
外部				<table border="1"> <tr> <td>一般扉</td> <td>丁番</td> <td>シリンダー錠錠 (片面サムターン)</td> </tr> <tr> <td>自由開き扉</td> <td>フロアセンジ (片自由、ストップ付き) シリンダー本締め錠 (片面サムターン)</td> <td>押棒 (引手) (内外共) はステンレス押棒 (HL又はNo.28仕上) (Lと450) 程度</td> </tr> <tr> <td>自動ドア (33付ログドア)</td> <td>引戸用本締め錠 (片面サムターン)</td> <td></td> </tr> </table>															一般扉	丁番	シリンダー錠錠 (片面サムターン)	自由開き扉	フロアセンジ (片自由、ストップ付き) シリンダー本締め錠 (片面サムターン)	押棒 (引手) (内外共) はステンレス押棒 (HL又はNo.28仕上) (Lと450) 程度	自動ドア (33付ログドア)	引戸用本締め錠 (片面サムターン)																			
一般扉	丁番	シリンダー錠錠 (片面サムターン)																																											
自由開き扉	フロアセンジ (片自由、ストップ付き) シリンダー本締め錠 (片面サムターン)	押棒 (引手) (内外共) はステンレス押棒 (HL又はNo.28仕上) (Lと450) 程度																																											
自動ドア (33付ログドア)	引戸用本締め錠 (片面サムターン)																																												
内部				<table border="1"> <tr> <td>一般室</td> <td>ビレットヒンジ</td> <td>シリンダー錠錠 (片面サムターン)</td> </tr> <tr> <td>湯沸室</td> <td>ビレットヒンジ</td> <td>錠なし</td> </tr> <tr> <td>便所、洗面所</td> <td>ビレットヒンジ</td> <td>錠なし</td> </tr> <tr> <td>鋼製軽量自閉装置付引戸</td> <td>自閉・制動装置 (ストップ付) ステンレス製振れ止め軸表示装置・非常開装置・大型サムターン付引き錠 (ロッド式) 押棒 (引手) (内外共) はステンレス押棒 (HL又はNo.28仕上) (Lと450) 程度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>随時閉鎖式防火戸</td> <td>ヒンジクローザ (ビレット型、ストップなし) ケースハンドル錠</td> <td></td> </tr> <tr> <td>点検扉</td> <td>軸吊りヒンジ</td> <td>点検口錠</td> </tr> <tr> <td>自由開き扉</td> <td>押棒 (引手) (内外共) はステンレス押棒 (HL又はNo.28仕上) (Lと450) 程度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>窓</td> <td>クレセント</td> <td></td> </tr> </table>															一般室	ビレットヒンジ	シリンダー錠錠 (片面サムターン)	湯沸室	ビレットヒンジ	錠なし	便所、洗面所	ビレットヒンジ	錠なし	鋼製軽量自閉装置付引戸	自閉・制動装置 (ストップ付) ステンレス製振れ止め軸表示装置・非常開装置・大型サムターン付引き錠 (ロッド式) 押棒 (引手) (内外共) はステンレス押棒 (HL又はNo.28仕上) (Lと450) 程度		随時閉鎖式防火戸	ヒンジクローザ (ビレット型、ストップなし) ケースハンドル錠		点検扉	軸吊りヒンジ	点検口錠	自由開き扉	押棒 (引手) (内外共) はステンレス押棒 (HL又はNo.28仕上) (Lと450) 程度		窓	クレセント				
一般室	ビレットヒンジ	シリンダー錠錠 (片面サムターン)																																											
湯沸室	ビレットヒンジ	錠なし																																											
便所、洗面所	ビレットヒンジ	錠なし																																											
鋼製軽量自閉装置付引戸	自閉・制動装置 (ストップ付) ステンレス製振れ止め軸表示装置・非常開装置・大型サムターン付引き錠 (ロッド式) 押棒 (引手) (内外共) はステンレス押棒 (HL又はNo.28仕上) (Lと450) 程度																																												
随時閉鎖式防火戸	ヒンジクローザ (ビレット型、ストップなし) ケースハンドル錠																																												
点検扉	軸吊りヒンジ	点検口錠																																											
自由開き扉	押棒 (引手) (内外共) はステンレス押棒 (HL又はNo.28仕上) (Lと450) 程度																																												
窓	クレセント																																												
特殊な性能				性能はO印がついたものを適用し、備考欄による。 (1) 防音ドアセット及び防音サッシの遮音性は(・T-1・T-2・T-3・T-4)とする。 (2) 断熱ドアセット及び断熱サッシの断熱性は(・H-1・H-2・H-3・H-4・H-5)とする。 (3) 耐震ドアセットの面内変形追随性は(・D-1・D-2・D-3)とする。																																									
防火戸				(1) ヒューズ装置、熱感知器、煙感知器との連動は「備考」欄による。 (2) 防火戸の種類は下表により、適用は「防火戸の種類」欄による。																																									
種類				<table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>性能</th> </tr> <tr> <td>特</td> <td>特定防火設備 (遮炎1時間)</td> </tr> <tr> <td>防</td> <td>防火設備 (遮炎20分)</td> </tr> </table>															種類	性能	特	特定防火設備 (遮炎1時間)	防	防火設備 (遮炎20分)																					
種類	性能																																												
特	特定防火設備 (遮炎1時間)																																												
防	防火設備 (遮炎20分)																																												
自動ドア開閉装置				(1) 自動ドアの開閉装置は「備考」欄による。 (2) 自動ドアの開閉装置の防錆性能、凍結防止装置の適用は、「備考」欄による。 (3) センサーの種類は、「備考」欄による。																																									
多機能便所				※6-25-1 図示																																									
防火・防煙シャッター				※4-49-1 図示																																									
建具形状				<table border="1"> <tr> <th>形状番号</th> <th>形状</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>A-1</td> <td></td> <td>丁番の場合 (220) L, 1,000-800</td> </tr> <tr> <td>A-2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>A-3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>A-4</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>A-5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>A-6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>A-7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>A-8</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>															形状番号	形状	備考	A-1		丁番の場合 (220) L, 1,000-800	A-2			A-3			A-4			A-5			A-6			A-7			A-8		
形状番号	形状	備考																																											
A-1		丁番の場合 (220) L, 1,000-800																																											
A-2																																													
A-3																																													
A-4																																													
A-5																																													
A-6																																													
A-7																																													
A-8																																													
ガラス				<table border="1"> <tr> <th>形状</th> <th>開口率</th> </tr> <tr> <td>I型 (外部)</td> <td>開口率≒30% 窓 開口率≒30%</td> </tr> <tr> <td>II型 (内部)</td> <td>開口率≒35% 窓 開口率≒50%</td> </tr> <tr> <td>III型 (内部)</td> <td>開口率≒25% 窓 開口率≒30%</td> </tr> </table>															形状	開口率	I型 (外部)	開口率≒30% 窓 開口率≒30%	II型 (内部)	開口率≒35% 窓 開口率≒50%	III型 (内部)	開口率≒25% 窓 開口率≒30%																			
形状	開口率																																												
I型 (外部)	開口率≒30% 窓 開口率≒30%																																												
II型 (内部)	開口率≒35% 窓 開口率≒50%																																												
III型 (内部)	開口率≒25% 窓 開口率≒30%																																												
防火戸				W=1500以上は方立を設ける。																																									
備考				※記号、種類は共通事項、建具枠・くつずり詳細図、又は標準詳細図(4-01)による																																									



X2通り断面詳細図



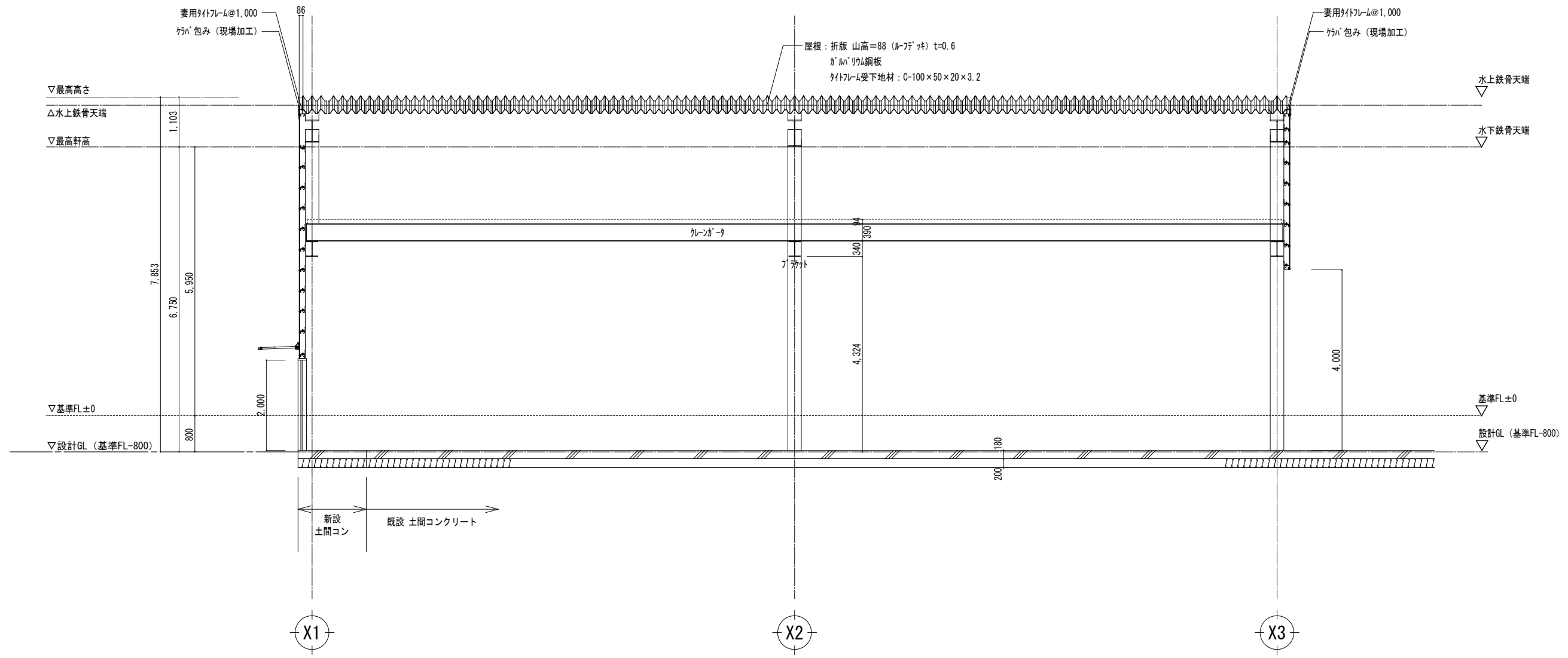
株式会社 岡野建築設計事務所
 茨城県つくば市上ノ室2026-1 TEL 029(857)2285
 FAX 029(857)4551

工事名 風雨実験棟実大動風圧荷試験装置等上屋新築工事
 承認 検図 担当 製図 図名
 一級建築士登録: 第189733号 井坂公一

断面詳細図(1)
 図名

縮尺 1:50 (A3版 1:100)
 作成年月日 2022年 3月
 図面番号 A-21 21/48

国立研究開発法人建築研究所



Y1~Y2通り間断面詳細図



株式会社 岡野建築設計事務所
 茨城県つくば市上ノ室2026-1 TEL 029(857)2285
 FAX 029(857)4551

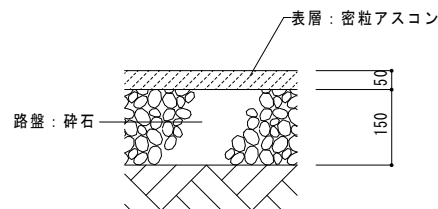
工事名 風雨実験棟実大動風圧荷試験装置等上屋新築工事
 承認 検図 担当 製図 図名
 一級建築士登録: 第189733号 井坂公一

断面詳細図(2)
 国立研究開発法人建築研究所

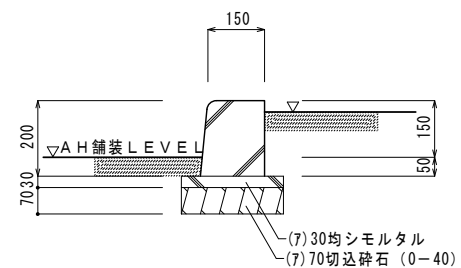
縮尺 1:50 (A3版 1:100)
 作成年月日 2022年 3月

図面番号 A-22 22/48

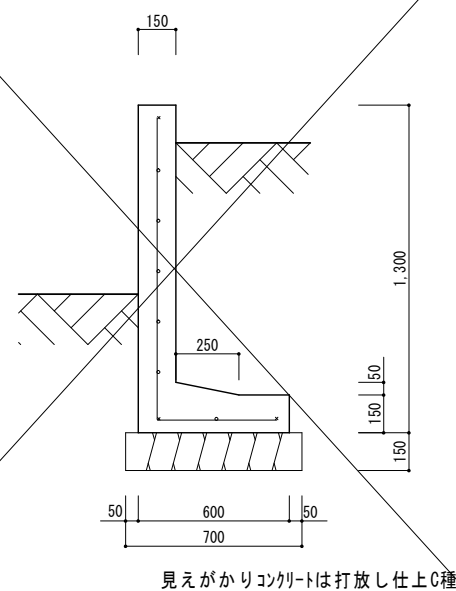
1 新設アスファルト舗装詳細図 S=1/10 (A3 1/20)



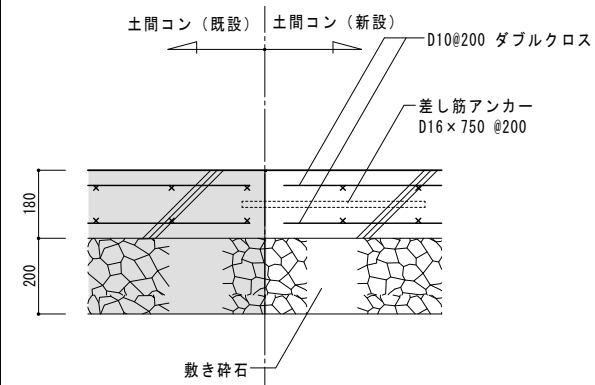
2 新設縁石詳細図 S=1/10 (A3 1/20)



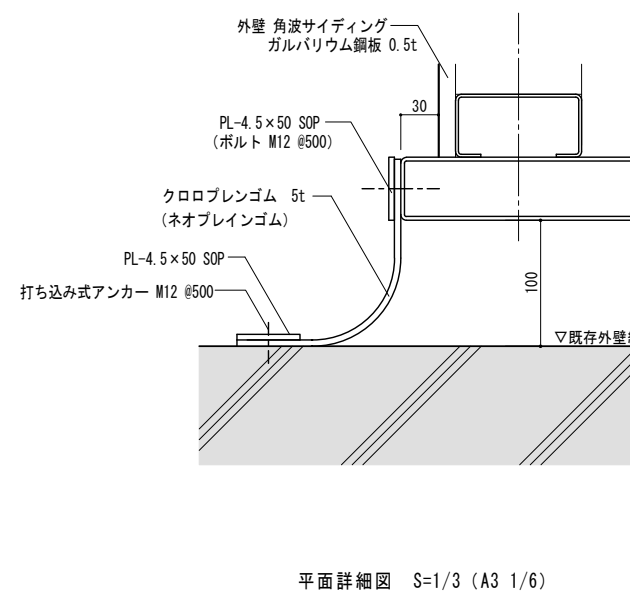
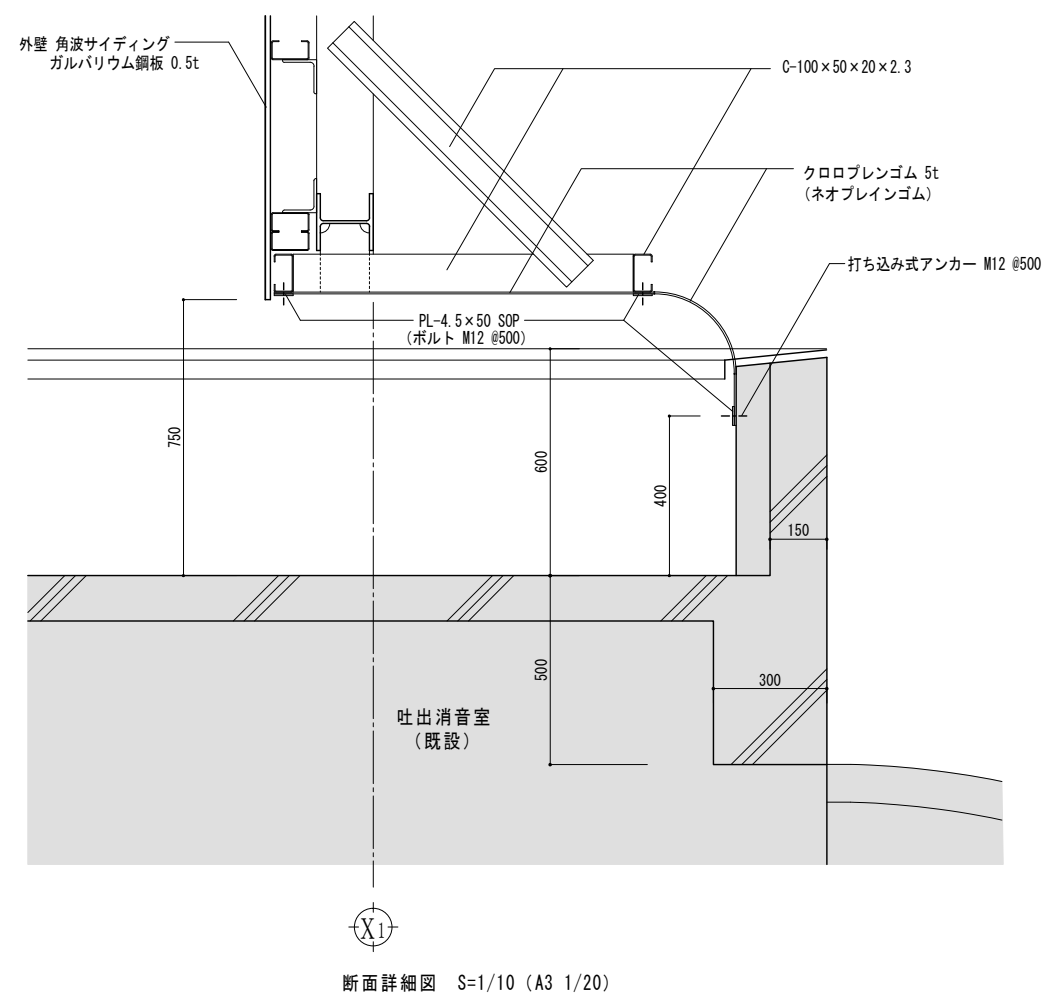
3 新設擁壁詳細図 S=1/15 (A3 1/30)



4 新設土間コンクリート詳細図 S=1/10 (A3 1/20)



既存建物取合い部詳細図 S=1/10 (A3 1/20)



株式会社 岡野建築設計事務所

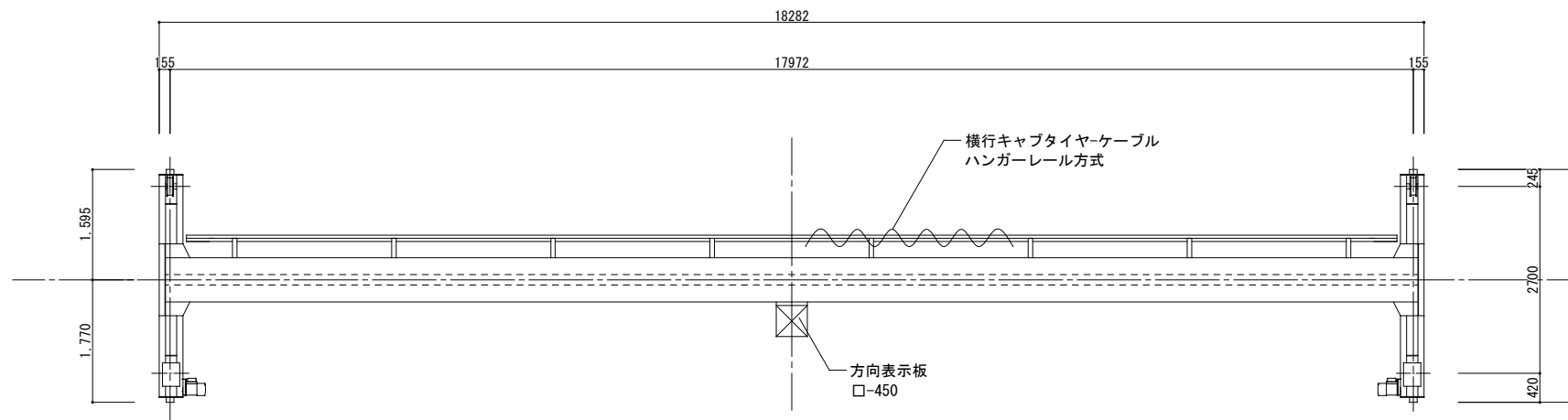
工事名 風雨実験棟実大動風圧載荷試験装置等上屋新築工事
 一級建築士登録：第189733号 井坂公一

承認 検図 担当 製図 図名

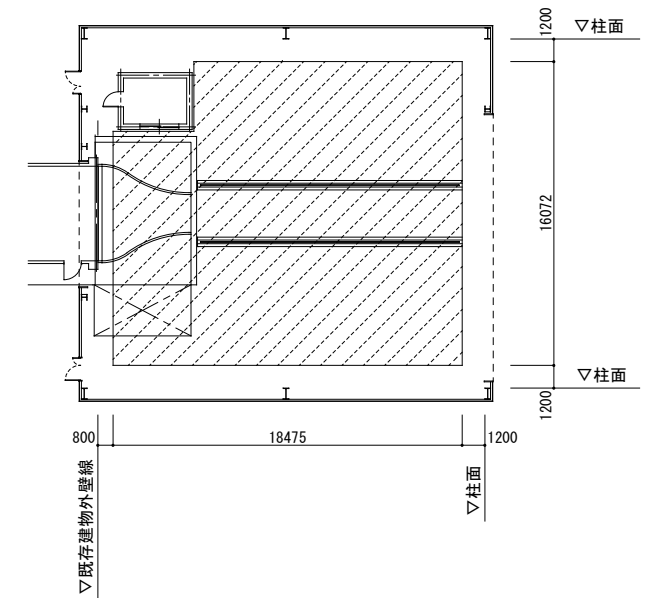
各部詳細図
 国立研究開発法人建築研究所

縮尺 1:3, 1:10, 1:15 (A3 1:6, 1:20, 1:30)
 作成年月日 2022年 3月

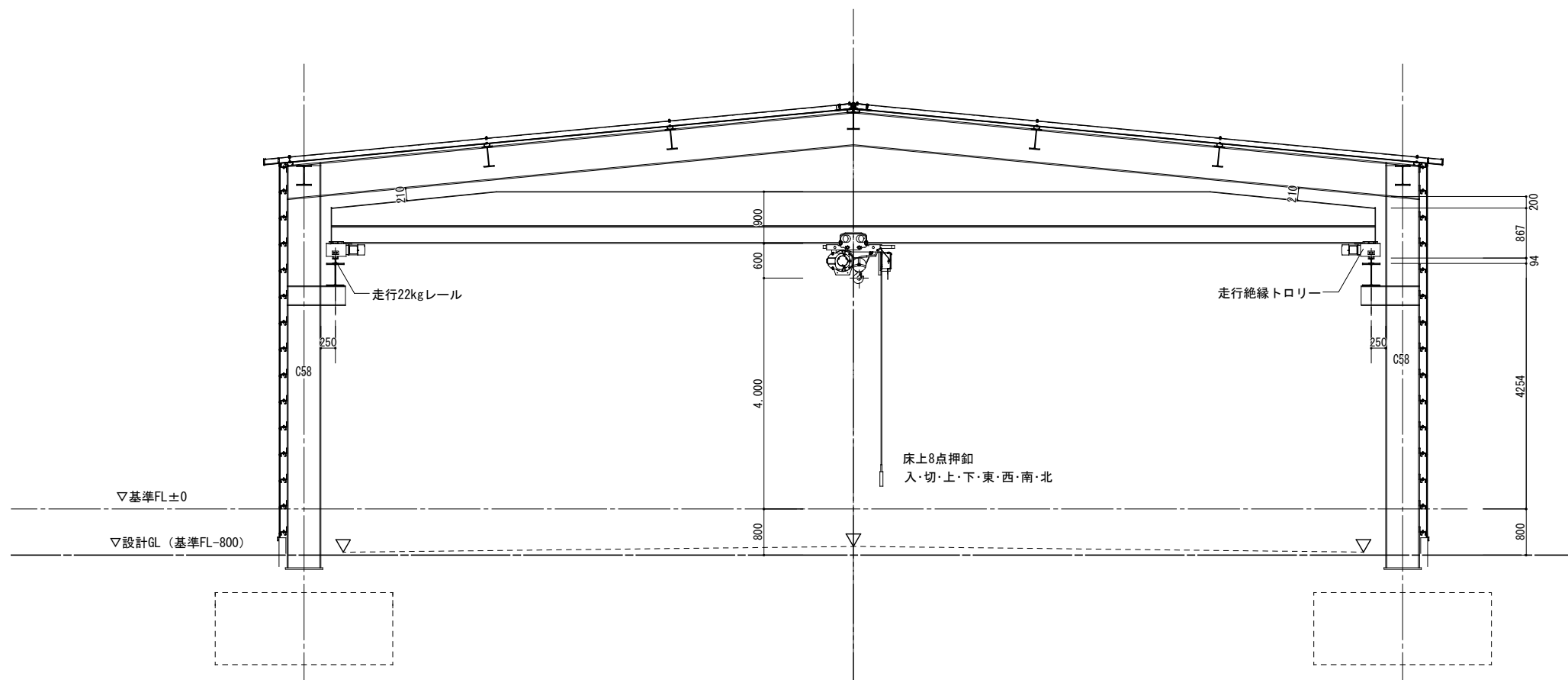
図面番号 A-23 23/48



クレーン平面図



クレーン可動範囲図 (1 : 200)



クレーン立面図

仕様(参考)		
巻上荷重	2.8	T
試験荷重	3.5	T
軌条スパン	21.9	m
オーバーハング		m
揚程	MAX 6	m
巻上速度	0.9~9.0 (13.5)	m/min
INV制御	0.015~0.15 (0.225)	m/sec
横行速度	2.5/25	m/min
INV制御	0.042~0.417	m/sec
走行速度	2.5/25	m/min
INV制御	0.042~0.417	m/sec
巻上電動機	4.8	KW
横行電動機	0.55	KW
走行電動機	2×0.84	KW
巻上機型式	2.8L-T55-W4	
ワイヤロープ	4×φU+220510	
電源	200V50Hz	
操作方式	床上押釦SW	



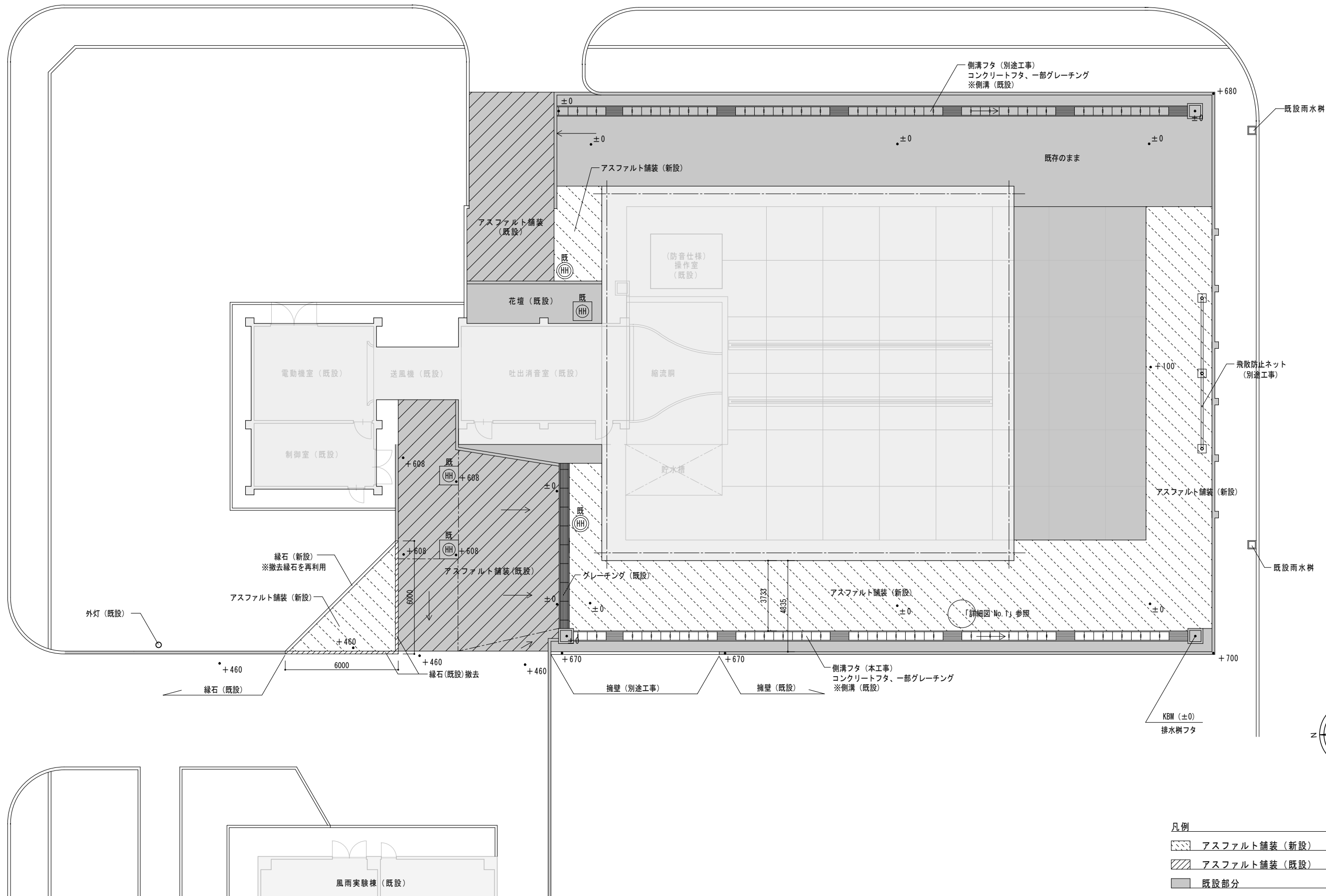
株式会社 岡野建築設計事務所
茨城県つくば市上ノ室2026-1 TEL 029 (857) 2285
FAX 029 (857) 4551

工事名 風雨実験棟実大動風圧載荷試験装置等上屋新築工事
承認 検図 担当 製図
一級建築士登録：第189733号 井坂公一


図名 クレーン詳細図

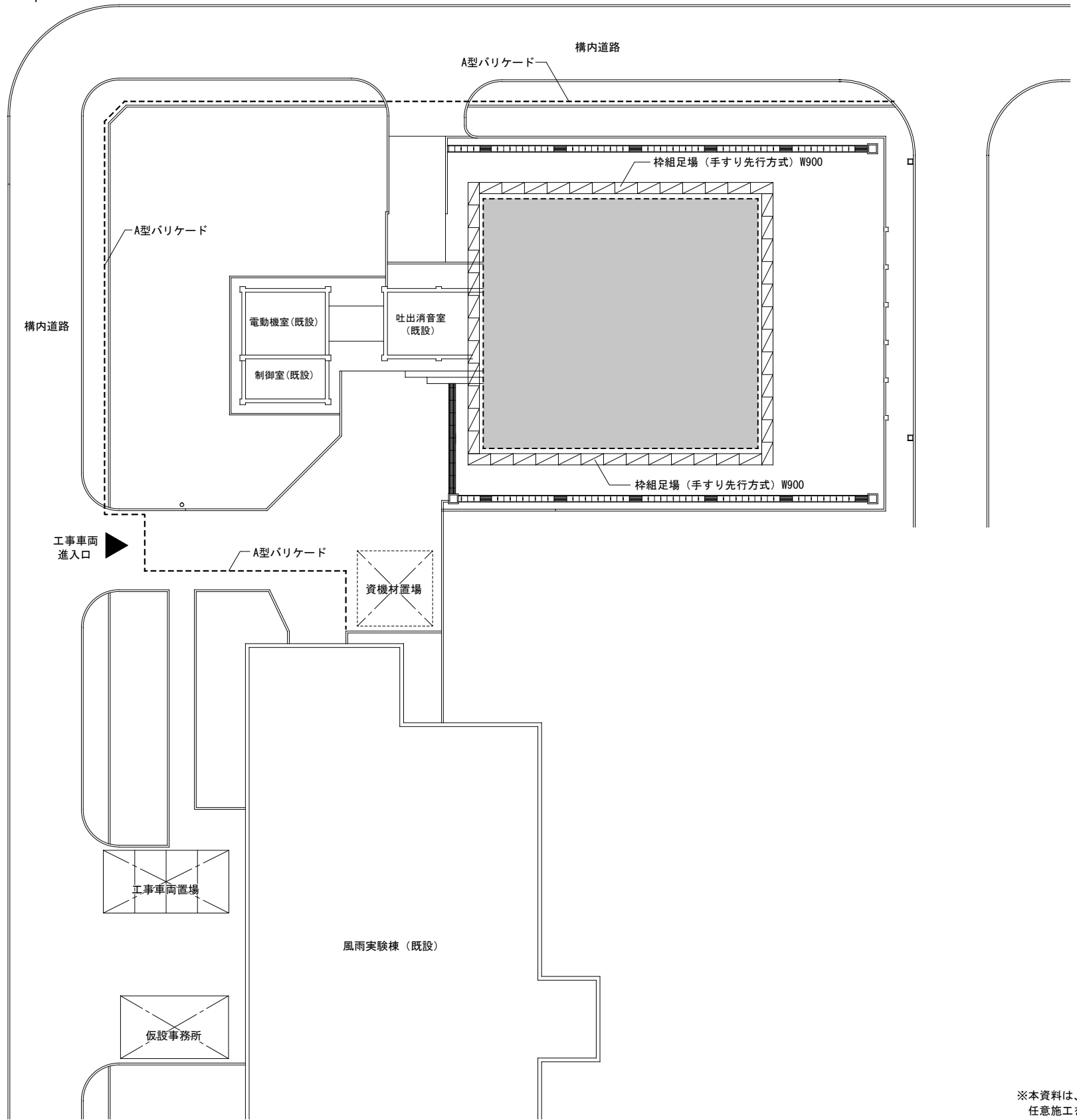
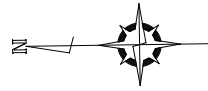
縮尺 1:50 (A3版 1:100)
図面番号 A-24 24/48

作成年月日 2022年 3月



- 凡例
- ▨ アスファルト舗装 (新設)
 - ▧ アスファルト舗装 (既設)
 - 既設部分

 株式会社 岡野建築設計事務所 一級建築士登録：第189733号 井坂公一	工事名 風雨実験棟実大動風圧载荷試験装置等上屋新築工事	承認 	検図 	担当 	製図 	図名 外構図	縮尺 1:100 (A3版 1:200)	図面番号 A-25 25/48
	国立研究開発法人建築研究所	作成年月日 2022年 3月				図面番号 A-25 25/48		

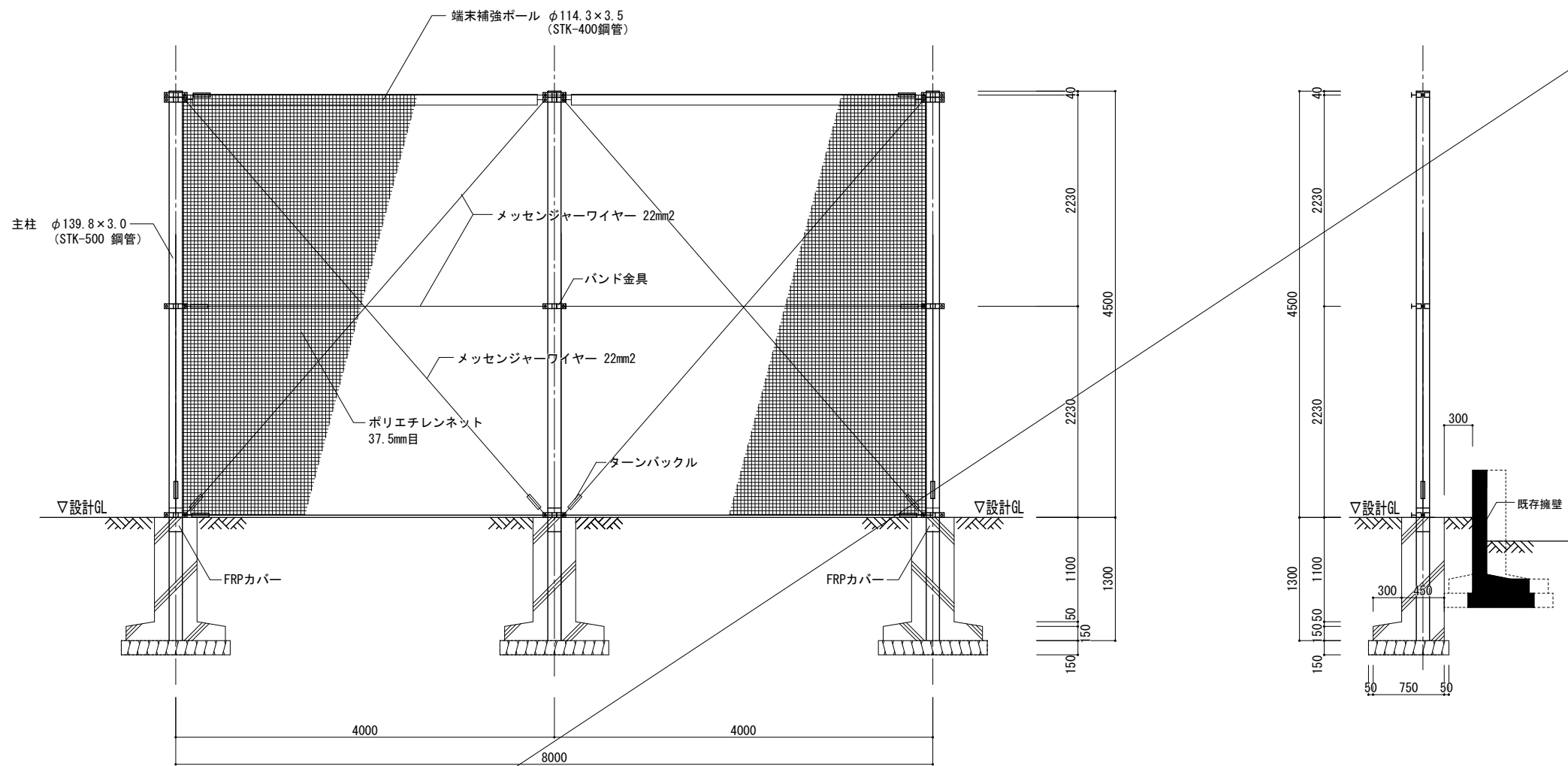


※本資料は、入札時の参考資料として示したものであり、受注者の任意施工を拘束するものではありません。
 また、仮設工事は任意施工のため、変更があったとしても原則として設計変更の対象となりません。



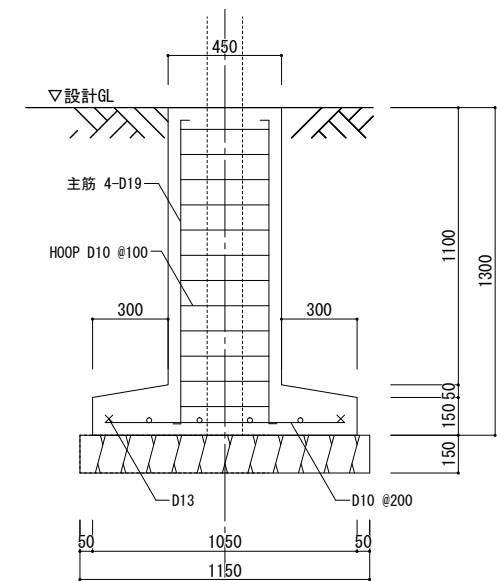
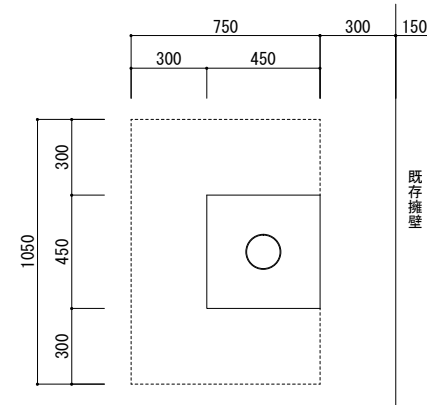
株式会社 岡野建築設計事務所

工事名	風雨実験棟実大動風圧荷試験装置等上屋新築工事	承認	検図	担当	製図	図名	仮設計画図 (参考図)	縮尺	1:200 (A3版 1:400)	図面番号 A-26 26/48
	一級建築士登録: 第189733号 井坂公一						国立研究開発法人 建築研究所	作成年月日	2022年 3月	



飛散防止ネット姿図 (1/30 (A3 1/60))

- ・主柱、末端ポール、バンド金具、ボルトは溶融亜鉛メッキ仕上げとする
- ・主柱ポール基礎部 (GL) はFRPカバーとする
- ・上部 (補強ポール・ネット) 下り防止金具付きとする



飛散防止ネット基礎詳細図 (1/15 (A3 1/30))



株式会社 岡野建築設計事務所

工事名 風雨実験棟実大動風圧荷試験装置等上屋新築工事
一級建築士登録：第189733号 井坂公一

承認 検図 担当 製図

図名 飛散防止ネット詳細図 (参考図) (別途工事)
国立研究開発法人 建築研究所

縮尺 1:15, 30 (A3版 1:30, 60)
作成年月日 2022年 3月

図面番号 A-27 27/48

構造設計特記仕様書

1. 建築概要
1) 建築場所 茨城県つくば市立原1番地 (住居表示)
2) 工事種別 ■ 新築 □ 増築
3) 階数 地下0階 地上1階 塔屋0階
4) 構造種別 鉄骨造
5) 主要用途 風雨実験棟
6) 屋上付属物 ■ 無 □ 有 □ 広告塔 □ 煙突

Table with columns: 機械名, 階, 荷重, 機械名, 階, 荷重

- 2. 適用図書
1) 設計図書優先順位は次の通りとする。
① 質疑回答書・設計指示書
② 特記仕様書
③ 設計概要書を含む設計図
④ 各標準図
⑤ 国土交通大臣官房官庁営繕部監修建築工事共通仕様書
⑥ 日本建築学会各工事標準仕様書及び施工指針

3. 使用構造材料

Table with columns: 用途箇所, コンクリートの種類, 設計標準強度, スラブ厚, 比重, 水セメント比, 単位水量

Table with columns: 種類, 材質, 鉄筋径, 使用箇所, 継手工法

Table with columns: 鋼材の種類, 材質, 種類, JIS規格, 使用箇所, 備考

Table with columns: 種類, 機械的性質, 径, すべり係数, 備考

- 5) その他の材料
■ アンカーボルト M12 以下 SS400 JIS G 3101 規格品
■ アンカーボルト M16 以上 ABR400 JIS B 1220 規格品
■ ベースバック ベースバック仕様(または同等品)による。
■ ターンバックル付プレース M16, M20 SNR400B JIS A 5540 規格品

- 4. 調査・試験
1) 地盤調査資料
■ 有 (■敷地内 □近隣) ■ 標準貫入試験 ■ 土質試験 ■ 水平地盤反力係数の測定
■ 液状化試験 ■ 圧密試験 ■ 平板載荷試験
■ 静的貫入試験
□ 無 (調査予定 □有 □無) □ 静的貫入試験
2) 地盤調査および試験杭の結果により、基礎の深さ・形状、杭長・杭種を変更する場合がある。
3) 試験・検査項目
■ 平板載荷試験 2ヶ所 深さ GL-0.25m 最大荷重 200KN/㎡
深さ GL-1.75m 最大荷重 200KN/㎡
詳細は別途計画書による。
□ 試験杭 (9本) 位置は設計図により、本杭として使用可とする

5. 基礎工事

- 1) 基礎形式
■ 直接基礎
① 基礎の種類
■ 独立基礎 □ 布基礎 □ べた基礎
② 許容地耐力
支持層 設計GL-4.0m 以深の細砂層
長期許容支持力度(改良後の地盤支持力度) Lqa = 200.0 kN/㎡
③ 地盤改良
□ セメント系固材を用いた粉体混合工法: SST工法-置換式柱状地盤改良工法-
(GBRRC性能証明取得第11-06号改3)とする。
改良深度 建物基礎部: 設計GL-6.8m~8.0m
工法の仕様は「建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針(日本建築センター)及び上記の性能証明に準拠する。
工事に先立ち施工計画書を提出し、監理者の承認を受ける。
□ SST工法指定施工店: 株式会社アルテック 問合せ担当者: 樋口 勝也
茨城県つくば市小野崎88-22 TEL029-886-8099

- 鋼管杭基礎
① 杭の種類 (JIS規格品または国土交通省認定工法)
■ 先端羽根付鋼管杭
② 工法の種類
■ スクリューバイルEAZET工法 (TACP-0621) または同等品
③ 支持層: 細砂層
杭先端深さ: 設計GL-13.76m

- 既製コンクリート杭基礎
① 杭の種類 (JIS規格品または国土交通省認定品)
□ PHC節杭 (□A種 □B種 □C種 □種)
□ PHC杭 (□A種 □B種 □C種 □種)
□ PRC杭
□ SC杭
② 工法の種類
□ プレボーリング打撃工法
□ セメントミルク工法
□ 国土交通大臣認定工法
□ プレボーリング根固め工法
□ 中堀拡大根固め工法
③ 支持層: 中砂層
杭先端深さ: GL-8.3m

- 場所打ちコンクリート杭基礎
① 工法の種類
□ アースドリル杭
□ ミニアースドリル杭
□ ベト杭
□ リバース杭
□ 深礎杭
□ 国土交通大臣認定工法
□ 底版アースドリル杭
□ 場所打鋼管コンクリート杭
② 支持層: 杭先端深さ GL- m

- 6. 土工事・地業工事
1) 埋戻し土及び盛土の材料(工法)
□ 意匠図による
■ 根切り土の中の良質土 (工法: 機器による締固め)
□ 山砂または砕石 (工法: 水締め又は機器による締固め)
2) 残土の処分方法
■ 場外搬出
□ 場内処理
□ 意匠図による 意匠図(A-O1)による
3) 砕石、割ぐり、捨てコンクリート地業 (mm)
Table with columns: 施工箇所, 砕石, 捨てコン, 割ぐり, 備考

7. 鉄筋コンクリート工事

- 1) コンクリート特記事項
■ 品質基準強度及び耐久設計基準強度は、特に指定が無い限り設計基準強度に同じ値とする。
■ 調査監理強度及び調査強度は工事請負業者が調査計画を行い、工事監理者の承認を得るものとする。
■ コンクリートは、JIS認定工場製の製品とし、施工に関してはJASS5 による。
■ セメントは、JIS R 5 2 1 0の普通ポルトランドセメントを標準とする。
■ 調査計画は、工事開始前に工事監理者の承認を得ること。
■ 寒中、暑中、その他特殊コンクリートの適用を受ける期間に当る場合は、調査、打ち込み、養生、管理方法など必要事項について、工事監理者の承認を得ること。
■ フレッシュコンクリートの塩化物測定は、原則として工事現場で(財)国土開発技術研究センターの技術評価を受けた測定器を用いて行い、試験結果の記録及び測定器の表示部を一回の測定ごとに撮影した写真(カラー)を保管し承認を得る。
■ 測定検査の回数は、通常の場合1日1回以上とし、1回の検査における測定試験は、同一試料から取り分けて3回行い、その平均値を試験値とする。
■ 構造体コンクリート現場の圧縮強度試験供試体(JASS5 T-603)は、現場水中養生または現場封かん養生とし、採取は打ち込み区ごと、打ち込み日ごととする。
■ また、打ち込み量が150m3をこえる場合は150m3ごとまたは、その端数ごとに1回を標準とする。1回に採取する供試体は、適当な間隔をおいた3台の運搬車からその必要本数を採取する。なお、供試体の数量は特別指示なき場合は、1回当たり6本以上とし、そのうち4適用に3本用いる。
■ ポンプ打ちコンクリートは、打ち込み位置にできるだけ近づけて垂直に打ち、コンクリートの自由落下高さは、コンクリートが分離しない範囲とする。ポンプ圧送にて垂注は、コンクリート圧送機または同等以上の技能を有する者が従事すること。なお、打ち込み継続における打継ぎ時間間隔の限度は、外気温が25℃未満の場合Gは150分、25℃以上の場合Gは120分以内とする。

- 2) 鉄筋特記事項
■ 鉄筋は、JIS G 3 1 1 2の規格品とする事。 施工はJASS5 による。
□ 高強度せん断補強筋は、JIS G 3 1 3 7に規定されるD種1号適合品とする。
■ 鉄筋の加工寸法、形状、かぶり厚さ、鉄筋の継ぎ位置、継手の重ね長さ、定着長さは「配筋標準図(1)(2)(3)」による。
■ D19未満の鉄筋の継手は、すべて重ね継手とする。
■ D19以上の継手をガス圧接とする場合は、日本圧接協会「鉄筋のガス圧接工事標準仕様書」による。
■ ガス圧接の抜き取り検査は第三者検査機関によるものとし、同一作業班が同一日に施工した圧接箇所ごとに(200箇所をこえる場合は200箇所ごと)に1回行う。
■ 試験は外観検査は全数、引張試験は1回につき5箇所、超音波探傷試験は1回につき30箇所とし均等に無作為に抜き取るものとする。
■ 外観検査 ■ 有 □ 無、引張試験 □ 有 ■ 無、超音波探傷試験 ■ 有 □ 無
■ コンクリート及び鉄筋の試験は「建築物の工における試験及び検査に関する東京都取扱要綱」第4条の試験機関で行うこと。
■ 試験機関名: 建築施工業者未定のため、決定後報告とする。
代行業者名:
3) 型枠
■ 材料 合板厚12mmを標準とする。 施工はJASS5 による。
■ 型枠存置期間 JASS-5 による。
■ 片持梁、庇、スパン9m以上の梁下の型枠存置期間は、工事監理者の指示による。
■ 大梁の支柱の盛りかえは行わない。また、その他の梁の場合も原則として行わない。
■ 支柱の盛りかえは、必ず直上階のコンクリート打ち後とする。
■ 盛りかえ後の支柱頂部には、厚い受板、角材またはこれに代わるものを置く。
■ 支柱の盛りかえは、小梁が終ってからスラブを行う。一時に全部の支柱を取り払って、盛りかえを行ってはならない。

8. 鉄骨工事

- 1) 工事監理者の承認を必要とするもの
■ 鉄骨製作工場
■ 認定または登録工場 全国鋼工業協会: Rグレード以上
■ 製作要領書 ■ 工作図 ■ 施工計画書
■ 材料規格証明書または試験成績書 (製品検査時までに工事監理者に提出すること)
■ 鋼材 ■ 特殊高力ボルト □ 亜鉛めっき高力ボルト ■ スタッドボルト
■ 社内検査表
2) 工事監理者が行う検査項目
■ 現寸検査 ■ 組立・開先検査 ■ 製品検査 ■ 建方検査
■ 印以外の項目について検査を行った場合は、その検査結果を工事監理者に報告すること

- 3) 接合部の溶接は下記によること
■ 鉄骨造等の建築物の工事に関する東京都取扱要綱 (建築構造設計指針第12章)
■ 溶接工作基準・同解説I、II、III、IV、V、VI、VII、VIII (日本建築学会)
■ 鉄骨工事技術指針・工事現場施工編 (日本建築学会)

Table with columns: 検査箇所, 検査方法, 検査率または検査数 (社内, 第三者, 工事監理者), 備考

- 4) 溶接部の検査
■ 検査結果は検査完了後、工事監理者に報告すること。
■ 溶接部の受入れ検査の外観および超音波探傷検査を実施する第三者検査機関は、工事監理者が指定する。
■ 第三者検査機関: 株式会社 検査サービス Tel: 03-3479-0549 Fax: 03-3479-2348
〒106-0031 東京都港区西麻布1-4-36-510
■ 第三者検査機関の技術者は、C1W(日本溶接協会溶接検査認定委員会)で確認を受けた事業所に所属する主任試験技術者または試験技術者とする。
■ 第三者検査機関は、工事施工者(元請け業者)負担の発注とする。
■ 抜取り率は上表の通りとする。抜取り方法は柱1節毎とし、検査ロットは溶接部毎に構成し検査ロットの溶接箇所数を300個程度とする。抜取りはランダムサンプリング方法を原則とする。

- 5) 高力ボルト
■ 摩擦面の処理は、黒皮などを産金外径の2倍以上の範囲で、ショットブラスト、グラインダー掛け等を用いて除去した後、屋外に自然放置して発生した赤さび状態であること。ただし、ショットブラスト、グリットブラストによる処理で、表面赤さが50S以上である場合は、赤さびは発生しないままでよい。
■ 高力ボルトの締付けに使用する機器はよく調整されたものを使用し、締付けの順序は部材が十分に密着するよう注意して行う。また、締付けは原則として一次、二次締めとする。締付け後の検査は、各締付け工法別に適切な締付けが行われているかを確認する。

- 6) 防錆塗装
■ 防錆塗装の範囲は、高力ボルト接合の摩擦面及びコンクリートで被覆される以外の部分とする。錆止めペイントは、JISK5674 -2 種に適合するものとし、2回塗りを標準とする。
■ 屋外部の錆止めペイントは、JISK5551 構造用錆止めペイントC種1号・2号とする。
■ 現場における高力ボルト接合部及び現場溶接接合部の赤地調整は入念に行い、接合完了後の塗装は工場塗装と同じ錆止めペイントを使用し、2回塗りとする。
■ 現場溶接接合部は接合完了後の赤地調整を入念に行い、ローバル塗装2回塗りとする。

- 7) 亜鉛めっき処理
□ サインボールの見え掛かり部は、すべて亜鉛めっき処理とする。
8) 耐火被覆の材料
□

9. 設備関係

- 特記以外の梁貫通孔は原則として設けない。設ける必要がある場合は設計者の承認を得ること。
■ 設備機器の架台及び基礎の設置については、工事監理者の承認を得ること。
■ 床スラブ内に設備配管等を埋込む場合は、配管の外径をスラブ厚さの1/3以下とし、管の間隔を5cm以上とする。
■ 建築設備の構造方法は施行令第129条の2の3に適合させる。
■ 給湯設備は、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。満水時の重量が15kgを超え給湯設備については、地震に対して安全上支障のない構造として、平成12年建設省告示第1388号第5(改正告示第1447号)に規定建築設備の構造方法は施行令第129条の2の4に適合させる。
■ 支柱の盛りかえは、小梁が終ってからスラブを行う。一時に全部の支柱を取り払って、盛りかえを行ってはならない。

10. その他

- 諸官庁への届出書類は、遅滞なく提出すること。
■ 各試験の供試体は公的試験機関にて試験を行い、その結果を速やかに工事監理者に報告すること。
■ 必要に応じて記録写真を撮り保管すること。
■ 構造設計特記仕様書(1)と、構造設計特記仕様書(2)及び(3)の内容に相違がある場合は、(2)及び(3)を優先とする。

4 既製コンクリート杭地盤

○支持地盤等

○杭基礎 (4.3.4.5) (4.4.4) (4.5.5.6)

支持層の位置及び土質(基礎ぐいの先端の位置含む)
○図示による(図S-01/48, S-05/48)

・直接基礎
支持地盤の位置及び土質(基礎底部の位置含む)
試験掘り(根切り底の状態の確認等)
・行わない
・行う
位置等
・図示による()

・地盤の載荷試験 (4.2.4)
載荷試験の方法
・地盤工学会基準 JGS 15211による
試験の位置、載荷荷重
・図示による()

種類 (4.3.1)
・遠心力高強度プレストレストコンクリート(PhC杭)
・プレストレスト鉄筋コンクリート杭(PRC杭)
・外殻鋼管付きコンクリート杭(SCK杭)
SC杭の鋼管材料 ・SKK400 ・SKK490

寸法、継手、性能等(種別:種類、性能及び曲げ強度区分) (4.2.2) (4.3.3)

種類	コンクリート強度(N/mm ²)	杭径(mm)	厚さ(mm)	杭長(mm)	継手数	セツト数	長期設計支持力(kN/本)	備考
試験杭								
本杭								

杭先端部形状 (4.3.3)
・開放形 ・半開放形 ・閉そく形

工法 (4.3.1) (4.3.4)
・セメントミルク工法
試験杭
試験杭の位置
・図示による()
掘削深さ
・図示による()
杭の支持層への根入れ深さ
・図示による()
杭の精度
水平方向の位置ずれ
・杭径の1/4かつ100mm以下
杭の傾斜
・1/100以内

・特定埋込杭工法 (4.3.1) (4.3.5)
・H13国土交通省告示第1113号第6 による地盤の許容支持力式で $\alpha=250$ を採用できる工法
・H13国土交通省告示第1113号第6 による地盤の許容支持力式のうち
 α 、 β 、 γ が以下の値を採用できる工法
 $\alpha=()$ 、 $\beta=()$ 、 $\gamma=()$

工法
・プレボーリング拡大根固め工法
・中掘り拡大根固め工法
・

杭周固定液
・使用する ・使用しない

試験杭
試験杭の位置
・図示による()
杭の支持層への根入れ深さ
・図示による()
杭の精度
水平方向の位置ずれ
・杭径の1/4かつ100mm以下
杭の傾斜
・1/100以内

杭の継手の工法 (4.3.3) (4.3.6)
・アーク溶接継手
溶接材料
・標準仕様書 7.2.5(1)(2)による

・無溶接継手(継手部に接続金具を用いた方式のもの)
工法
※評定等を受けた工法
検査
※評定等により定められた項目
施工
※評定等をされた施工管理基準による

○鋼杭地盤

杭頭の処理等 (4.3.8)
・処理しない
・処理する
処理方法(切断にともなう補強方法含む)
・図示による()

杭頭の中詰め材料 (4.3.8)
・基礎のコンクリートと同調合のもの

鋼杭の材料:先端羽根付鋼管杭(スクリューパイルE A Z E T工法 または同等品) (4.4.3)

寸法、継手等 (4.2.2) (4.4.3) (4.4.5)

種類	杭径(mm)	板厚(mm)	杭長(mm)	継手数	セツト数	長期設計支持力(kN/本)	備考
試験杭							
本杭							

・特定埋込杭工法 (4.2.2) (4.4.4)
・H13国土交通省告示第1113号第6 による地盤の許容支持力式で $\alpha=250$ を採用できる工法
・H13国土交通省告示第1113号第6 による地盤の許容支持力式のうち
 α 、 β 、 γ が以下の値を採用できる工法
 $\alpha=()$ 、 $\beta=()$ 、 $\gamma=()$

工法
・中掘り拡大根固め工法
・

試験杭
試験杭の位置
・図示による()
杭の根入れ深さ
・図示による()
杭の精度
水平方向の位置ずれ
・杭径の1/4かつ100mm以下
杭の傾斜
・1/100以内

杭の継手の工法 (4.4.3) (4.4.5)
・溶接継手
形状
・JIS A 5525による
溶接材料
・標準仕様書 7.2.5(1)(2)による

・無溶接継手(継手部に接続金具を用いた方式のもの)
工法
※評定等を受けた工法
検査
※評定等により定められた項目
施工
※評定等をされた施工管理基準による

杭頭の処理等 (4.4.6)
・処理しない
・処理する
処理方法(切断にともなう補強方法含む)
・図示による()

杭頭の中詰め材料 (4.3.8)
・基礎のコンクリートと同調合のもの

・場所打ち
コンクリート杭地盤

工法 (4.5.1)
・アースドリル工法(安定液 ※使用する ・使用しない)
・リバース工法
・オールケーシング工法(孔内の水張り ・行う ・行わない)

併用する工法 (4.5.1.6)
・場所打ち鋼管コンクリート杭工法
鋼管巻き材料
・SKK400 ・SKK490
・拡底杭工法(安定液 ・使用する ・使用しない)

寸法等 (4.2.2)

軸径(mm)	拡底径(mm)	杭長(mm)	セツト数	長期設計支持力(kN/本)	備考
試験杭					
本杭					

試験杭 (4.2.2) (4.5.4.5)
試験杭の位置
・図示による()

・孔壁の保持状況(孔壁測定)
測定箇所
・試験杭()箇所及び本杭()箇所

杭の支持層への根入れ深さ (4.5.5)
・図示による()

杭の精度 (4.5.5)
水平方向の位置ずれ
・杭径の1/4かつ100mm以下
杭の傾斜
・1/100以内

鉄筋の種類 (4.5.4)

種類の記号	呼び径(mm)	備考
SD295A		
SD345		

帯筋 (4.5.4)
・図示による(構造関係共通事項(配筋標準図)6.2帯筋(b)(3)⑥(口))

鉄筋の最小かぶり厚さ (4.5.4)
・100mm

鉄筋かごの補強 (4.5.4)
・杭径1.5m以下の場合は鋼板6×50(mm)、1.5mを超える場合は鋼板9×50~75(mm)の補強リングを3m以下の間隔で、かつ1節につき3箇所以上入れ、リングと主筋との接触部を溶接する。

組み立てた鉄筋の節ごとの継手 (4.5.4)
※重ね継手
重ね継手の長さ ・図示による()

主筋の基礎底盤への定着長さ (4.5.4)
・図示による()

セメントの種類 (4.5.4)
※高炉セメントB種 [G]

コンクリートの設計基準強度 (4.5.4)
・図示による()

コンクリートの種類 (4.5.4)
・A種 ・B種 ・評定等の内容による

スランブ (4.5.4)
※18cm

構造体強度補正值 (4.5.4)
※3N/mm²
・図示による()
・評定等の内容による

材 料 (4.6.2)
・再生クラッシュラン [G]
・切込砂利又は切込砕石

砂利厚さ (4.6.3)
※60mm

範囲
・基礎下、基礎梁下、土間コンクリート下
○図示による(図S-01/48, S-10/48)

○捨コンクリート地盤 (4.6.4)
範囲
・基礎下、基礎梁下
○図示による(図S-01/48, S-10/48)

厚 さ (4.6.4)
※50mm

設計基準強度 (4.6.4)
※18N/mm²

スランブ (4.6.4)
※15cm又は18cm

材 料 (4.6.2)
※ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上

範囲 (4.6.5)
・建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下(ピット下を除く)

種類及び施工方法等
・図示による()

5 鉄筋工事

○鉄筋

鉄筋の種類等 (5.2.1)

種類の記号	呼び径(mm)	備考
SD295A	D10, D13, D16	
SD345	D19, D22, D25	

鉄筋の形状等 (5.2.2)

種類	種類の記号	鉄筋の形状、網目寸法、鉄筋の径(mm)	使用部位
溶接金網			
鉄筋格子			

鉄筋の継手の方法等 (5.3.4) (5.5.2) (5.6.3)

部 位	継手の方法	呼び径(mm)
柱、梁の主筋	○ガス圧接 ・機械式継手 ・溶接継手	D19以上
耐力壁の鉄筋	・重ね継手	
その他の鉄筋()	○重ね継手	D16以下

継手位置 (5.3.4)
○図示による(構造関係共通事項(配筋標準図)5.1.6.1, 7.1, 7.3, 8.1)

柱及び梁主筋の重ね継手の長さ
○図示による(構造関係共通事項(配筋標準図)3.1表3.1)

耐力壁の重ね継手の長さ (5.3.4)
・図示による(構造関係共通事項(配筋標準図)3.1表3.1)
・図示による(構造関係共通事項(配筋標準図)3.1(a)(3))

鉄筋の定着長さ (5.3.4)
○図示による(構造関係共通事項(配筋標準図)3.1(b))

最小かぶり厚さ及び間隔 (5.3.5)
○図示による(構造関係共通事項(配筋標準図)表4.1)

軽量コンクリートを使用する場合
・あり 適用箇所()
・最小かぶり厚さに加える厚さ ()mm

耐久性上不利な箇所がある場合(塩害等を受けるおそれのある部分等)
・あり 適用箇所()
・最小かぶり厚さに加える厚さ ()mm

○各部配筋 (5.3.7)
各部配筋
○図示による(構造関係共通事項(配筋標準図))

○圧接完了後の圧接部の試験 (5.4.10)
試験
※超音波探傷試験
・引張試験
試験方法等
※標準仕様書5.4.10(f)(b)①~⑥による

・機械式継手 (5.5.2)
適用箇所
・図示による()
H12建告第1463号に適合する性能
・A級
機械式継手の種類() (5.5.2)

・溶接継手 (5.6.3)
適用箇所
・図示による()
H12建告第1463号に適合する性能
・A級
溶接継手の工法
・図示による() (5.6.3)

構造設計特記仕様書(2)
縮尺
作成年月日
2022年3月

国 立 研 究 開 発 法 人 建 築 研 究 所

S-02 29/48

建設設計 株式会社アルテック 一級建築士事務所 東京都中央区新富1-1-1 野澤俊夫

株式会社 岡野建築設計事務所

工事名 風雨実験棟実大動風圧載荷試験装置上層新築工事

承認 検閲 担当 製図 図名

一級建築士登録:第1897303号 井坂一平

国立研究開発法人建築研究所

6 コンクリート 工事	○ コンクリートの種類 コンクリートの種類 (6.2.1) ※I類 (JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート) ・II類 (JIS A 5308に適合したコンクリート)	○ 構造体コンクリートの仕上り 合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ (6.2.5)	○ アンカーボルト ○ 構造用アンカーボルト 種類 ○ ABR400 ・ ABR490 ○ SD390 ○ SD490 ○ 建方用アンカーボルト 種類 ○ SS400 アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度 ※標準仕様書 表 7.2.3による	○ 入熱、バス間温度の溶接条件 鋼材と溶接材料の組合せと溶接条件 ・ 図示による (構造関係共通事項 (鉄骨標準図) 1-4) 適用箇所 ・ 図示による () ○ 柱、梁、ブレースのフランジ端部の完全溶込み溶接部
	○ コンクリートの気乾単位容積質量による種類及び強度等 ○ 普通コンクリート (6.2.1~4) (6.3.2) 設計基準強度 (N/mm ²) スランプ (cm) 気乾単位容積質量 (t/m ³) 適用箇所 ・ 21 ・ 18 ・ 2.3程度 ・ ・ 構造体強度補正值 ※標準仕様書表6.3.2による ・ 軽量コンクリート (6.2.1~3) (6.3.2) (6.10.1.2) 設計基準強度 (N/mm ²) スランプ (cm) 気乾単位容積質量 (t/m ³) 種類 適用箇所 ・ ※21 ・ ・ 構造体強度補正值 ※標準仕様書表6.3.2による	・ 打増し厚さ (打放し仕上げ部) (6.8.1) ・ 打放し仕上げの打増し厚さ (外部に面する部分に限る) ・ 20mm ・ 打放し仕上げの打増し厚さ (内部に面する部分に限る) ・ 10mm ・ 20mm	○ 溶接材料 溶接材料 ○ 標準仕様書 7.2.5(1) (2)による	○ 溶接部の試験 平12建第1464号第二号に関する外観試験方法等 (7.6.12) ○ 「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」 3.5.2 受入検査による ・ 抜き取り検査① ・ 抜き取り検査② JASS 6 付則 6 [鉄骨精度検査基準]の付表3「溶接」に関する試験方法等 ○ JASS 6 付則 6 [受入検査] e. 溶接部の外観検査(1)から(5)までによる。ただし、完全溶込み溶接部の外観検査の抜き取り箇所は、超音波探傷試験の試験箇所と同一とする。外観試験の不合格箇所は、すべて標準仕様書7.6.13による補修を行い、再試験する。
○ セメント 種類 (6.3.1) ※普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントA種 適用箇所 () 普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210 に示された規定の他、水和熱が7日目で352J/g 以下、かつ28日目で 402J/g 以下のものとする ・ 高炉セメントB種 [G] 適用箇所 () ・ フライアッシュセメントB種 [G] 適用箇所 ()	○ 型枠 せき板の材料及び厚さ (6.8.2) ○ 合板 (※12mm) [G] ・ 断熱材を兼用した型枠材 (6.8.2) 使用箇所 ・ MCR工法用シートの使用 (6.8.2) 適用箇所 ・ 図示による () 打増し厚さ () 打増し範囲 ・ 図示による ()	○ ターンバックル 種類 (7.2.6) 建築用ターンバックルボルト ※羽子板ボルト 建築用ターンバックル鋼 ※割枠式 ねじの呼び (7.2.6) ○ 図示による (図S-11/48)	○ 錆止め塗装 塗料の範囲 (7.8.2.4) 耐火被覆材の接着する面の塗装範囲 ・ 図示による () 耐火被覆材の接着する面以外での塗装範囲 ・ 図示による () 塗料の種類 ○ 下記以外の鉄鋼面は、18巻 [塗装工事]による ・ 鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内側の錆止め塗料の種類 ・ A種 ・ 耐火被覆材が接着する面の塗料の種類	
○ 骨材 アルカリシリカ反応性による区分 ※A ・ B (6.3.1)	○ コンクリートの単位水量測定 (6.8.2) スリーブの材種・規格等 ・ 図示による ()	○ 床構造用のデッキプレート (7.2.7) 材質、形状及び寸法 ・ デッキプレート 単独の構法 ・ デッキプレートとコンクリートとの合成スラブとする構法	○ 耐火被覆 種類、材料、工法等 (7.9.2~8) 種類 材料・工法 性能 (耐火時間) 適用箇所 (部位・部分) ・ 耐火材吹付け ・ 耐火材張り ・ 耐火材巻付け ・ ラス張りモルタル塗り ・ 耐火塗料	
○ 混和材料 ○ 混和剤 混和剤の種類 ※標準仕様書 6.3.1(4) (a)による ○ 混和材 混和材の種類 ※標準仕様書 6.3.1(4) (b)による	○ 鉄骨製作工場 (7.1.3) 鉄骨製作工場の加工能力 ※建築基準法 第68条の25に基づき国土交通大臣から構造方法等の認定を取得している鉄骨製作工場又は同等以上の能力のある工場 (R)グレード以上 ○ 監督職員の承諾する工場	・ スタッフ (7.2.8) 種類等 呼び名 呼び長さ (mm) 適用箇所 ・ 16 ・ 19 ・ 22	○ アンカーボルト等の設置等 (7.10.3) 構造用アンカーボルトの形状及び寸法 ○ 図示による (図S-10/48) 構造用アンカーボルトの形状及び寸法 ○ 図示による (図S-10/48) 建方用アンカーボルトの形状及び寸法 ・ 図示による () 建方用アンカーボルトの保持及び埋込み工法 (7.10.3) 種類 ・ A種 ・ B種 柱底均しモルタルの厚さ及び工法の種類 (7.10.3) 厚さ ・ 種類 ※A	
・ 寒中コンクリート 適用期間 (6.11.1) ・ 図示による () 構造体強度補正值 (6.11.2) ・ 標準仕様書6.11.2(3) (7)による ・ 積算温度による	○ 鉄骨製作工場における施工管理技術者 (7.1.4) ○ 配置する ・ 配置しない	○ 柱底均しモルタル (7.2.9) 無収縮モルタルとする場合の材料、調査等 ※標準仕様書 7.2.9(2) (7)から(5)による	○ 軽量鉄骨構造 (7.11.2) ボルトの接合部 ・ 普通ボルト接合	
・ 暑中コンクリート 構造体強度補正值 ※6N/mm ² (6.12.2)	○ 鋼材 (7.2.1) 種類等: (図S-01/48)による 種類の記号 適用箇所 (主要な部分) 規格 ・ JIS規格による ・ JIS規格による ・ JIS規格による ・ JIS規格による	○ 製作精度 (7.3.3) 鉄骨の製作精度は、JASS 6 付則 6 [鉄骨精度検査基準]に加えて、次による 通しダイヤフラムの突合せ継手の食い違いの寸法 ※H12建第1464号第二号イ(2)による アンダーカットの寸法 ※H12建第1464号第二号イ(3)による 食い違い・仕口のずれの検査方法及び補強方法 ・ 「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」による		
・ マスコンクリート 適用箇所 (6.13.1) ・ 図示による () セメントの種類 (6.13.2) ・ 普通ポルトランドセメント ・ 中熱ポルトランドセメント ・ 低熱ポルトランドセメント ・ 高炉セメントB種 [G] ・ フライアッシュセメントB種 [G] ・ シリカセメント	○ 高力ボルト (7.2.2) 高力ボルトの種類 ○ トルシア形高力ボルト ・ JIS形高力ボルト	○ 溶接接合 (7.6.4) 開先の形状 ○ 図示による (構造関係共通事項 (鉄骨標準図) 1-2)		
・ 無筋コンクリート コンクリートの種類 (6.14.1) ・ ※普通コンクリート セメントの種類 ※普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントA種 ・ 高炉セメントB種 [G] ・ フライアッシュセメントB種 [G] 設計基準強度 (6.14.1) ※18N/mm ² スランプ (6.14.1) ※15cm又は18cm 適用箇所 (6.14.1) ・ 標準仕様書 6.14.1(4) (7)~(h)による	○ 普通ボルト (7.2.3) ボルト及びナットの種類 ○ 標準仕様書 表7.2.3 (JIS附属書品)又は次による ボルトの規格は、JIS B 1180とする。ボルトの種類を呼び径六角ボルト又は金ねじ六角ボルトとし、材料は鋼とする。ボルトの強度区分は、4.6又は4.8とする。なお、呼び径六角ボルトの軸径の最大寸法は、ボルトの径の倍以下とする。ナットの規格は、JIS B 1181とする。ナットの種類は、六角ナットとし、材料は鋼とする。 座金 (7.2.3) ※JIS B 1256による	○ エンドタブの切断部分 (7.6.7) 切断する箇所 ・ 図示による () 切断する範囲 ・ ○ エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジの端から5mmを残して直線上に切断する。 なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する。 切断面の仕上げ ○ 標準仕様書7.6.7(1) (a) (b)②による		
・ 流動化コンクリート 適用箇所 (6.15.1) ・ 図示による ()	・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト (7.3.2) ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ・ 図示による (構造関係共通事項 (鉄骨標準図) 1-1 縁端距離及びボルト間隔)	○ スカラップの形状 (7.6.7) ○ 図示による (構造関係共通事項 (鉄骨標準図) 1-4)		
・ 打継ぎの位置、ひび割れ誘発目地、打継目地 (6.6.4) 打継ぎの位置 ・ 図示による () 目地寸法 ・ 標準仕様書 9.7.3(1) (7)~(9)による ・ 図示による () ひび割れ誘発目地の位置・形状・寸法 (6.8.1) ・ 図示による ()	○ 摩擦面の処理方法 (7.12.5) ・ ・ プラスト処理 (表面粗度50µm Rz 以上) ・ リン酸塩処理 ・ すべり試験の実施 ・ すべり係数試験 ・ すべり耐力試験 すべり試験において、対比試験片を作成し、摩擦面の処理状況の確認をする			

配筋標準図 (1)

1. 一般共通事項

(1) 鉄筋の表示記号

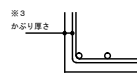
鉄筋の断面表示は下記の記号による。

鉄筋種別	D10	D13	D16	D19	D22
表示記号	●	X	▲	●	○
鉄筋種別	D25	D29	D32	D35	D38
表示記号	⊙	⊗	⊙	⊙	⊙

(2) 鉄筋のかぶり厚さ

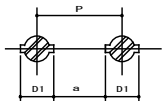
構造部分の種類	かぶり厚さ (mm)	
	基本仕様	注
土に埋まらない部分	屋根スラブ	40
	床スラブ	40
	非耐力壁	40
	耐力壁	40
土に接する部分	柱	40
	梁	40
	耐力壁	50
	基礎	50

- (注)
- 上記のかぶり厚さは、溶接金網にも適用する。ただし、ひびわれ防止用などかぶり厚さが部分的に減少する箇所、防錆処理をした場合は除外する。
 - 土上ありとは、モルタルやタイル等の仕上げで、合計仕上げ厚さが20mm以上ある場合をいう。
 - かぶり厚さは、裏面鉄筋面からの寸法とする。
 - D38 適用の場合は、50mmとする。
 - かぶり厚さの許容偏差は、上記の値-10mmとする。



(3) 鉄筋の最小間隔とあき

- 鉄筋相互のあきは下記のうち最大のものをとする。
- $a \geq 25 \text{ mm}$
 - $a \geq 1.25 \times \text{筋骨材最大寸法}$
 - $a \geq 1.5 \times d$ (d: 鉄筋の呼び名の数値)
- 鉄筋の間隔 $P \geq 4d$ (d: 筋外径)



鉄筋種別	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32	D35	D38
a	11	14	18	21	25	28	33	36	40	43
a	32	32	32	32	33	38	44	48	53	57
P	43	46	50	53	58	66	77	84	93	100

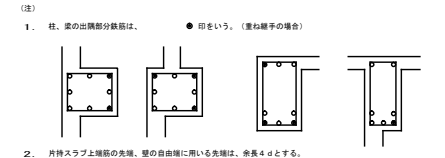
- (注)
- 上記の表は、筋骨材最大寸法25mmの場合を示す。
 - a印は筋骨材によって間隔が決定されたものを示す。

(4) 鉄筋の折曲形状及び寸法

曲げ角度	図	鉄筋の種類	長さ	内径 (D)	長さ (L)
180°		SD295A SD295B SD345	D16以下	3d以上	4d以上
		SD390	D19 D38	4d以上	4d以上
			D16以下	3d以上	5d以上
135°		SD295A SD295B SD345	D16以下	3d以上	6d以上
		SD390	D19 D38	4d以上	6d以上
			D16以下	3d以上	5d以上
90°		SD295A SD295B SD345	D16以下	3d以上	10d以上
		SD390	D19 D38	4d以上	10d以上
			D16以下	3d以上	5d以上

設計図に特記のある場合以外は、下記鉄筋の先端部にフックを付ける事。

180°	135°	90°
柱及び梁の出隅部分 (基礎梁を除く)	フープ 折フープ	U字形スターラップ のキャップタイ
基礎の支脚	スターラップ	橋止め筋
最上階柱・梁	ホスターラップ	片側スターラップの先端



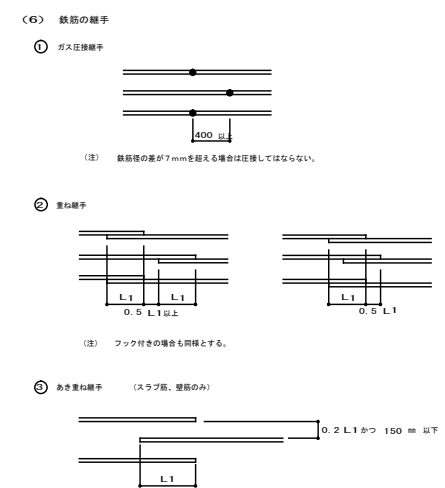
(注) 1. 柱、梁の出隅部分鉄筋は、●を用いる。(重ね継手の場合)

(5) 鉄筋の定着及び重ね継手長さ

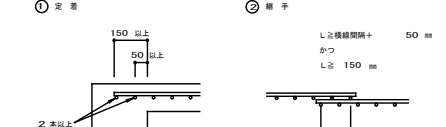
鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度の範囲 (N/mm ²)	重ね継手長さ		内径 (D)	長さ
		一般	小梁		
SD295A SD295B SD345	36 > Fc > 27	35d	30d	D16以下	3d以上
		27 > Fc > 21	40d		
		21 > Fc > 15	45d		
SD390	36 > Fc > 27	40d	35d	D19 D38	4d以上
		27 > Fc > 21	45d		
		21 > Fc > 15	50d		

(注) 1. () 内は、フック付長さを示す。

- (6) 鉄筋の継手
- ガス圧継手
 - 重ね継手
 - あき重ね継手 (スラブ筋、壁筋のみ)



(7) 溶接金網の定着と重ね継手



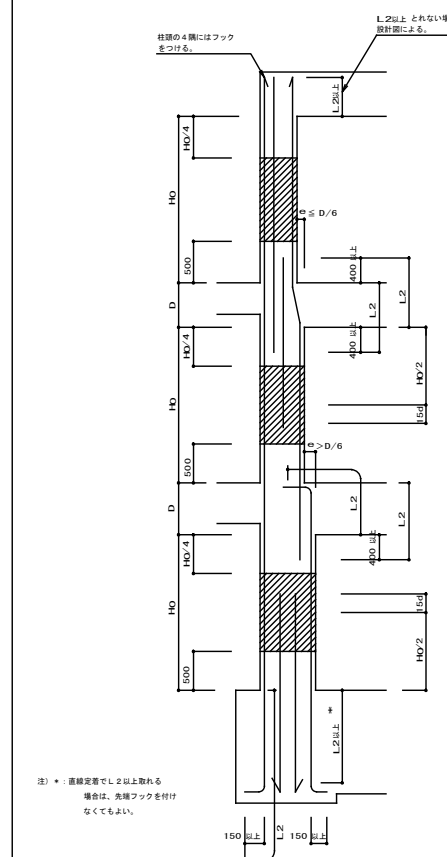
- (8) その他
- 打ち継ぎ
 - コンクリートの打ち直し
 - 壁およびスラブ内の電気配管

鉄筋の定着長さ及び定着長さの換算表

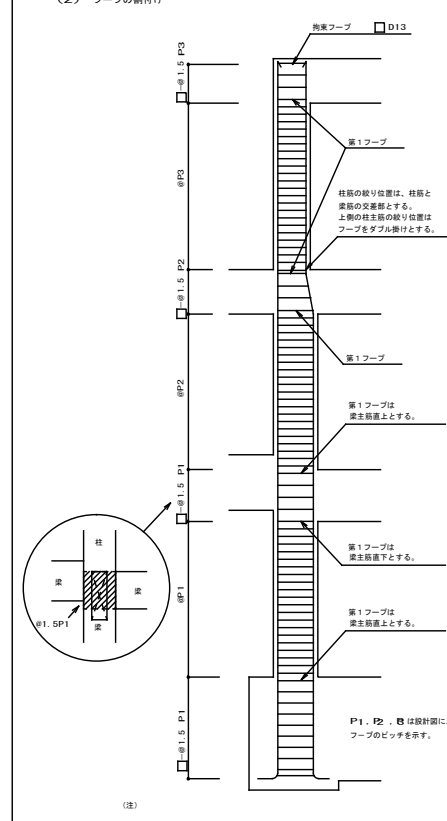
鉄筋径	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32	D35	D38
4d	40	60	70	80	90	100	120	130	140	160
5d	50	70	80	100	110	130	150	160	180	190
6d	60	80	100	120	140	150	180	200	210	230
8d	80	110	130	160	180	200	240	260	280	310
10d	100	130	160	190	220	250	290	320	350	380
15d	150	200	240	290	330	380	440	460	530	570
20d	200	260	320	380	440	500	580	640	700	760
25d	250	330	400	480	550	630	730	800	880	950
30d	300	390	480	570	660	750	870	960	1,050	1,140
35d	350	460	560	670	770	880	1,020	1,120	1,230	1,330
40d	400	520	640	760	880	1,000	1,160	1,280	1,400	1,520
45d	450	590	720	860	990	1,130	1,310	1,440	1,580	1,710

2. 柱

(1) 柱筋の余長・定着及び継手位置

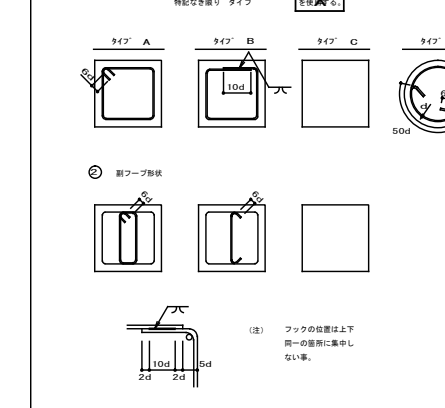


(2) フープの割付け

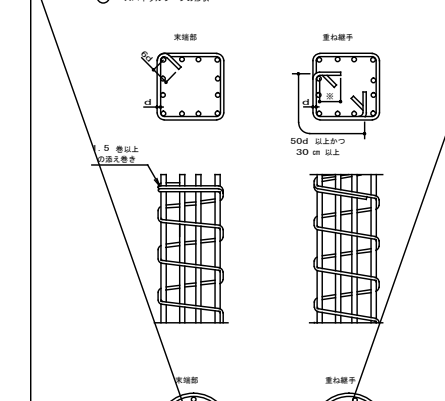


(3) フープの形状

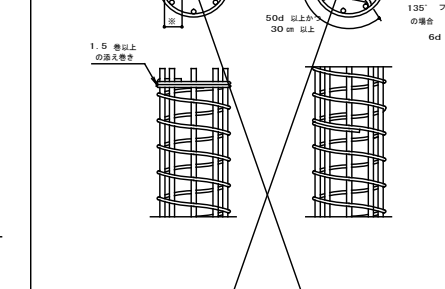
① 一般形状



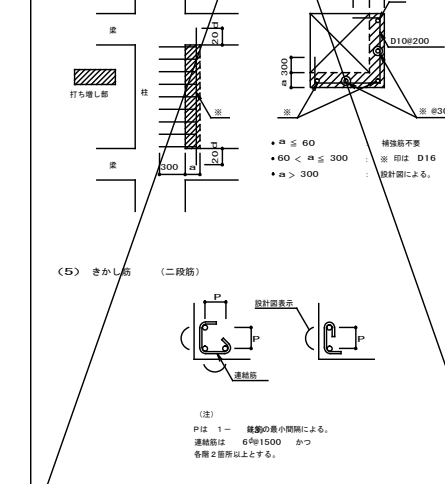
② スパイラルフープの形状



(4) 柱打ち増し部補強筋

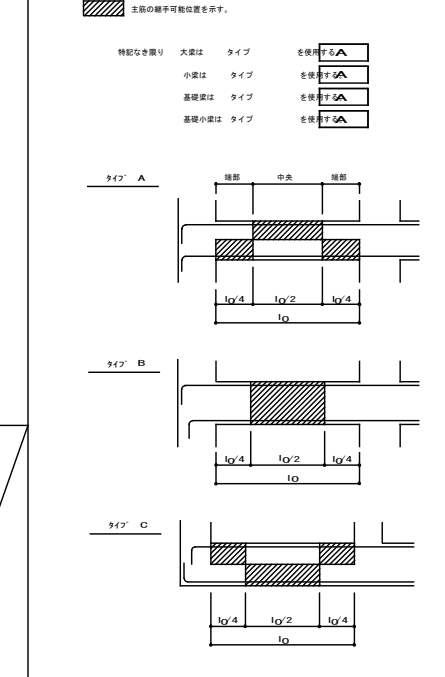


(5) きかし筋 (二筋筋)

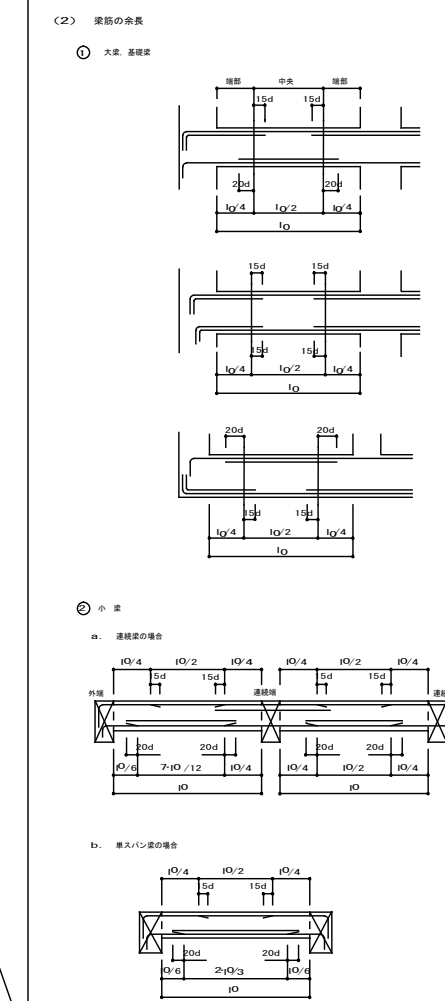


3. 梁

(1) 梁筋の継手位置



(2) 梁筋の余長



配筋標準図 (2)

(3) 定着

① 柱への定着

a. 梁の定着

外縁部の場合

(一般部) (最上層)

(注) 1. 折り返し位置は柱中心線を中心とした位置とする。
2. 柱幅が大きくて、直線部だけで L₂ がとれる場合でも柱中心線を中心として中間折り返し幅が 150 以上とする。

柱幅が大きい場合

連続部の場合 (最上層・一般部)

b. 基礎梁の定着 (一般部) (ベタ基礎、布基礎)

(注) 梁及び基礎梁主筋の投影定着長は 1/4 且つ 40 以上とする。L₂ は下表によるものとする。

Fc	30345	30390	Ft	コンクリートの設計基準強度	(N/mm ²)
21	20d	20d	30XXX	梁主筋の材質	
24・27	15d	20d	d	梁主筋の呼び	
30・33・36	15d	15d			

c. 梁梁のある場合

① e ≤ D/6 の場合

(短く短い場合) (水平部)

② e > D/6 の場合

(一般部) (最上層)

(最下層)

L₂ = L₂ + 5d

d. 片持梁と連続する場合 (一般部) (最上層)

※印の梁の主筋は半筋以上を折曲げて定着させる事。

② 梁への定着

a. 一般部の場合

斜めに定着してもよい

斜めがある場合は水平定着としてよい

(注) *は、大梁の場合 L₂ と認め換える。

b. 梁梁のある場合

① e ≤ B/6 の場合

② e > B/6 の場合

(注) *は水平部短い場合にも適用する。

c. 打ち出し部への定着

打ち出し部を示す。

d. 先端小梁の外縁部片持梁への定着 (先端小梁 (つなぎ梁) 片持梁 打ち下げ)

L: 上層筋 L₂ 下層筋 L₃ (水平部)

(4) 片持梁

① 一般の梁と連続する場合 (一般部) (最上層)

100 以下

15d 2/10/3

100 以下

15d 2/10/3

② 一般の梁と連続しない場合 (一般部) (最上層)

100 以下

15d 2/10/3

100 以下

15d 2/10/3

L₂ = L₂ + 5d

(5) ハンチ梁

① e/a ≤ 1/6 の場合

② e/a > 1/6 の場合

L₂ = L₂ + 5d

(6) スターラップの割り付け

第1スターラップ (柱コンクリート部)

第1スターラップ (柱コンクリート部) 引き上げ筋

引き上げ筋 : スターラップ同径、2本巻とする。

(7) 腰筋の納まり

※小梁の場合には腰筋を巻かなくてもよい。

梁 幅	D < 600	600 ≤ D < 900	900 ≤ D < 1,200	1,200 ≤ D < 1,500
腰 筋	不要	2-D10	4-D10	6-D10

(8) スターラップ形状

① 一般形状

A B C D

(注) 1. 原則として、Aとすると、スラブと同様に打ち込む下形状の場合は、B、C、L形状の場合は、Cとすることができる。
2. Aの場合フックの位置は、原則として交互配筋とする事。

② 前スターラップ

A B C

(注) 1. 原則として、AまたはBとする。スラブと同様に打ち込む下形状の場合は、Cとすることができる。
2. フックの位置は、原則として交互配筋とする事。

③ 基礎梁の場合

基礎梁も原則として一般部①の場合によるが、梁幅の大きい場合は下記の配筋も可とする。

< D < 2000 以上かつ打ち出し部がある場合 >

(8) 梁打ち出し部補強筋

※印は打ち出し部を示す。

① 上部打ち出し

② 下部打ち出し

※印は軸方向補強筋を示す。
* a ≤ 60 : 補強筋不要
* 60 < a ≤ 300 : D16R250
* a > 300 : 主筋と同径R250

(9) 二段筋

(10) 柱と梁面が同一になる場合の納まり (平面) (断面)

(注) Pは1-(3) 鉄筋の巻く間隔による。 ※柱主筋だけスターラップ筋巻くだけで可とする事。

4. 壁

(1) 壁筋の定着

① 柱、梁への定着

a. 柱

L₂ カット 柱中心線を超える

b. 梁

② 非耐力壁の隅角部、交差部の定着

a. シングル配筋の場合

b. ダブル配筋とシングル配筋の場合

c. ダブル配筋の場合

④ スラブの定着

⑤ 壁筋の定着

a. 耐力壁 (EW, RW) の場合

壁筋の補強筋 又は 壁筋と同径 間隔筋

b. 非耐力壁の場合

⑥ 土圧壁 (RW) の定着及び継手位置

a. 梁への定着

※ 地下外側の外側鉄筋を基礎梁に定着する場合は、定着長は満足させてよいが、鉄筋位置確保のため、約1mごとに柱筋スラブの上端まで下げる事。

b. 土圧壁 (RW) の継手位置

※ 壁筋の継手位置を示す

(2) 壁開口補強

① 耐力壁 (EW, RW) の開口補強

(注) 1. e ≤ 200 の場合は、破線 () で示した 補強筋は不要とする。
2. 斜筋は壁配筋を優先とする。

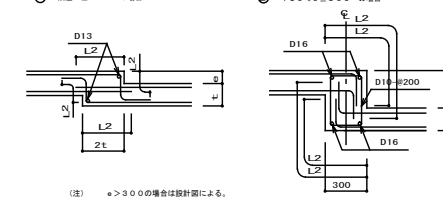
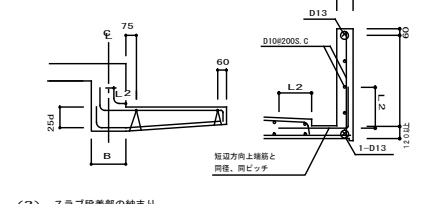
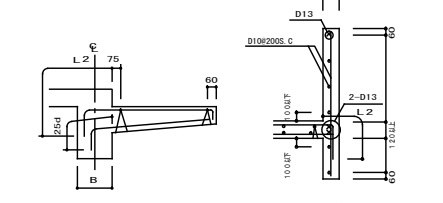
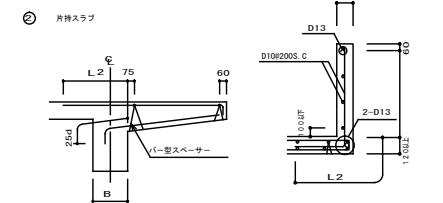
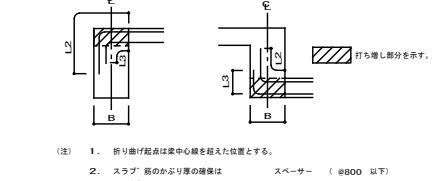
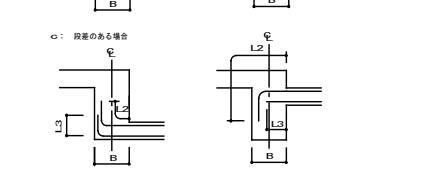
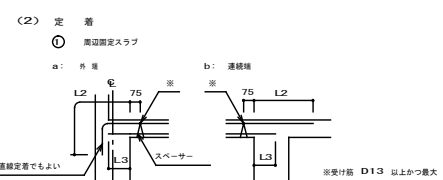
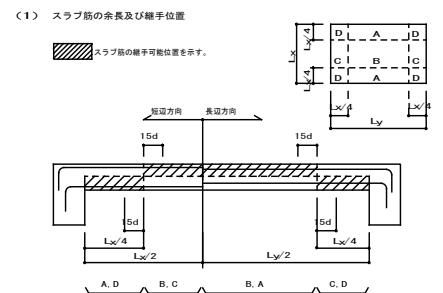
(3) 外壁吹抜 (鉄骨) 目地

外壁吹抜 (鉄骨) 目地は、縦目地 3φ² ツチ筋に設ける。

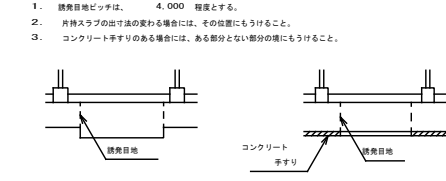
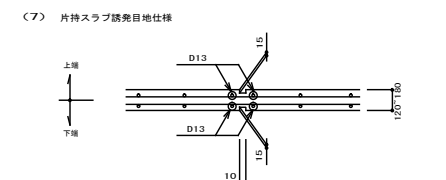
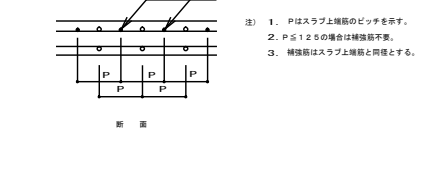
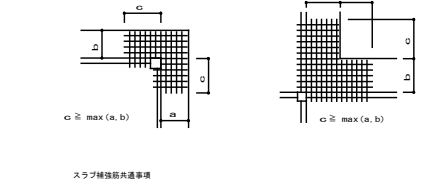
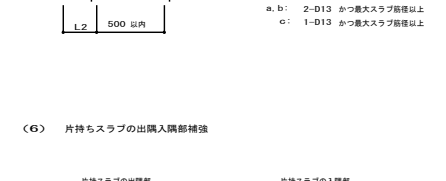
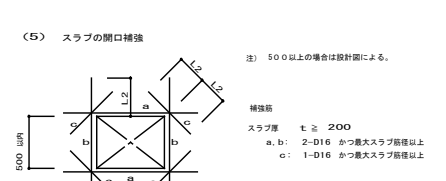
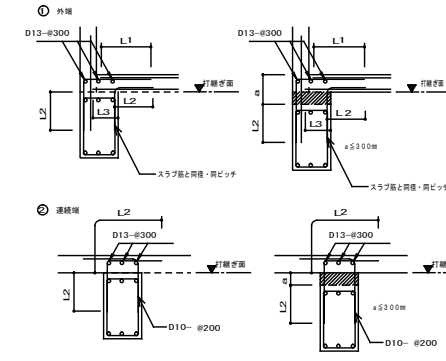
内側目地を設けられない場合、および、ふかし厚が 20mm を超える場合には、縦筋目地の断面欠率は、ふかしを含めた壁厚の 20% 以上とする。

t	a	b	c	d	e	備考
150	20 以下	20	15	20 以上	20	
180	20 以下	20	20	20 以上	25	
200	20 以下	20	20	20 以上	25	

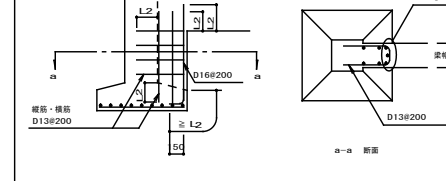
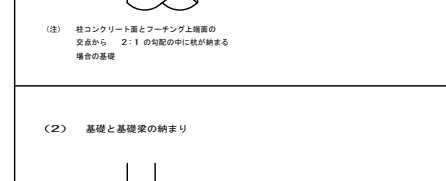
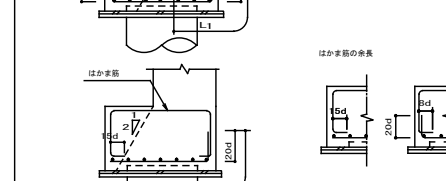
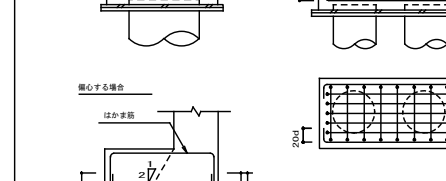
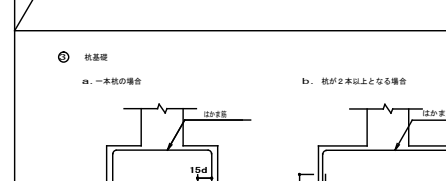
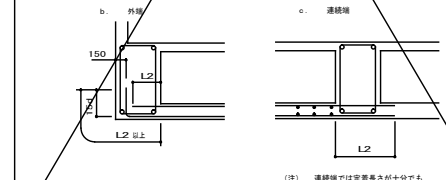
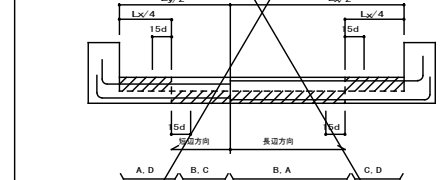
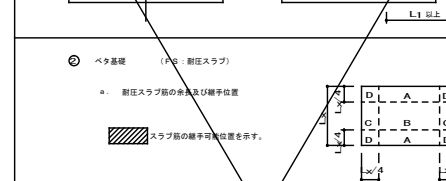
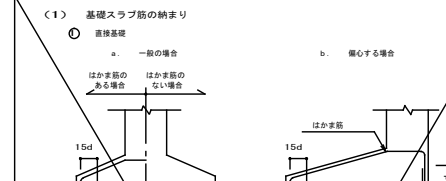
5. スラブ



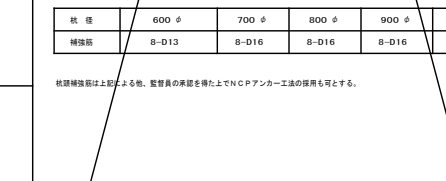
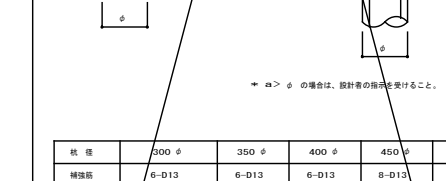
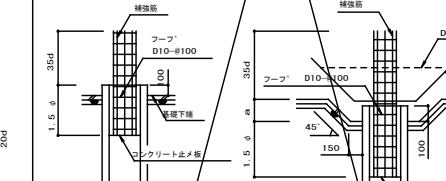
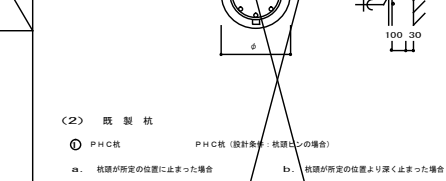
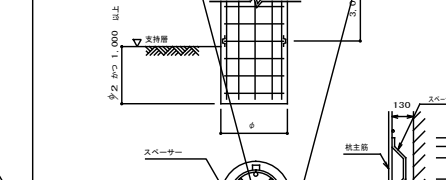
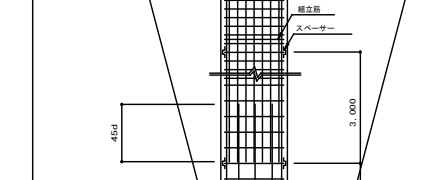
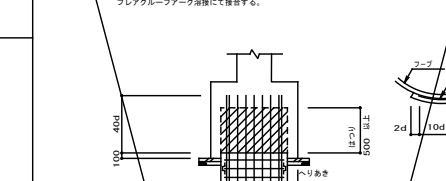
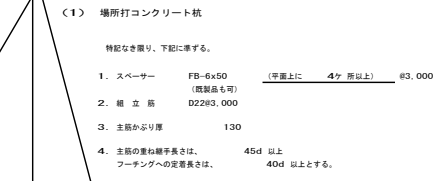
(4) 壁スラブと基礎梁の打継ぎ補強



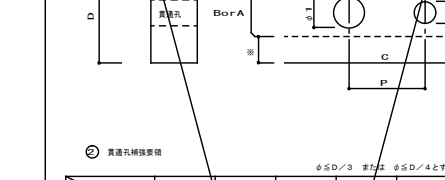
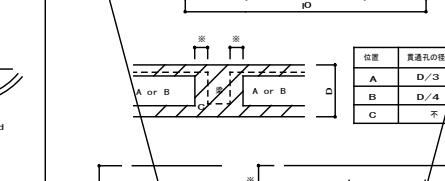
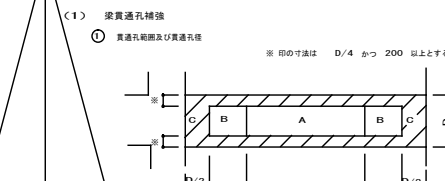
6. 基礎



7. 杭



8. 梁貫通補強

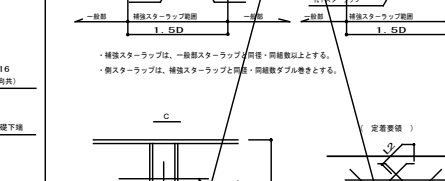
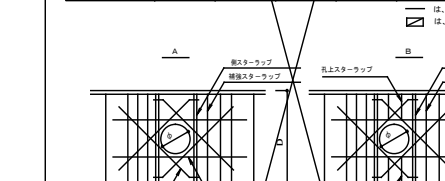


② 貫通孔補強仕様

φ ≤ D/3 未満時 φ ≤ D/4 未満時

梁径	D < 450	450 ≤ D < 600	600 ≤ D < 750	750 ≤ D < 900	900 ≤ D < 1200	1200 ≤ D
φ ≤ 50	C	C	C	C	C	C
50 < φ ≤ 100	C	C	C	C*	C	C
100 < φ ≤ 150	A	C	C	A	A	C*
150 < φ ≤ 200	A	A	A	A	A	A
200 < φ ≤ 250	A	A	A	A	A	A
250 < φ ≤ 300	A	A	A	B	B	B
300 < φ ≤ 400	A	A	A	B	B	B
400 < φ ≤ 500	A	A	B	B	B	B
500 < φ ≤ 600 (入通孔)	A	A	B	B	B	B

□ は、補強不要
○ は、貫通不可



A, B 自下層の補強による。

梁径	補強	斜筋	補強 m.t.p	斜筋 m.t.p	孔上	孔下	備考
150φ	2-D12	2-D12	D13φ100	2-D13φ76			
200φ	2-D16	2-D16	D13φ100	2-D13φ76	D13φ76		
250φ	2-D19	2-D16	D13φ100	2-D13φ76	D13φ100		
300φ	3-D19	2-D19	D13φ100	2-D13φ76	D13φ100		

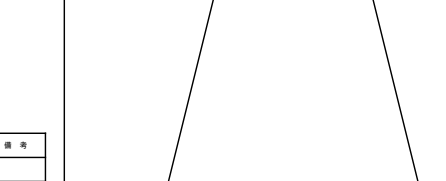
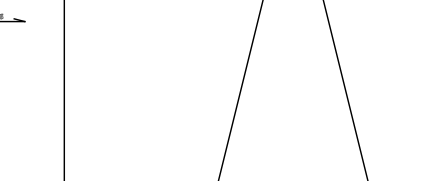
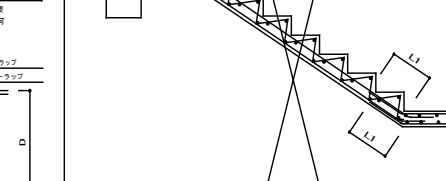
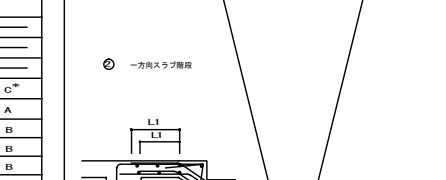
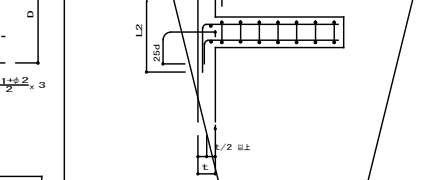
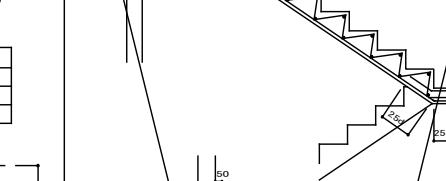
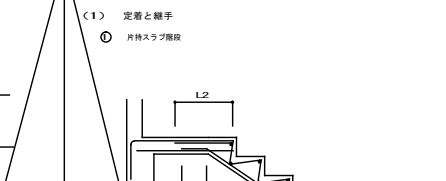
(注) 既製品による補強

A, B 自下層の補強による場合は、補強要領および計算書を設計書に提出し、承認を受ける事。

使用既製品名は、下記とする。

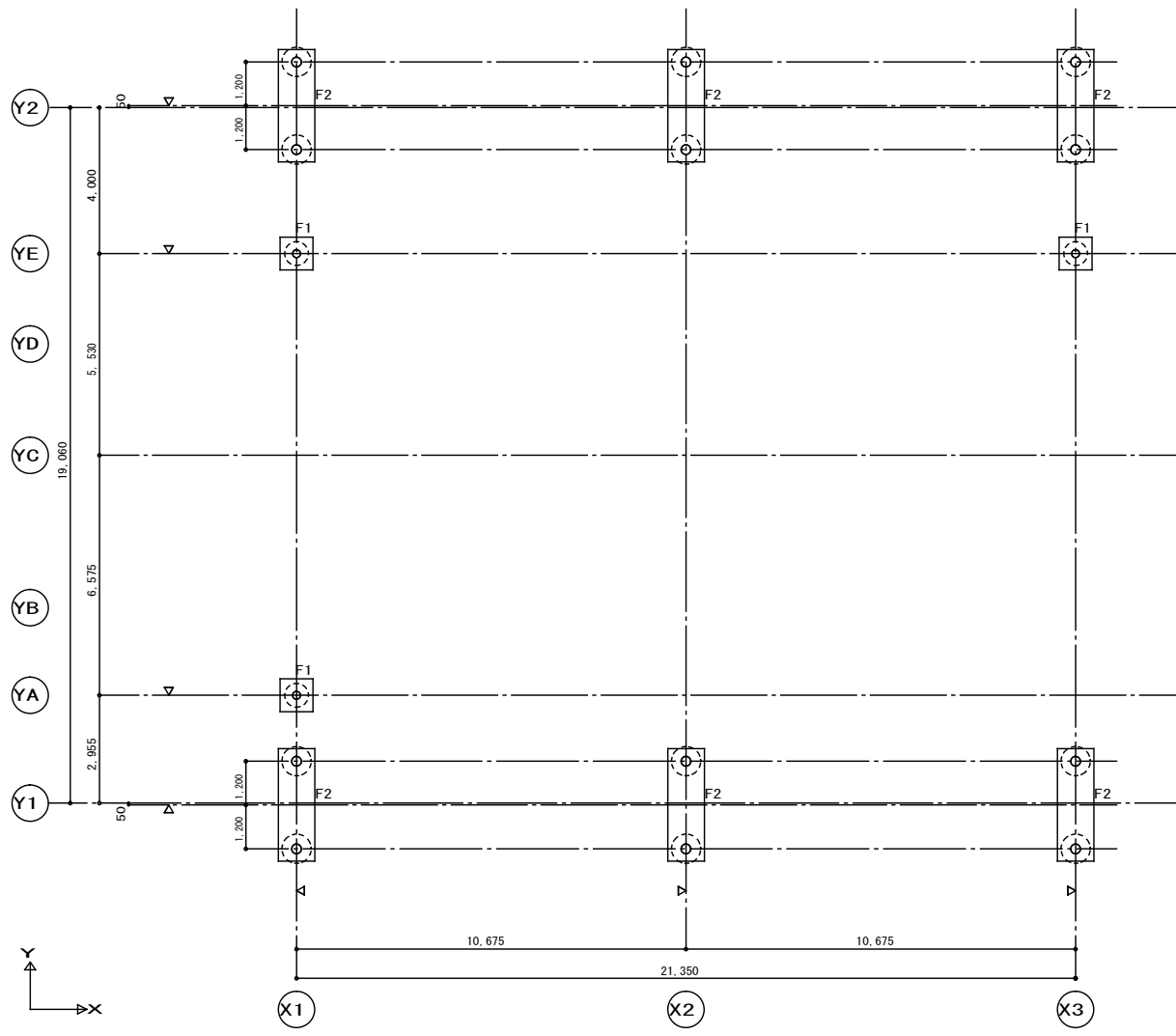
- ウェブレ - Sφリング - ニューウェブレ - 新Sφリング
- スーブレ - リンブレ - ダイヤレン - FBユニット
- ダンゴド - MKリング

9. 階段

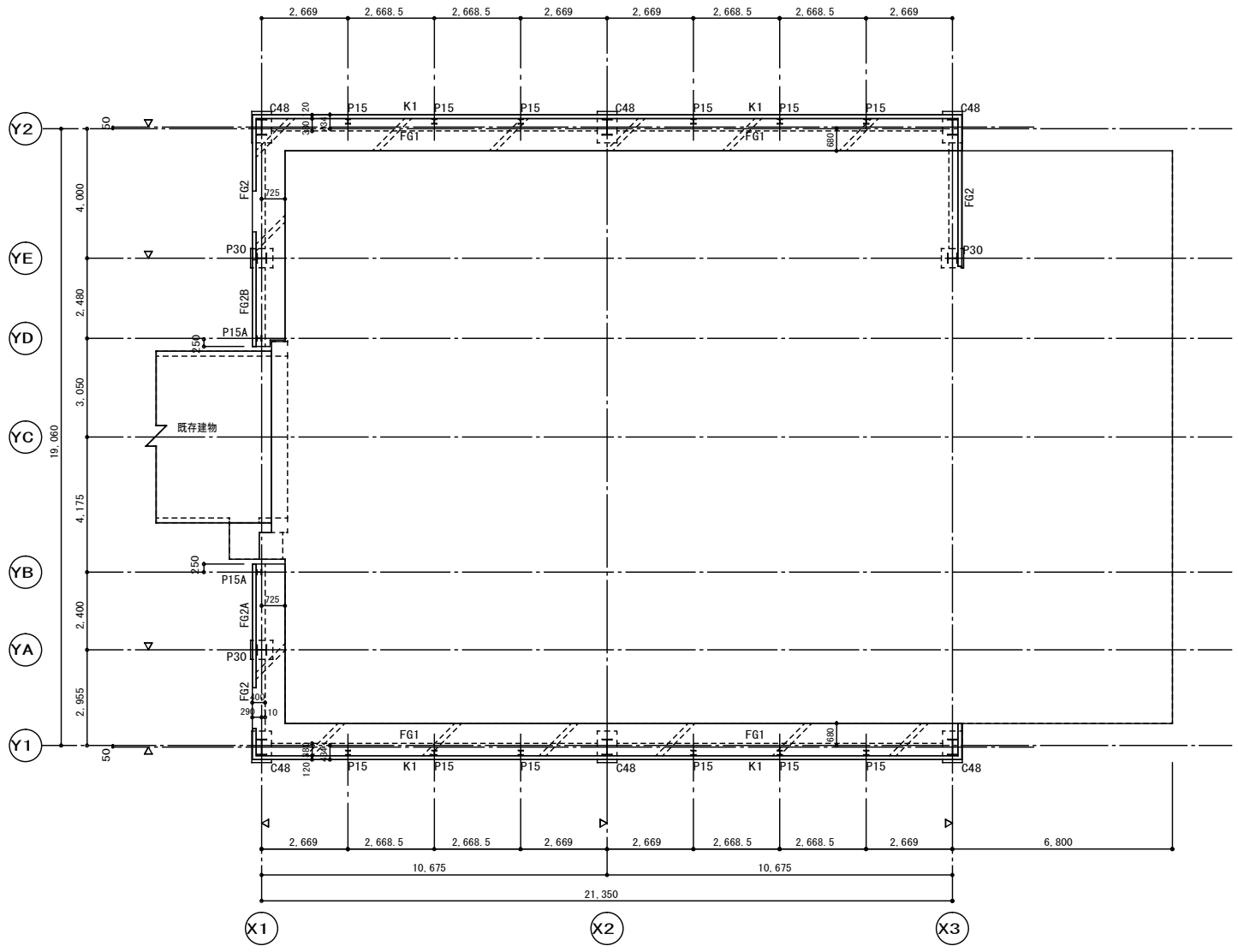


杭共通事項		特記なき限り下記による。										
杭工法	先端羽付鋼管杭 スクリューパイルEAZET工法 (認定番号: TACP-0621) または同等品											
支持層	設計 GL-12.7m	以深の細砂層		杭頭深さ	設計 GL-1.76m	杭先深さ	GL-13.76m	杭長	上杭	6.0m	下杭	6.0m
基礎符号	杭符号	杭本数	杭径	鋼管厚	材質	先端径	羽根厚	材質	長期設計支持力			
F1	P1	1	216.3φ	8.2mm	STK490	550φ	28.0mm	SM490A	356.0kN			
F2	P2	2	267.4φ	8.0mm	STK490	800φ	28.0mm	SM490A	753.0kN			
基礎共通事項												
1. 基礎下地レベルは設計 GL-1900 とする。												
2. ▽は基礎芯を示す。												

共通事項		特記なき限り下記による。
1.	基礎梁及び礎柱上端レベルは設計	GL-250 とする。
2.	柱ベースプレート下地は設計	GL-220 とする。
3.	は土間スラブとし、スラブ上端レベルは	意匠図参照 とする。
4.	は既存土間スラブ等とし、スラブ上端レベルは	意匠図参照 とする。
5.	は立上り壁 W12 とし、上端レベルは設計	GL+300 とする。
6.	▽は柱芯を示す。	
7.	赤字寸法は現場調整とする。	
8.	基礎及び基礎梁の施工にあたり、既存の土間スラブにかかる箇所は必要な範囲の既存土間スラブを事前に撤去し、施工後に現状に戻すものとする。	




杭・基礎伏図 1/100 (1/200)



1階床伏図 1/100 (1/200)

構造設計 株式会社アルテック
 一級建築士登録番号 第113764号
 構造設計一級建築士証交付番号 第6491号 野澤俊夫

 株式会社 岡野建築設計事務所

工事名 風雨実験棟実大動風圧載荷試験装置等上層新築工事
 一級建築士登録: 第189733号 井坂公一

承認 検図 担当 製図

図名 杭・基礎伏図・1階床伏図
 国立研究開発法人建築研究所

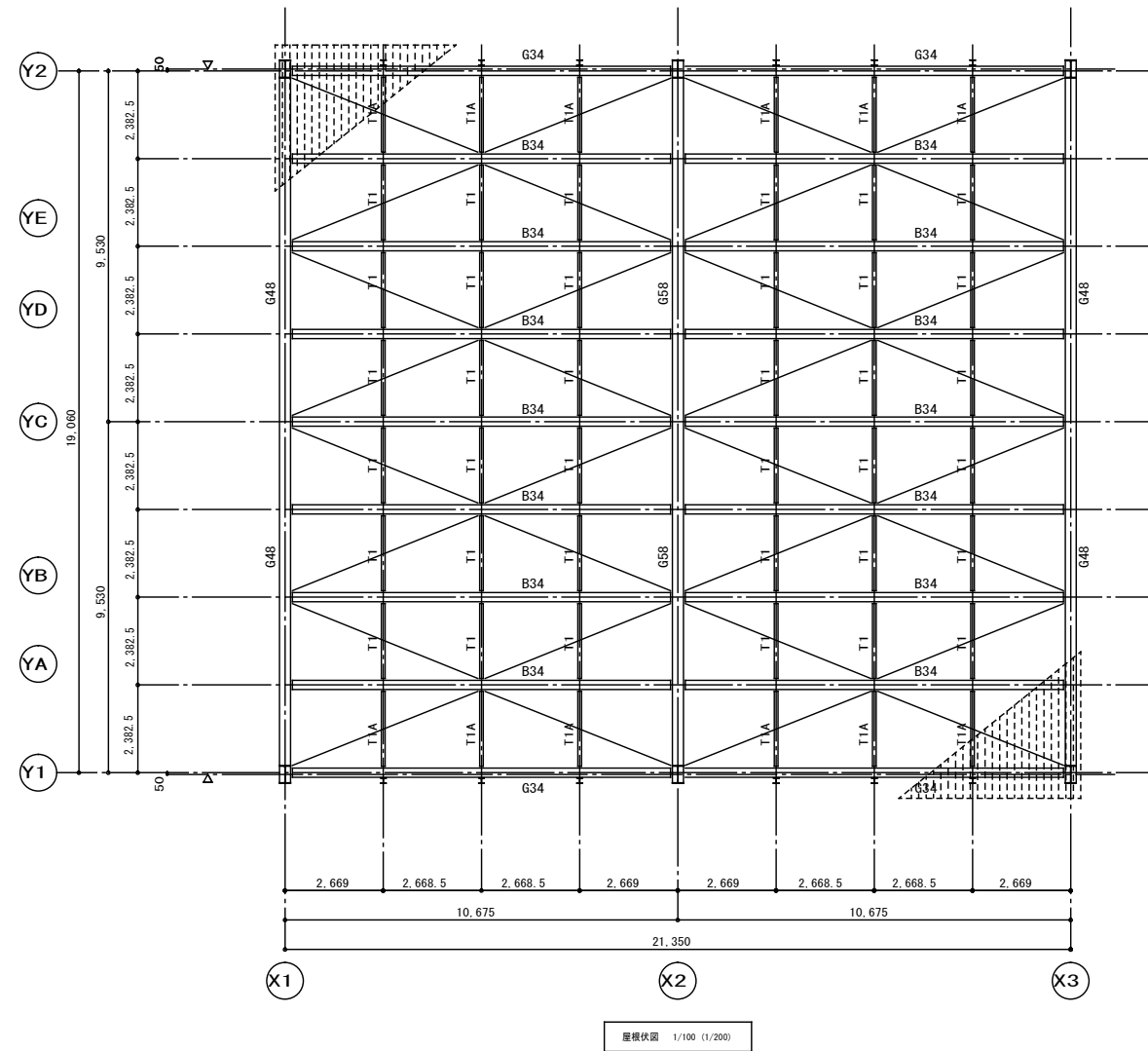
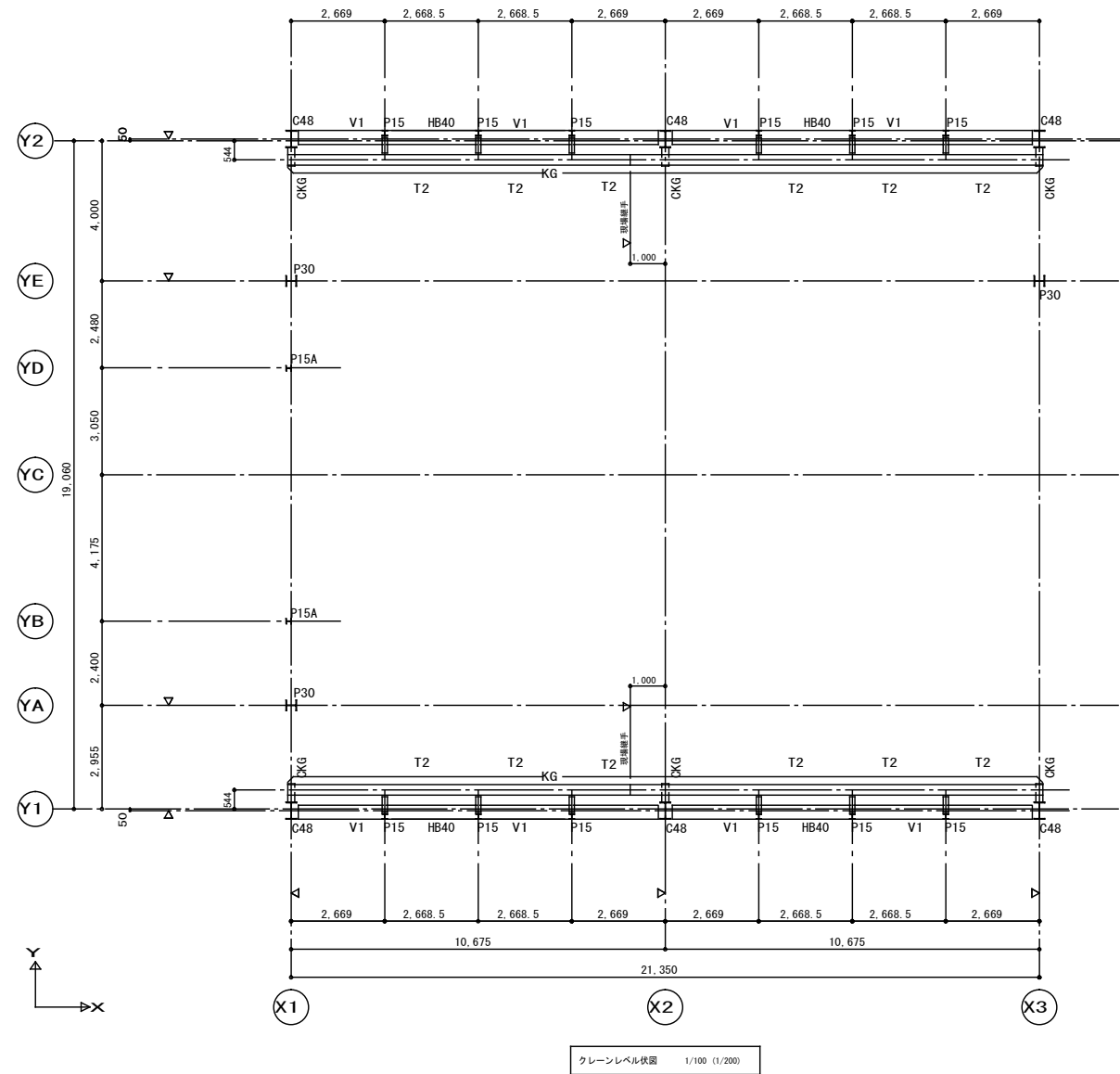
縮尺 1:100 (A3版 1:200)
 作成年月日 2022年3月

図番 S-07 34/48

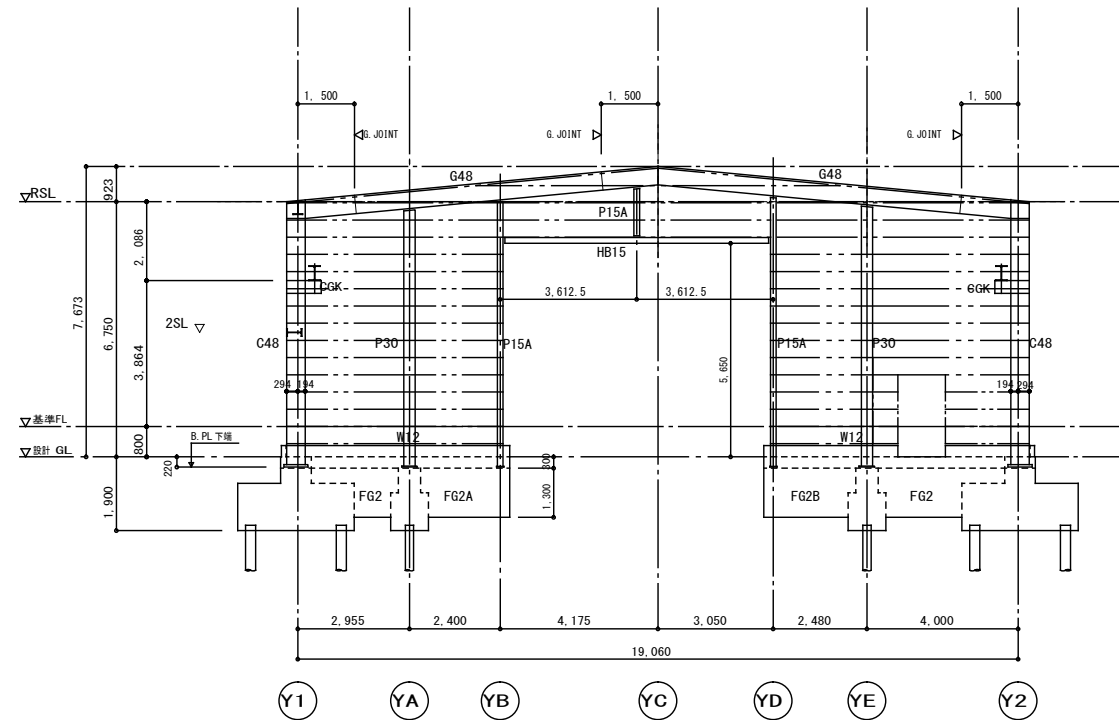
共通事項	特記なき限り下記による。
1. 梁上端レベルは、以下とする。	
HB40	: RSL-3,360
KG	: RSL-1,696
T2	: RSL-1,858,5
CKG	: RSL-2,086
2. ▽は柱芯を示す。	
3. 赤字寸法は現場調整とする。	

共通事項	特記なき限り下記による。
1. 大梁上端レベルは、軸組図及び鉄骨詳細図による。	
2. 小梁の上端レベルは垂交する大梁の上端レベルに同じとする。	
3. 水平ブレースは とす。	
4. ▽は柱芯を示す。	

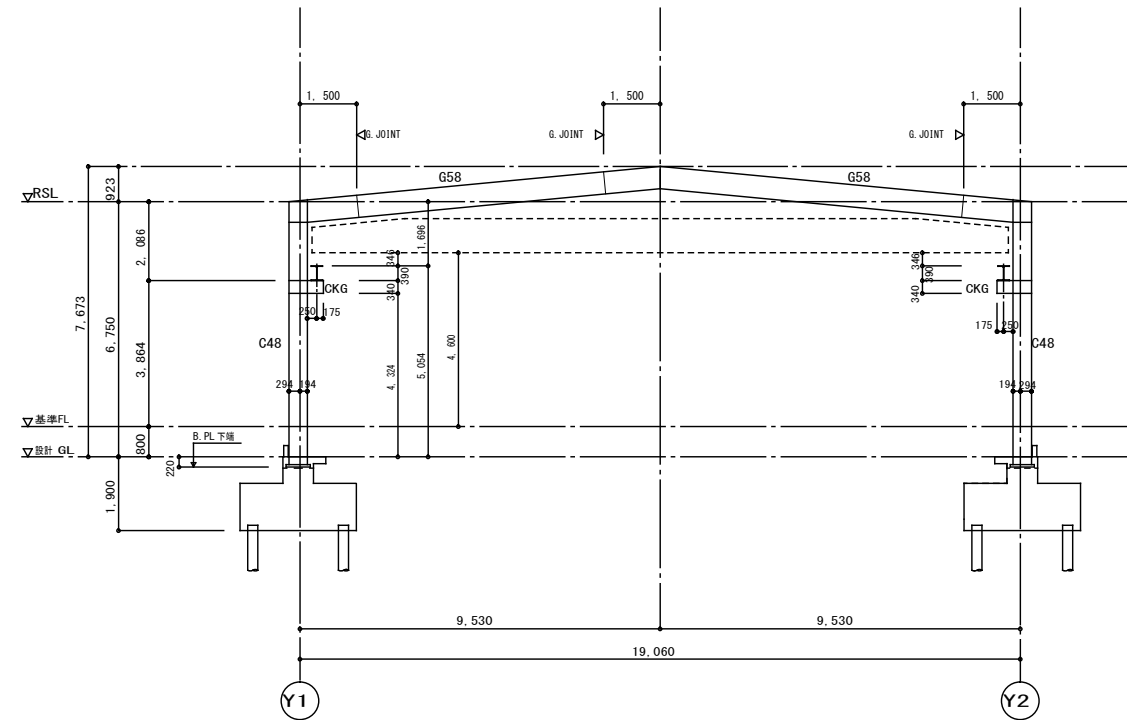
鉄骨部材リスト		
柱符号	部 材	材 種
C48	H-488×300×11×18	SN400B
P30	H-300×300×10×15	SS400
P15・P15A	H-150×150×7×10	SS400
大梁符号	部 材	材 種
G58	H-588×300×12×20	SN400B
G48	H-488×300×11×18	SN400B
G34	H-340×250×9×14	SS400
KG	H-390×300×10×16	SS400
CKG	H-340×250×9×14	SS400
小梁符号	部 材	材 種
B34	H-340×250×9×14	SS400
HB15	H-150×150×7×10 (横使い)	SS400
HB30	H-300×300×10×15 (横使い)	SS400
HB40	H-400×200×8×13 (横使い)	SS400
HB25	H-250×125×6×9 (横使い)	SS400
その他	部 材	材 種
K1・V1	2 C-100×50×5×7.5	SS400
H1	1-M20 ターンバックル付き	SS400
T1	20-100×50×20×2.3	SS400
T1A	20-100×50×20×3.2	SS400
T2	2L-65×65×6	SS400
鋼線1	C-100×50×20×2, 3Φ455	SSC400
鋼線2	C-100×50×20×3, 2Φ455	SSC400



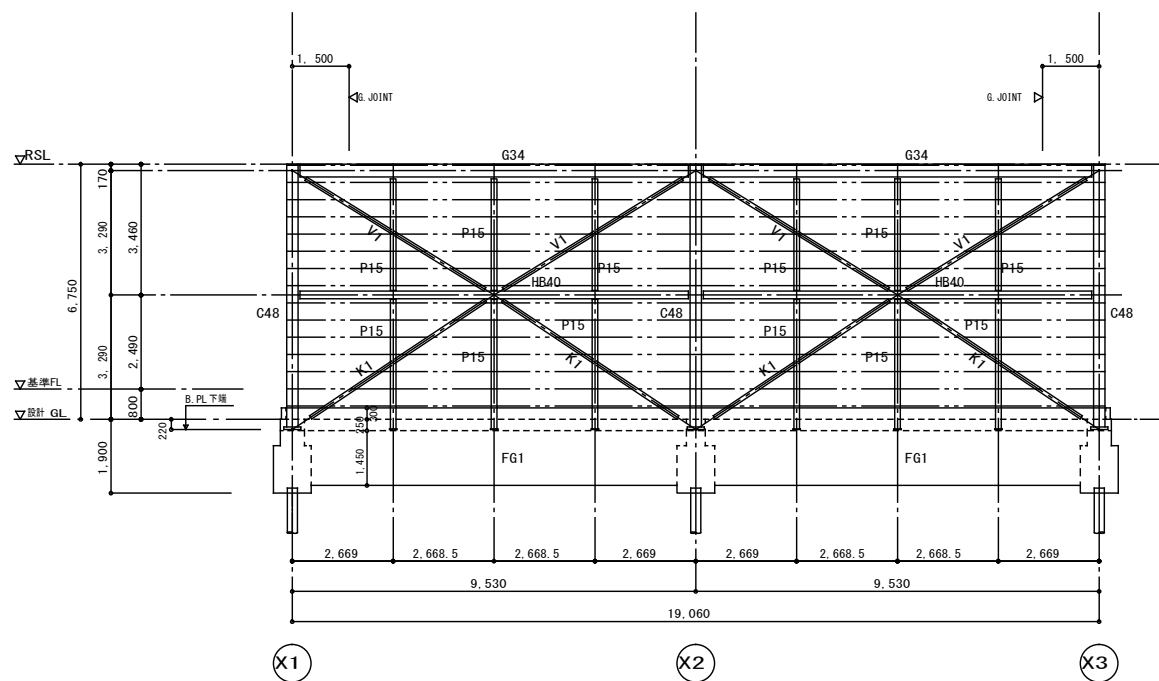
共通事項	特記なき限り下記による。
1. 鋼種は以下とする。	
—	G-100×50×20×2.3 @455
—	20-100×50×20×2.3
2. 鋼種の割付は施工時に再検討の上、設計者の承認を受ける。	
3. 表寸法は	は現寸により決定するものとする。



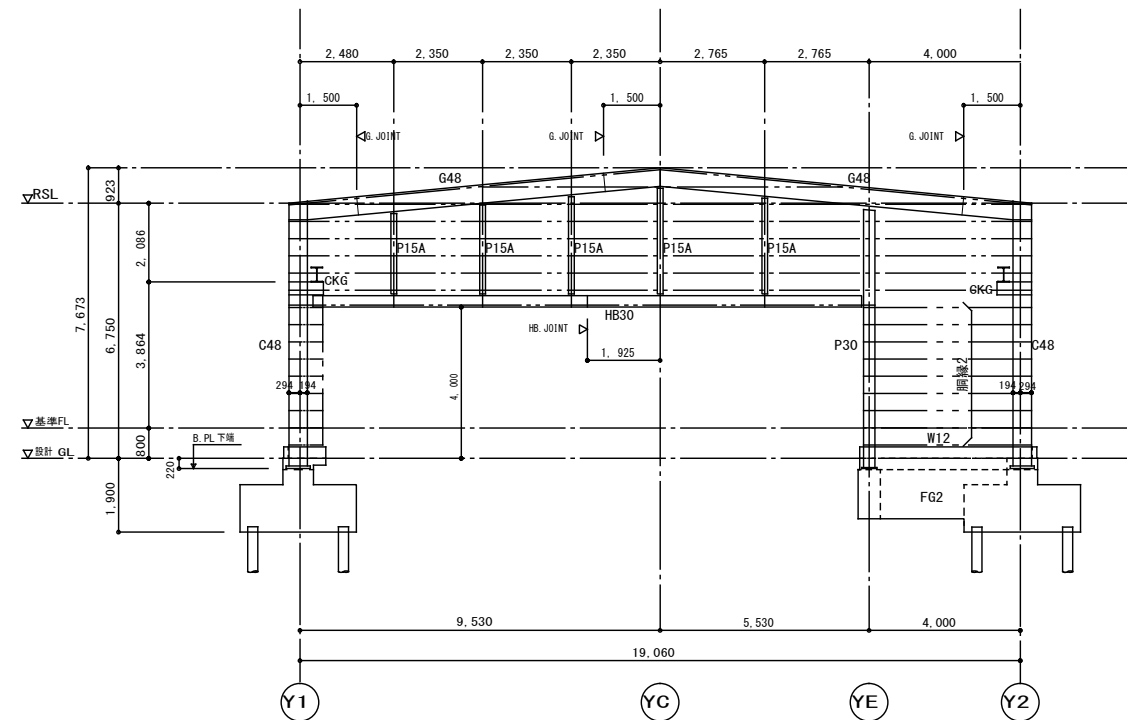
X1 通り軸組図 1/100(1/200)



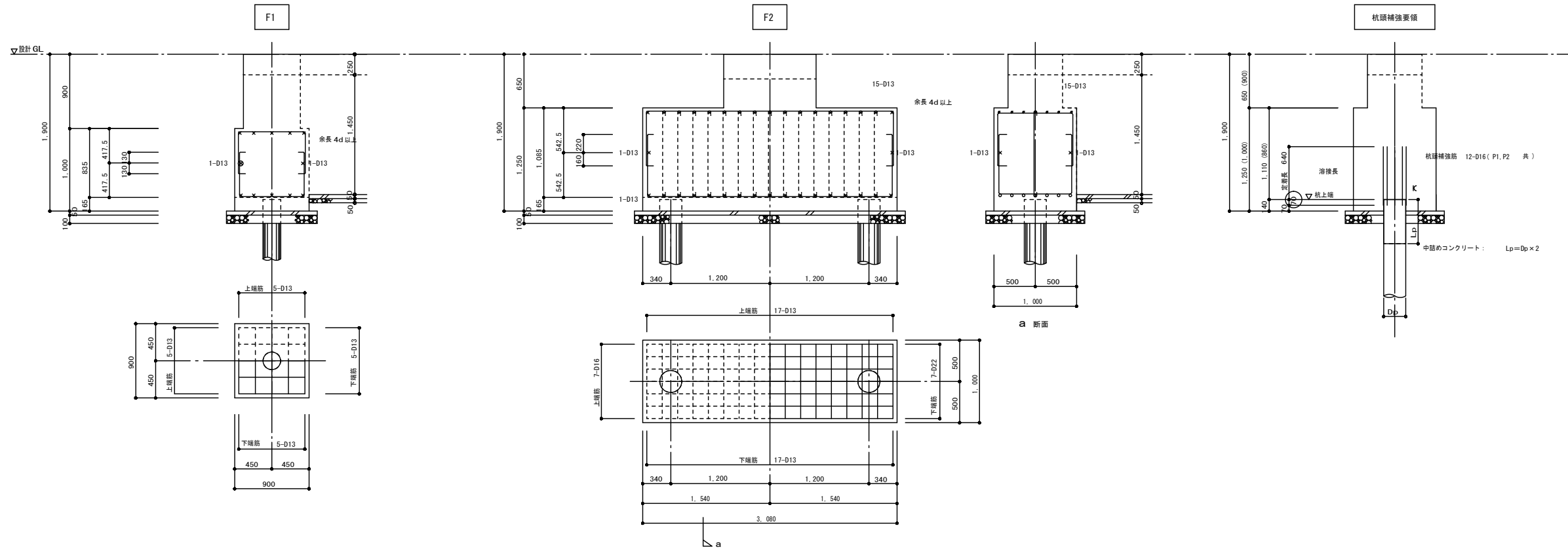
X2 通り軸組図 1/100(1/200)



Y1-Y2 通り軸組図 1/100(1/200)



X3 通り軸組図 1/100(1/200)



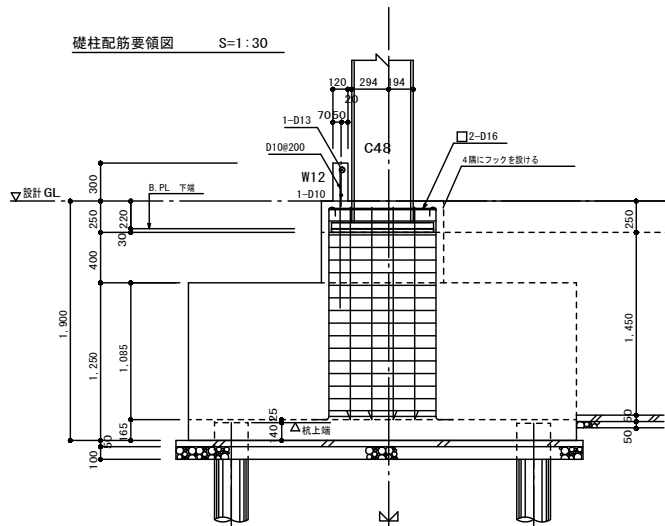
基礎梁断面表 S=1:30

符号	FG1		FG2・FG2A・FG2B	共通事項
	外端・中央	内端	全断面	
位置	▽設計GL			
断面				<p>1. b × d</p> <p>2. 巾止筋 D10@1,000</p> <p>3. ふかし補強 ふかし筋補強 3-D16</p> <p>注) ふかし補強筋は鉄骨柱 手前アンカーとする。</p> <p>4. 基礎梁主筋のコンクリートかぶり厚さ FG1 : 65mm FG2, FG2A, FG2B : 90mm</p>
b × d	500 × 1,450		400 × 1,300	
上端筋	5-D22		4-D22	
下端筋	5-D22		4-D22	
あばら筋	□D13@200		□D13@200	
腹筋	4-D10		4-D10	

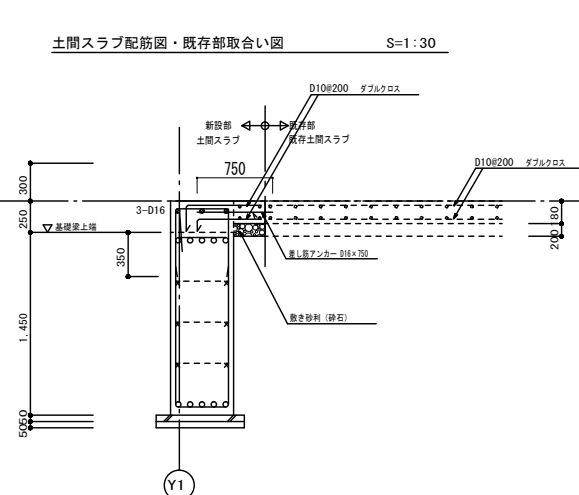
柱断面表 S=1:30

符号	C48	P30	P15	P15A
1F				
柱部材	H-488 × 300 × 11 × 18 (SM400B)	H-300 × 300 × 10 × 15	H-150 × 150 × 7 × 10	H-150 × 150 × 7 × 10
柱脚				
ベースバック型式	H-5030-19V2 (または同等品)	H-3030-15V2 (または同等品)		
ベースプレート	Ⓢ48 × 440 × 810	Ⓢ40 × 510 × 400	Ⓢ19 × 210 × 210	Ⓢ19 × 210 × 210
アンカーボルト	6-D38	6-M33	2-M16 (L=600)	2-M16 (L=600)
礎柱				
b × d	610 × 670		690 × 690	
主筋	18-D22		14-D19	
帯筋	□D16@100		□D13@100	
共通事項	<p>1. 鉄骨材質 SM400B (特記)</p> <p>2. アンカーボルト材質 C48 : BPD-S0390 C48, P30 : ベースバックの仕様による P30 : BPD-S0490 P15, P15A : 2重ナット締めとする P15, P15A : SS400</p> <p>3. アンカーボルトナット材質 C48, P30 : ベースバックの仕様による P15, P15A : 均しモルタルt=30</p> <p>4. ベースプレート下の均しモルタル C48, P30 : ベースバックの仕様による P15, P15A : 均しモルタルt=30</p> <p>5. 礎柱上端は以下とする。 C48 : 設計GL±0 P30 : 設計GL-250</p>			

礎柱配筋要領図 S=1:30



土間スラブ配筋図・既存部取合い図 S=1:30



P15・P15A・HB15	H-150×150×7×10	HB25	H-250×125×6×9	P30・HB30	H-300×300×10×15	B29	H-294×200×8×12	B35	H-350×175×7×11	G34・B34	H-340×250×9×14
部位	G. PL	HTB	部位	G. PL	HTB	部位	G. PL	HTB	部位	G. PL	HTB
WEB	PL-9×150×100	2-M20	WEB	PL-9×90×200	3-M20	WEB	PL-12×90×220	3-M20	WEB	PL-9×90×290	4-M20

HB40	H-400×200×8×13	V1・K1	2 C100×50×5×7.5	胴縁	C-100×50×20×2.3 @455 2C-100×50×20×2.3	HB30	H-300×300×8×15	G48	H-488×300×11×18 (SN400B)	G58	H-588×300×12×20 (SN400B)
部位	G. PL	HTB	部位	G. PL	HTB	部位	G. PL	中ボルト	部位	G. PL	HTB
WEB	PL-12	5-M20	WEB	PL-9	1-M20	WEB	PL-6	2-M12	WEB	PL-9	1-M20
H1	1-M20 ターンバックル付き										
部位	G. PL	HTB	部位	G. PL	HTB	部位	G. PL	中ボルト	部位	G. PL	HTB
WEB	PL-9×90×320	5-M20	WEB	PL-9	1-M20	WEB	PL-6	2-M12	WEB	PL-9	1-M20
FLG	2PL-12×440×300					FLG	2PL-12×440×110		FLG	2PL-12×440×300	
HTB	8-M20					HTB	8-M22		HTB	8-M22	
WEB	2PL-9×170×200					WEB	2PL-9×170×200		WEB	2PL-9×170×340	
HTB	3-M20					HTB	3-M20		HTB	5-M22	
FLG	2PL-12×440×110					FLG	2PL-12×440×110		FLG	2PL-16×440×110	
HTB	8-M22					HTB	8-M22		HTB	8-M22	
WEB	2PL-9×170×340					WEB	2PL-9×170×340		WEB	2PL-9×170×440	
HTB	5-M22					HTB	5-M22		HTB	7-M22	

共通事項 特記なき限り下記による。

- 鉄骨材質
 - H : SN400B (特記)
 - H, C, PL : SS400
 - C : SSC400
 - HTB : S10T
- ボルト本数は、継手片側の本数を示す。
- ボルト表示記号、標準ピッチ、縁端距離

	中ボルト		高力ボルト	
ボルト径	M12	M16	M20	M22
記号	I	+	◇	◆
孔径	14	18	22	24
標準ピッチ	40	60 (50)	60	60
縁端距離	30	40 (35)	40	40
- 継手部で相互の板厚が異なる場合は、以下によりフィラープレートを挿入する。
 フィラープレート厚 Tf
 継手板厚 T1 > T2
 $T1 - (T2 + Tf) \leq 1mm$
- 各梁の継手の有無及び位置は軸組図による。
- 中ボルトは緩み止めナットまたは緩み止めワッシャーを使用とし、使用製品については工事監理者の承認を受ける。

梁貫通補強要領 特記なき限り下記による。

$\phi \leq 0.1 H$ の場合

$0.2 H < \phi \leq 0.3 H$ の場合

$0.1 H < \phi \leq 0.2 H$ の場合

$0.3 H < \phi \leq 0.4 H$ の場合

注記

- 梁貫通位置は、原則として柱面より梁成の2倍以内は不可とする。
- 梁貫通孔径は、梁成の 0.4 倍 (0.4H) 以内とする。
- 隣り合う貫通孔のピッチは、 $\phi \geq 3$ 以上、上端・下端のあきはフランジ内面より 75mm 以上確保する。
- 梁貫通補強に大臣認定工法を採用する場合は、設計監理者に補強検計書及び補強要領図を提出のうえ承認を受けるものとする。

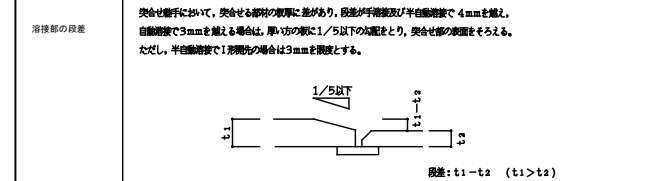
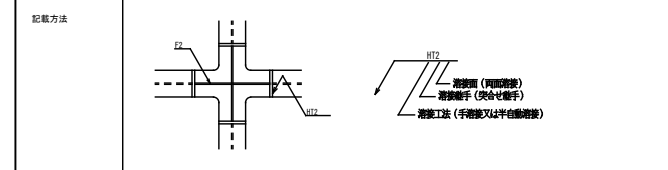
溶接仕工程準則

適用する溶接工法は、アーク手溶接、ガスシールドアーク半自動溶接、セルフガスシールドアーク半自動溶接、サブマージアーク自動溶接、閃光溶接及び、溶断ノズル式レトロスラグ溶接

溶接の順序は、突合せ溶接、隅肉溶接、部分溶込み溶接、フレア溶接とし、継手の形状は、突合せ継手、T形継手、かど継手とする。

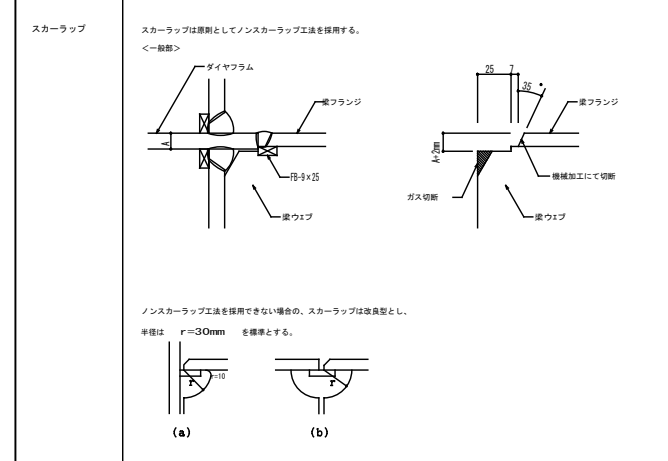
分類		記号	備考
溶接工法	アーク手溶接	H	
	ガスシールドアーク半自動溶接		
	セルフガスシールドアーク半自動溶接		
	サブマージアーク自動溶接		
	閃光溶接		
溶断ノズル式レトロスラグ溶接	CBS		
溶接継手	突合せ継手	B	
	T形継手	T	
	かど継手	L	
	隅肉溶接	F	
	部分溶込み溶接	P	
溶接面	片面溶接	1	
	両面溶接	2	

(注) 両面溶接とは、裏面の有無にかかわらず、裏面の裏面と裏面の両面より溶接を行うものとする。



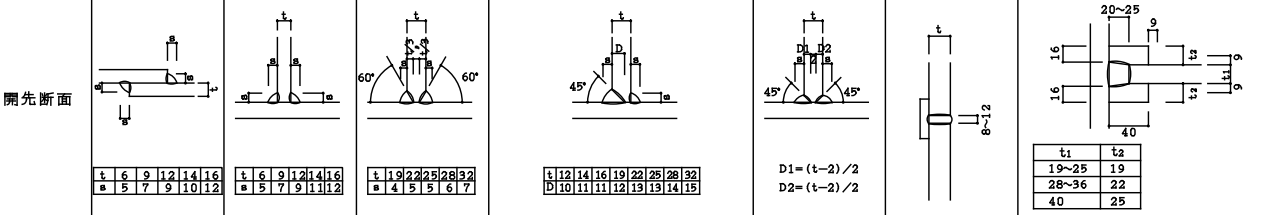
突合せ継手において、突合せ部の厚みに差があり、両面が手溶接及び半自動溶接で4mmを越え、自動溶接で3mmを越える場合は、厚い方の厚みに1/5以下の勾配をとり、突合せ部の表面をそろえる。ただし、半自動溶接で1面溶接の場合は3mmを限度とする。

突合せ溶接は原則として両側にエンドタブを取付けて溶接する。ただし、返し溶接またはまわし溶接によって溶接継手の欠陥の発生が防止できる場合は、エンドタブを用いない。隅肉溶接の場合は、まわし溶接を行う。



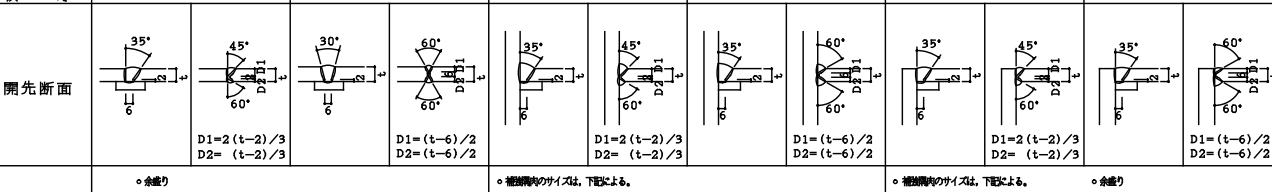
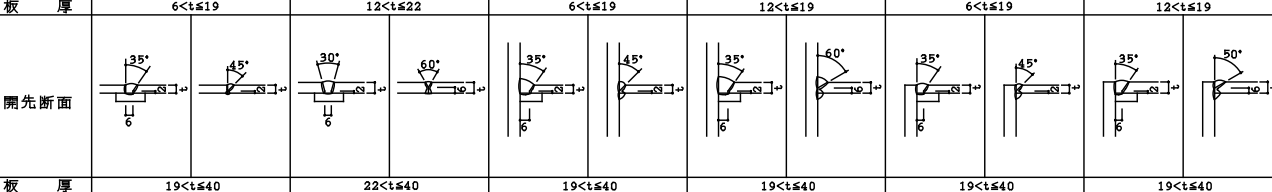
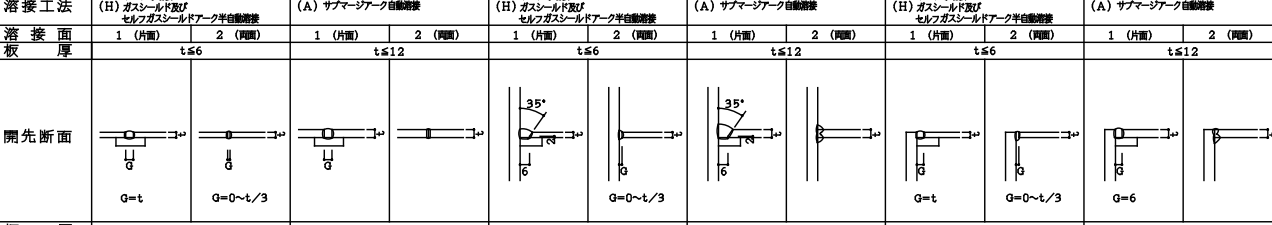
溶接開先規準図

溶接継手 隅肉溶接 (F) 部分溶込み溶接 (P) 突合せ継手 (N) 溶断ノズル式レトロスラグ溶接 (CBS)

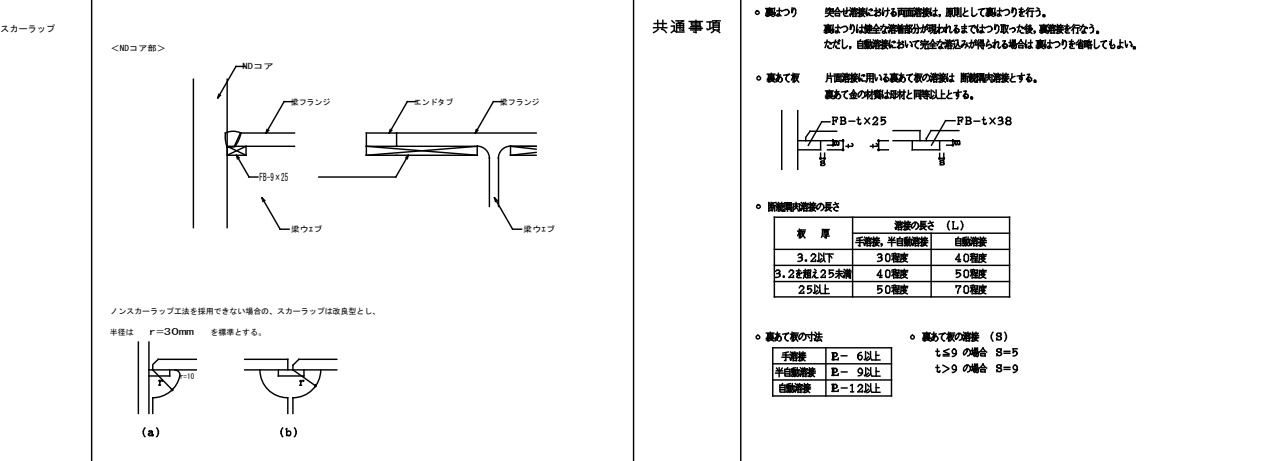


隅肉溶接の長さ L : 隅肉溶接の長さ S : 隅肉溶接のサイズ Le : 有効長さ (ヒードの始点及びクレークを避けた部分) L≧S

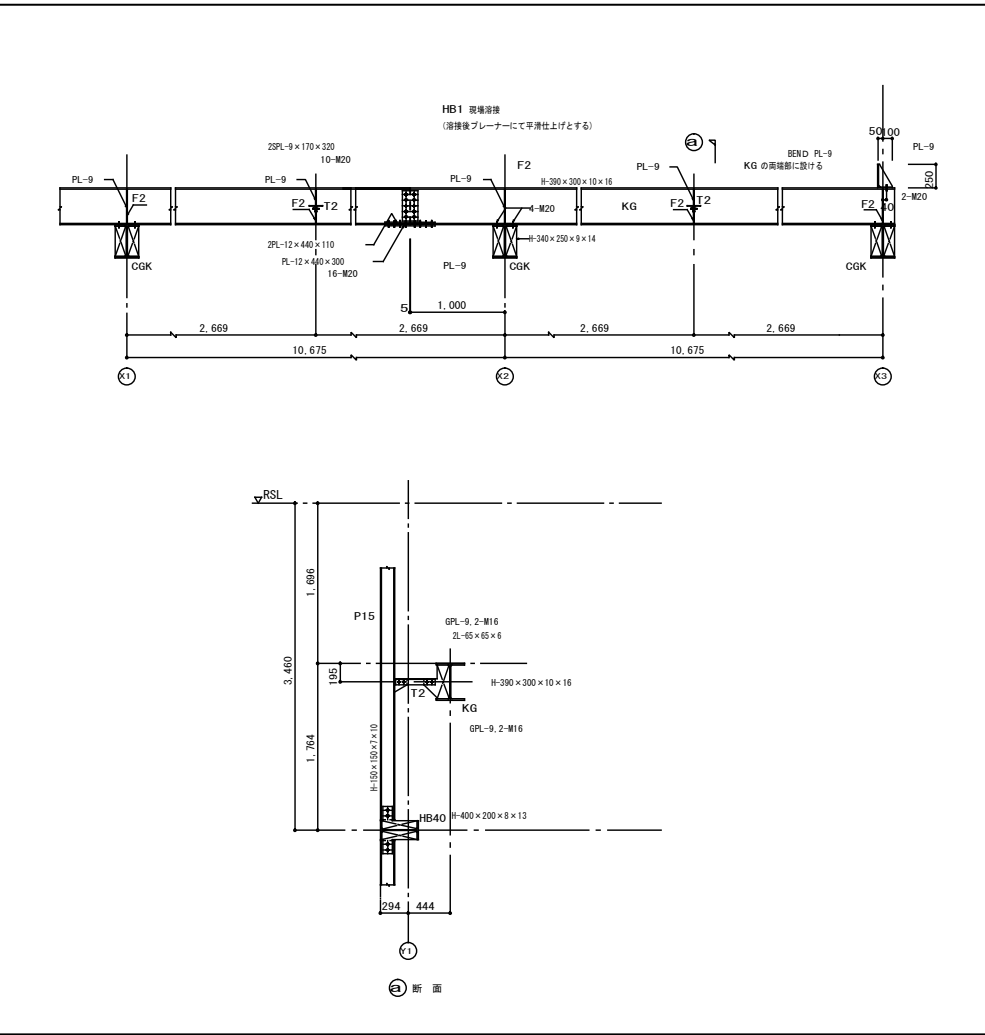
突合せ継手 (B) T形突合せ継手 (T) かど継手 (L)



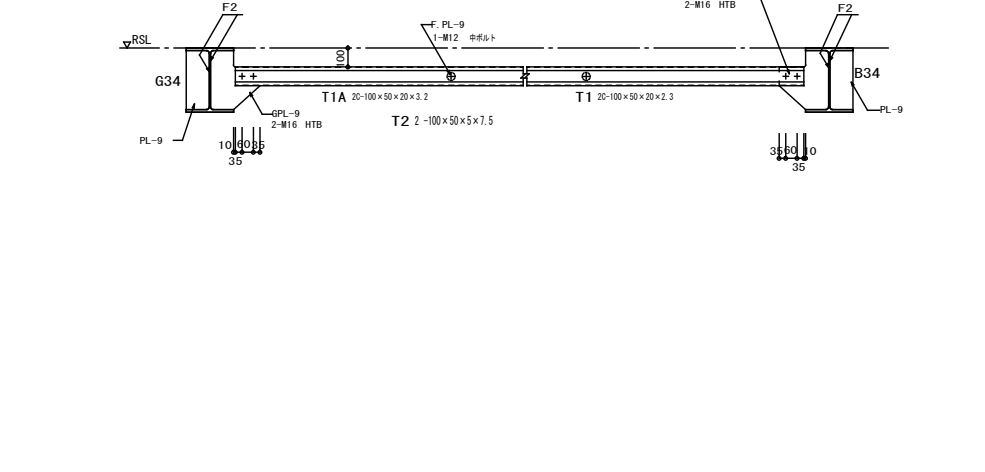
隅肉溶接の長さ L : 隅肉溶接の長さ S : 隅肉溶接のサイズ Le : 有効長さ (ヒードの始点及びクレークを避けた部分) L≧S



クレーンガーダー取合い図 S=1:40



横補剛材T1と梁との取合い詳細図 S=1:20





H形鋼
 F値235N/mm² H-150x150x7x10~H-912x302x18x34 用
 F値325N/mm²以下 H-200x200x8x12~H-600x300x16x32 用

(財)日本建築センターによる一般評定「BCJ評定-ST0093-17」(平成30年9月21日付)

ベースバック柱脚工法 標準図

1/2

- ベースバック柱脚工法の設計は「ベースバック柱脚工法設計ハンドブック」による。
- 本標準図は1/2~2/2で構成されている。

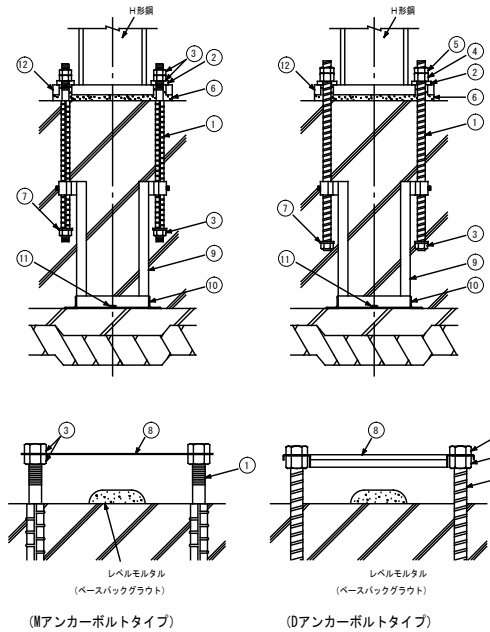
岡部株式会社
TEL03 (3624) 5336

旭化成建材株式会社
TEL03 (3296) 3515

2019年1月作成

1. 工法概要

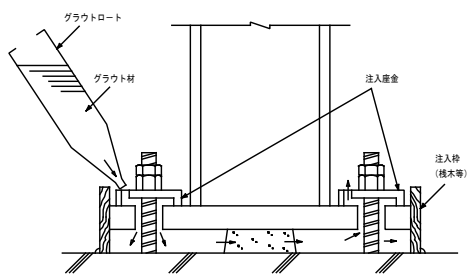
1.1 構成部材



- ① アンカーボルト
- ② 注入座金
- ③ ナット
- ④ ナット(S)
- ⑤ ベースバックグラウト(グラウト材)
- ⑥ 定着座金
- ⑦
- ⑧ ベースプレート
- ⑨ フレームボルト
- ⑩ フレームベース
- ⑪ ステコアンカー(コンクリートアンカー)
- ⑫ ベースプレート

(注)上記 ①~② ④⑤⑥⑦はベースバック構成部品として供給される。
 (注)上記 ⑧~⑫は現場状況により仕様が変わる場合があります。

1.2 柱脚の定着方法概要

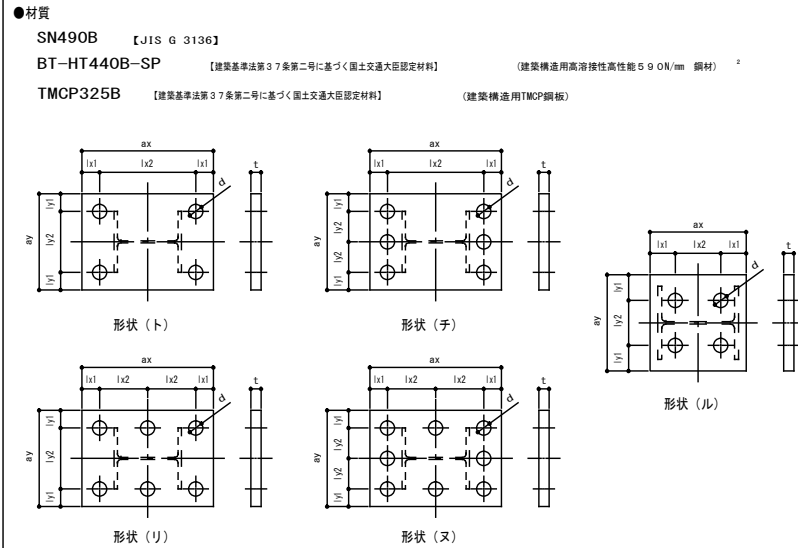


2. 柱

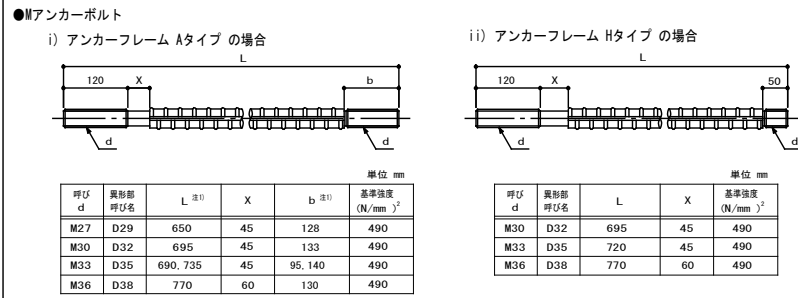
F値(N/mm) ²	鋼種	採用
235	SS400	
	SN400B	
325	SM490	
	SN490B	

3. 構成部材・寸法

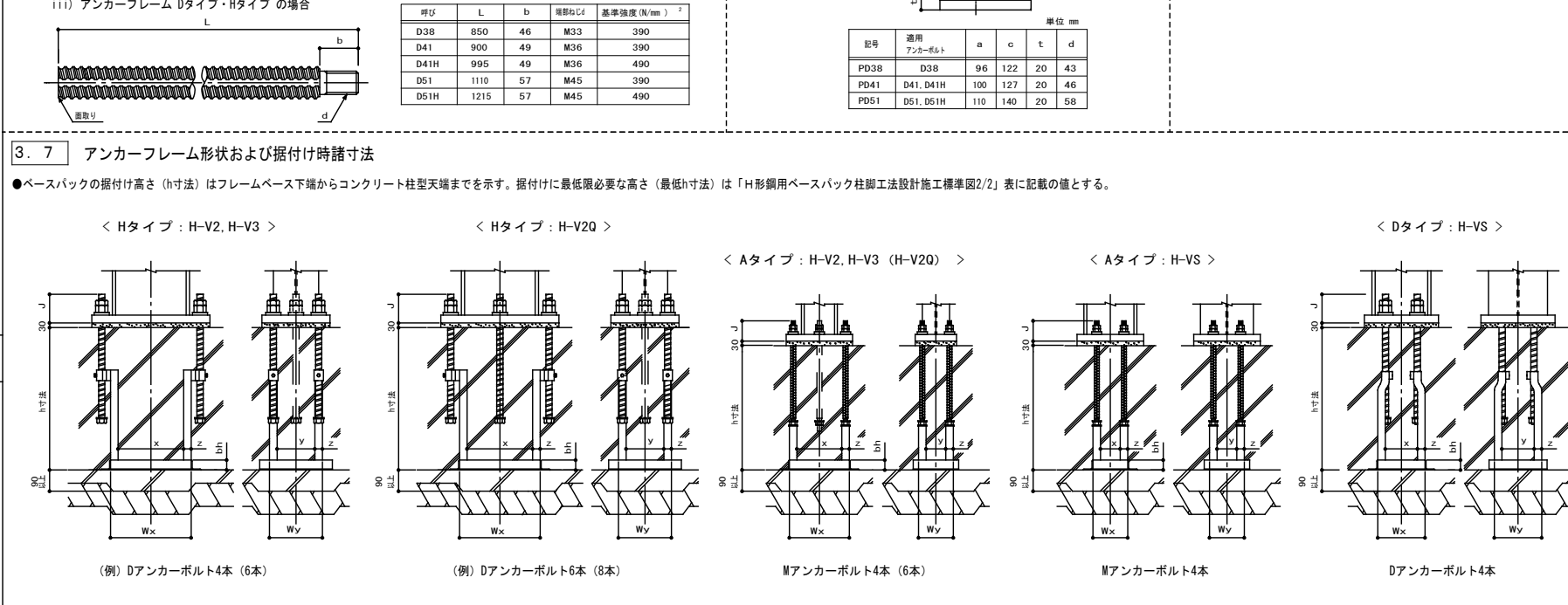
3.1 ベースプレート



3.2 アンカーボルト



3.7 アンカーフレーム形状および据付け時諸寸法

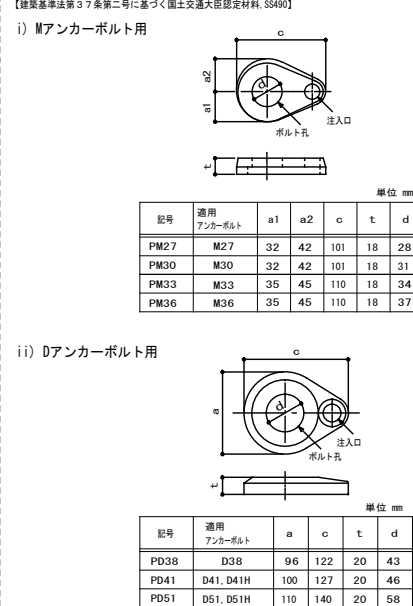


3.3 Mナット・Dナット

【建築基準法第37条第二号に基づく(鋼土交通大臣認定材料)】

呼び	A	B	(e)
M27	22	41	47
M30	24	46	53
M33	26	50	58
M36	29	55	64
M45	36	70	81
D38	45	65	75
D41	48	70	80
D51	60	80	92
D38	30	65	75
D41	32	70	80
D51	40	80	92

3.5 注入座金

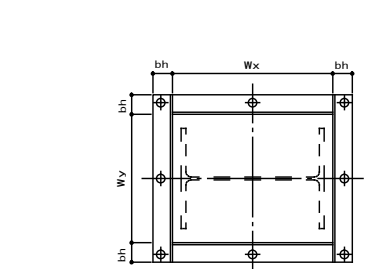


3.4 定着座金

【建築基準法第37条第二号に基づく(鋼土交通大臣認定材料)】

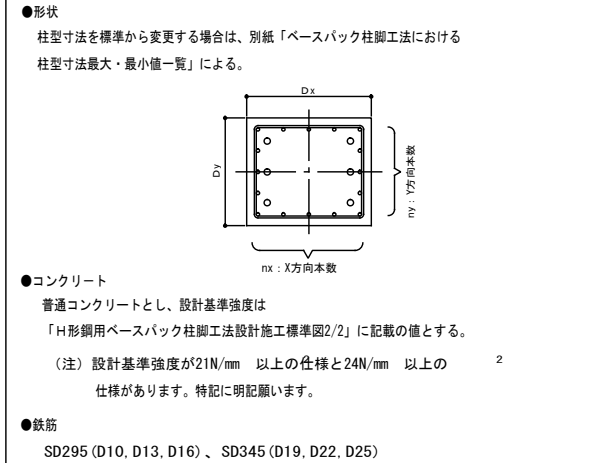
通用アンカーボルト	径	t	d	材質
M27	55	9	28	SS400
M30	55	9	31	
M33	60	9	34	
M36	65	12	37	
D38	65	12	37	SS490
D41, D41H	70	12	37	
D51, D51H	85	12	46	

3.6 フレームベース

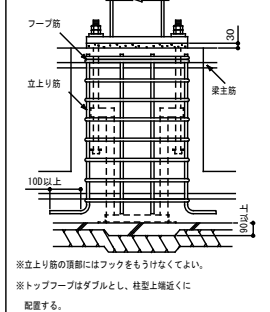


4. コンクリート柱型

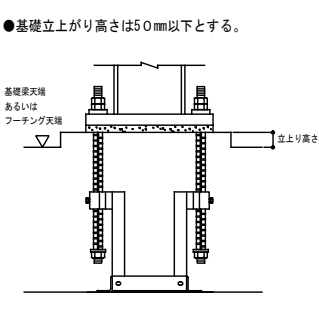
4.1 形状・材質



4.2 配筋



4.3 基礎立上がり



5. 工場製作(溶接)

■組立
 ●ベースプレートの中心線(「カ」線)に柱軸心を合わせる。

■溶接方法(完全溶込み溶接)
 ●完全溶込み溶接とする。(JASS 6 鉄骨工事による)

完全溶込み溶接の優先標準 (JASS 6 鉄骨工事 2007年版より)

図	溶接方法	溶接厚 T (mm)		ルート間隔 (mm)		ルート幅 R (mm)		開先角度 α (°)		溶接基準
		標準値	許容差	標準値	許容差	標準値	許容差	標準値	許容差	
	被覆アーク溶接	7	-2, +0 (-3, +0)	2	-2, +1 (-2, +2)	α1: 45		-2.5, +0 (-5, +0)	下向き	
		9	-2, +0 (-3, +0)	2	-2, +1 (-2, +2)	α1: 35				
	ガスシールドアーク溶接	6	-2, +0 (-3, +0)	2	-2, +1 (-2, +2)	α1: 45		-2.5, +0 (-5, +0)	下向き	
		7	-2, +0 (-3, +0)	2	-2, +1 (-2, +2)	α1: 35				

許容差: ・記号+0は制限無しを示す。
 ・2段きは「鉄骨精度検査基準」に規定する許容差(上段:管理許容差,下段:組立内・溶接許容差)を示す。

■ベースプレートの予熱

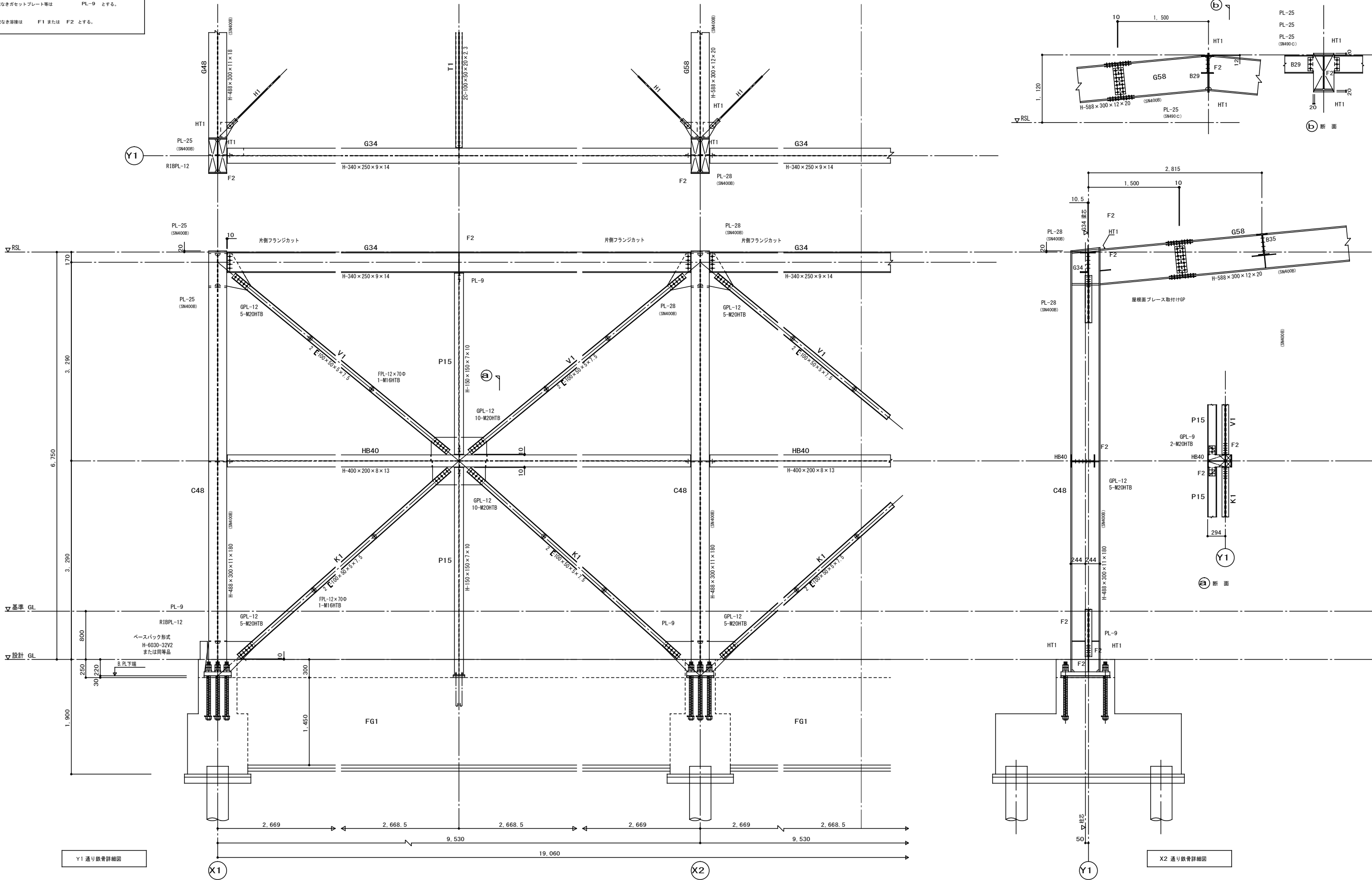
●気温(鋼材表面温度)が5°C以上のベースプレートの予熱は次に示す予熱温度標準により行う。その他必要に応じて適切な予熱をする。

溶接方法	鋼種	板厚 (mm)			
		32 ≤ t < 40	40 ≤ t ≤ 50	50 < t ≤ 75	75 < t ≤ 100
低水素系被覆アーク溶接	SN490B	50 °C	50 °C	予熱なし	予熱なし
	BT-HT440B-SP			予熱なし	予熱なし
	TMCP325B			予熱なし	80 °C
ガスシールドアーク溶接	SN490B			予熱なし	予熱なし
	BT-HT440B-SP			予熱なし	予熱なし
	TMCP325B			予熱なし	50 °C

■検査方法: 溶接部の検査は超音波探傷検査により行う。

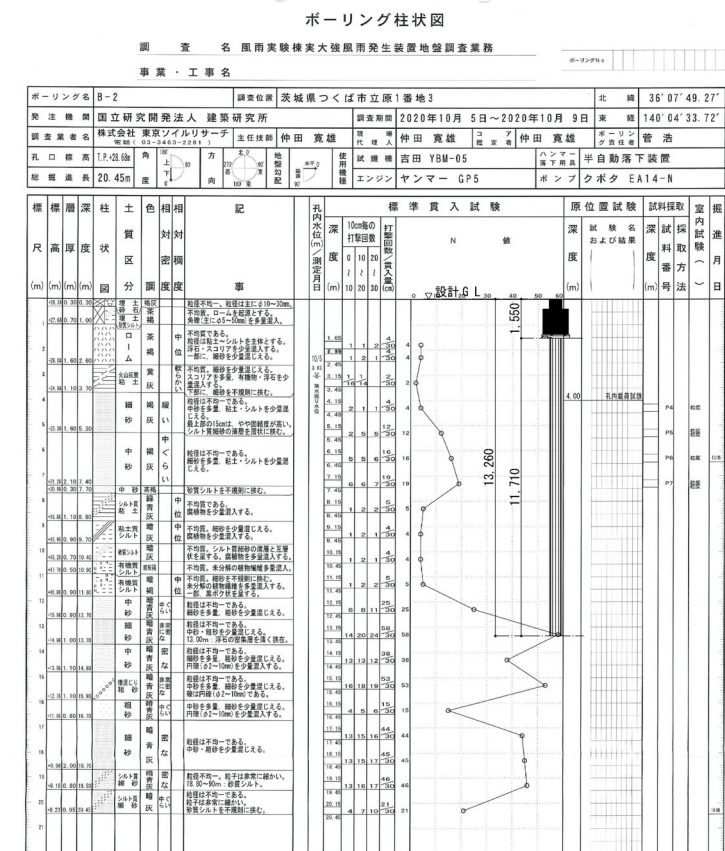
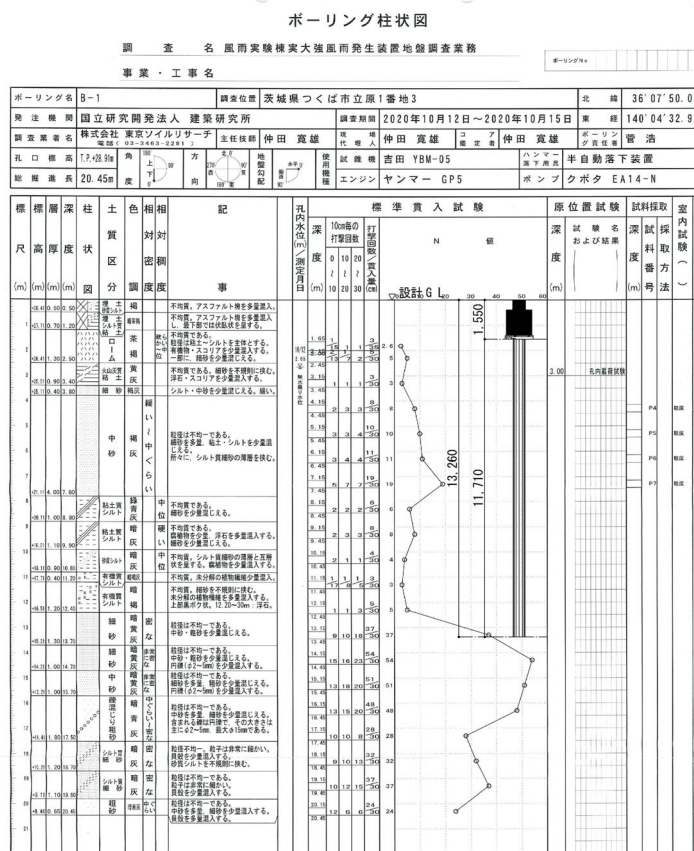
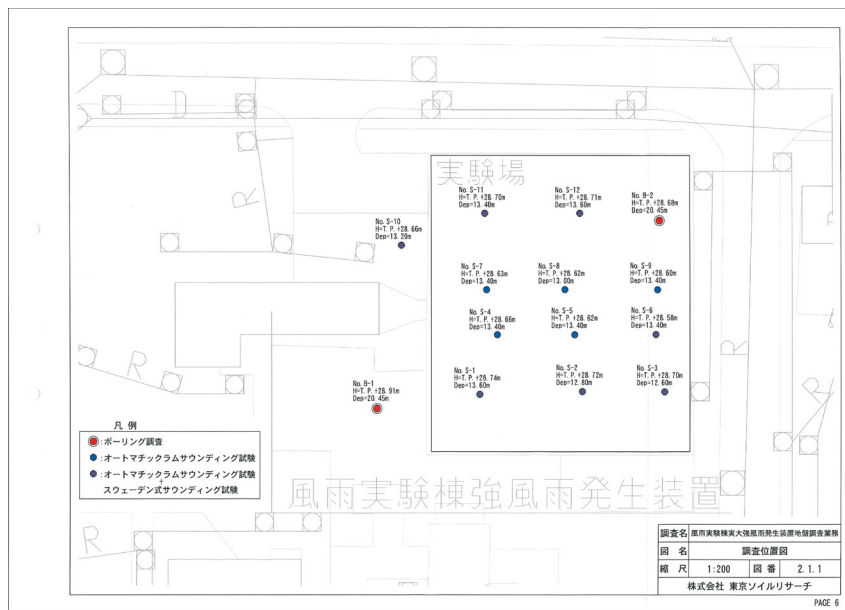
■施工管理: 7. 本工法の施工及び施工管理参照。

- 共通事項 特記なき限り下記による。
1. 特記なきセットプレート等は PL-9 とする。
 2. 特記なき溶接は F1 または F2 とする。



Y1 通り鉄骨詳細図

X2 通り鉄骨詳細図



項 目		特 記 事 項		項 目		特 記 事 項		項 目		特 記 事 項																																																																																																																																		
風雨実験棟実大動風圧載荷試験装置等上屋新築工事 設計図 仕様書 I. 工事概要		③ 接着剤は、可塑性（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性剤を除く）が添付されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ない材料を使用したものとする。 (3) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分においては、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④ 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料		① 2 金属製電線管の仕上げ ② 非常用照明装置の照度測定箇所数 ③ 電流値等の計測		露出配管の仕上げは次による。 屋外 ○ 厚鋼電線管は、溶融亜鉛めっき仕上げ付着量300g/m以上のものとする。 ・ 塗装あり（場所： ） 屋内 ・ 塗装なし ○ 塗装あり（場所： ） 測定数 1箇所以上 測定し監督職員に報告する。 下記の電流値等を計測し、報告書を監督職員に提出する。 計測箇所（ ・ 図示による。 ） 計測項目（ ・ 電流値（記録間隔1分毎） ・ 照度 ） 計測日数（ 通常使用状態の電流値：改修着手前 5日間、改修後 5日間 ） 照度測定箇所数（ 改修前及び改修後の照度測定 箇所以上 ） 備 考 (1)計測機器及び計測装置等の詳細は監督職員との協議による。 (2)報告書には、計測装置（もしくはソフトウェア）の換算機能により算出された電力（瞬時値）及び電力量（積算値30分単位）も記録すること。 (3)照度測定は作業面照度（床土0.8m）とし、測定方法はJIS C 7612による。 事務室等に設けるOA室、分電室、端子盤の銅板製キャビネット等、及び互いに配座する必要のある機器の色彩計画を監督職員に提出するものとする。 フラッシュプレート ○ 金属製（ステンレス、新金属を含む） ・ 樹脂製（ ） （ ）書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。 三相可変速運転用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。		② 3 機材の品質等 ④ 4 電源周波数 ⑤ 電気工事士 ⑥ 工専用仮設物 ⑦ 足場その他 ⑧ 建設発生土の処理 ⑨ 耐震措置 ⑩ 配管本数・管路等 11 呼び線		① 2 取付高さ 壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>測 点</th> <th>取付高 [mm]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ブラケット（一般）</td><td>床土～中心</td><td>2,100</td></tr> <tr><td>” （吊場）</td><td>”</td><td>2,500</td></tr> <tr><td>” （鏡上）</td><td>鏡上端～中心</td><td>150</td></tr> <tr><td>避難口誘導灯</td><td>床土～下端</td><td>1,500以上</td></tr> <tr><td>廊下通路誘導灯</td><td>床土～上端</td><td>1,000以下</td></tr> <tr><td>スイッチ（一般）</td><td>床土～中心</td><td>1,300</td></tr> <tr><td>” （多機能トイレ）</td><td>”</td><td>1,100</td></tr> <tr><td>ソケット、電話用70Vト、並列ユニット（一般）</td><td>”</td><td>300</td></tr> <tr><td>” （和室）</td><td>”</td><td>150</td></tr> <tr><td>” （台土）</td><td>台土～中心</td><td>150</td></tr> <tr><td>コンセント（車庫）</td><td>床土～中心</td><td>800～1,300</td></tr> <tr><td>コンセント（車椅子用）</td><td>床土～中心</td><td>900</td></tr> <tr><td>取引用計器</td><td>地上～室中心</td><td>1,800～2,000</td></tr> <tr><td>引込開閉器箱（低圧）</td><td>地上～中心</td><td>1,800～2,200</td></tr> <tr><td>分電盤、OA盤、制御盤、実験盤</td><td>床土～中心</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>開閉器箱</td><td>”</td><td>1,500（上端1,900以下）</td></tr> <tr><td>電磁開閉器用押しボタン</td><td>”</td><td>1,300</td></tr> <tr><td>接地用端子箱</td><td>地上、床土～中心</td><td>500</td></tr> <tr><td>雷保護用接地端子箱</td><td>床土～下端</td><td>800</td></tr> <tr><td>接地埋込機</td><td>地上～中心</td><td>600</td></tr> <tr><td>給油ボックス</td><td>地上～給油口</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>端子盤（EPS・電気室）</td><td>床土～中心</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>壁付電話機</td><td>床土～中心</td><td>1,300</td></tr> <tr><td>視時計</td><td>”</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>子時計、スピーカ</td><td>”</td><td>（天井高）×0.9</td></tr> <tr><td>アッテネータ</td><td>”</td><td>1,300</td></tr> <tr><td>出退表示盤</td><td>”</td><td>（天井高）×0.9</td></tr> <tr><td>発信器（出退表示用）</td><td>”</td><td>1,300</td></tr> <tr><td>インターホン</td><td>”</td><td>1,300</td></tr> <tr><td>外部受付用インターホン子機</td><td>”</td><td>標準図による</td></tr> <tr><td>呼出ボタン（多機能トイレ）</td><td>”</td><td>900、（400）</td></tr> <tr><td>夜間ボタン（多機能トイレ）</td><td>”</td><td>1,300</td></tr> <tr><td>廊下表示灯（多機能トイレ）</td><td>”</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>テレビ機器収容箱（EPS）</td><td>”</td><td>1,800</td></tr> <tr><td>火報受信機（複合盤）、副受信機</td><td>床土～操作部</td><td>800～1,500</td></tr> <tr><td>機器収容箱</td><td>”</td><td>800～1,500</td></tr> <tr><td>発信機</td><td>”</td><td>800～1,500</td></tr> <tr><td>警報ベル</td><td>”</td><td>（天井高）×0.9</td></tr> <tr><td>表示灯</td><td>”</td><td>（天井高）×0.8</td></tr> <tr><td>遠動制御器（自動閉鎖）</td><td>”</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>ガス漏れ検知器（液化石油ガス）</td><td>”</td><td>300</td></tr> <tr><td>”</td><td>天井面～中心</td><td>（天井面）～200（壁面取付の場合）</td></tr> </tbody> </table> <p>(備考) (天井高) × 0.9 及び (天井高) × 0.8 は天井高が 2,500～3,000mm の場合に適用する。 注) 天井高3,000mm以上の場合及び上記取付高さにおいて、機器の使用に支障が生じる場合は監督職員と協議する。 呼出ボタン(多機能トイレ)の取付高さ(400)は床に転倒した時を考慮した高さを示す。</p> <p>本工事において、「無設備規則の一部を改正する省令」総務省令76号に対応した、電波漏洩対策を行ったテレビ機器を使用するものとする。 工事区分表による。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。 ⑩ 23 施工調査 事前調査（○ 本工事 ・ 別途 ） 調査項目（○ 既存資料調査 ・ ） 調査範囲（ ・ 図示 ・ ） 調査方法（ ・ 図示 ・ ） ・ はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に走査型設備調査を行い、監督職員に報告を行うこと。 ⑩ 24 既存躯体への穿孔 穿孔機械を使用し既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工する。 ⑩ 25 仮設備工事 仮 電 源（ ・ 受変電 ・ ・ ） （ ・ 発電 ・ ・ ） 仮設備期間（ ・ 図示 ・ ・ ）</p>		名 称	測 点	取付高 [mm]	ブラケット（一般）	床土～中心	2,100	” （吊場）	”	2,500	” （鏡上）	鏡上端～中心	150	避難口誘導灯	床土～下端	1,500以上	廊下通路誘導灯	床土～上端	1,000以下	スイッチ（一般）	床土～中心	1,300	” （多機能トイレ）	”	1,100	ソケット、電話用70Vト、並列ユニット（一般）	”	300	” （和室）	”	150	” （台土）	台土～中心	150	コンセント（車庫）	床土～中心	800～1,300	コンセント（車椅子用）	床土～中心	900	取引用計器	地上～室中心	1,800～2,000	引込開閉器箱（低圧）	地上～中心	1,800～2,200	分電盤、OA盤、制御盤、実験盤	床土～中心	1,500	開閉器箱	”	1,500（上端1,900以下）	電磁開閉器用押しボタン	”	1,300	接地用端子箱	地上、床土～中心	500	雷保護用接地端子箱	床土～下端	800	接地埋込機	地上～中心	600	給油ボックス	地上～給油口	1,000	端子盤（EPS・電気室）	床土～中心	1,500	壁付電話機	床土～中心	1,300	視時計	”	1,500	子時計、スピーカ	”	（天井高）×0.9	アッテネータ	”	1,300	出退表示盤	”	（天井高）×0.9	発信器（出退表示用）	”	1,300	インターホン	”	1,300	外部受付用インターホン子機	”	標準図による	呼出ボタン（多機能トイレ）	”	900、（400）	夜間ボタン（多機能トイレ）	”	1,300	廊下表示灯（多機能トイレ）	”	2,000	テレビ機器収容箱（EPS）	”	1,800	火報受信機（複合盤）、副受信機	床土～操作部	800～1,500	機器収容箱	”	800～1,500	発信機	”	800～1,500	警報ベル	”	（天井高）×0.9	表示灯	”	（天井高）×0.8	遠動制御器（自動閉鎖）	”	1,500	ガス漏れ検知器（液化石油ガス）	”	300	”	天井面～中心	（天井面）～200（壁面取付の場合）
名 称	測 点	取付高 [mm]																																																																																																																																										
ブラケット（一般）	床土～中心	2,100																																																																																																																																										
” （吊場）	”	2,500																																																																																																																																										
” （鏡上）	鏡上端～中心	150																																																																																																																																										
避難口誘導灯	床土～下端	1,500以上																																																																																																																																										
廊下通路誘導灯	床土～上端	1,000以下																																																																																																																																										
スイッチ（一般）	床土～中心	1,300																																																																																																																																										
” （多機能トイレ）	”	1,100																																																																																																																																										
ソケット、電話用70Vト、並列ユニット（一般）	”	300																																																																																																																																										
” （和室）	”	150																																																																																																																																										
” （台土）	台土～中心	150																																																																																																																																										
コンセント（車庫）	床土～中心	800～1,300																																																																																																																																										
コンセント（車椅子用）	床土～中心	900																																																																																																																																										
取引用計器	地上～室中心	1,800～2,000																																																																																																																																										
引込開閉器箱（低圧）	地上～中心	1,800～2,200																																																																																																																																										
分電盤、OA盤、制御盤、実験盤	床土～中心	1,500																																																																																																																																										
開閉器箱	”	1,500（上端1,900以下）																																																																																																																																										
電磁開閉器用押しボタン	”	1,300																																																																																																																																										
接地用端子箱	地上、床土～中心	500																																																																																																																																										
雷保護用接地端子箱	床土～下端	800																																																																																																																																										
接地埋込機	地上～中心	600																																																																																																																																										
給油ボックス	地上～給油口	1,000																																																																																																																																										
端子盤（EPS・電気室）	床土～中心	1,500																																																																																																																																										
壁付電話機	床土～中心	1,300																																																																																																																																										
視時計	”	1,500																																																																																																																																										
子時計、スピーカ	”	（天井高）×0.9																																																																																																																																										
アッテネータ	”	1,300																																																																																																																																										
出退表示盤	”	（天井高）×0.9																																																																																																																																										
発信器（出退表示用）	”	1,300																																																																																																																																										
インターホン	”	1,300																																																																																																																																										
外部受付用インターホン子機	”	標準図による																																																																																																																																										
呼出ボタン（多機能トイレ）	”	900、（400）																																																																																																																																										
夜間ボタン（多機能トイレ）	”	1,300																																																																																																																																										
廊下表示灯（多機能トイレ）	”	2,000																																																																																																																																										
テレビ機器収容箱（EPS）	”	1,800																																																																																																																																										
火報受信機（複合盤）、副受信機	床土～操作部	800～1,500																																																																																																																																										
機器収容箱	”	800～1,500																																																																																																																																										
発信機	”	800～1,500																																																																																																																																										
警報ベル	”	（天井高）×0.9																																																																																																																																										
表示灯	”	（天井高）×0.8																																																																																																																																										
遠動制御器（自動閉鎖）	”	1,500																																																																																																																																										
ガス漏れ検知器（液化石油ガス）	”	300																																																																																																																																										
”	天井面～中心	（天井面）～200（壁面取付の場合）																																																																																																																																										
II. 工事仕様		③ 1 共通仕様 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁官制制定の下記仕様書等のうち、○を付けたものを適用する。 ○ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成31年版）（以下「標準仕様書」という。） ○ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成31年版）（以下「改修標準仕様書」という。） （改修標準仕様書の中でいう標準仕様書は、平成31年版（電気設備工事編）とする。） ○ 公共建築設備工事標準単図（電気設備工事編）（平成31年版）（以下「標準図」という。）		④ 50Hz ・ 60Hz 最大電力500[kW]以上の場合においても、第一種電気工事士により施工を行うものとする。 すべて受注者の負担とする。 構内につくことが ○ できる ・ できない ○ 別契約の関係受注者が設置したものは、無償で使用できる。 ・ 本工事で設置する。 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の（2）手すり設置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行う。 ・ 内部足場（ ） ・ 外部足場（ ） ○ 垣根した後建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きなるとする。 ・ 現場説明書による。 設備機器の固定は、次によるほか建築設備耐震設計・施工指針 2014年版（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）による。 (1) 設計用水平地震力 機器の重量に、次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度		① 適用区分 (1) 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ・ 風圧力 風速 (V ₀) = m/s 地表面粗度区分（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ） ・ 積雪荷重 建設省告示第1455号における区域 別表（ ） (2) 塩害地域 ○ 一般地域 ・ 重耐塩地域 ・ 耐塩地域 ② 環境への配慮 (1) 本工事において、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成30年2月閣議決定）」による特定調達品目の判断の基準を満たす環境物品等を選択するよう努める。 ただし、公共工事分野の特定調達品目の機材を使用する場合は、判断の基準を満たすものとする。 (2) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ウリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。																																																																																																																																						
項 目		特 記 事 項		項 目		特 記 事 項		項 目		特 記 事 項																																																																																																																																		
1		2		3		4		5		6																																																																																																																																		
7		8		9		10		11		12																																																																																																																																		
13		14		15		16		17		18																																																																																																																																		
19		20		21		22		23		24																																																																																																																																		
25		26		27		28		29		30																																																																																																																																		
31		32		33		34		35		36																																																																																																																																		
37		38		39		40		41		42																																																																																																																																		
43		44		45		46		47		48																																																																																																																																		
49		50		51		52		53		54																																																																																																																																		
55		56		57		58		59		60																																																																																																																																		
61		62		63		64		65		66																																																																																																																																		
67		68		69		70		71		72																																																																																																																																		
73		74		75		76		77		78																																																																																																																																		
79		80		81		82		83		84																																																																																																																																		
85		86		87		88		89		90																																																																																																																																		
91		92		93		94		95		96																																																																																																																																		
97		98		99		100		101		102																																																																																																																																		



株式会社 岡野建築設計事務所

工事名 風雨実験棟実大動風圧載荷試験装置等上屋新築工事

承認 検図 担当 製図 図名

一級建築士登録：第189733号 井坂公一

電気設備特記仕様書

縮尺

-

図面番号

国立研究開発法人 建築研究所

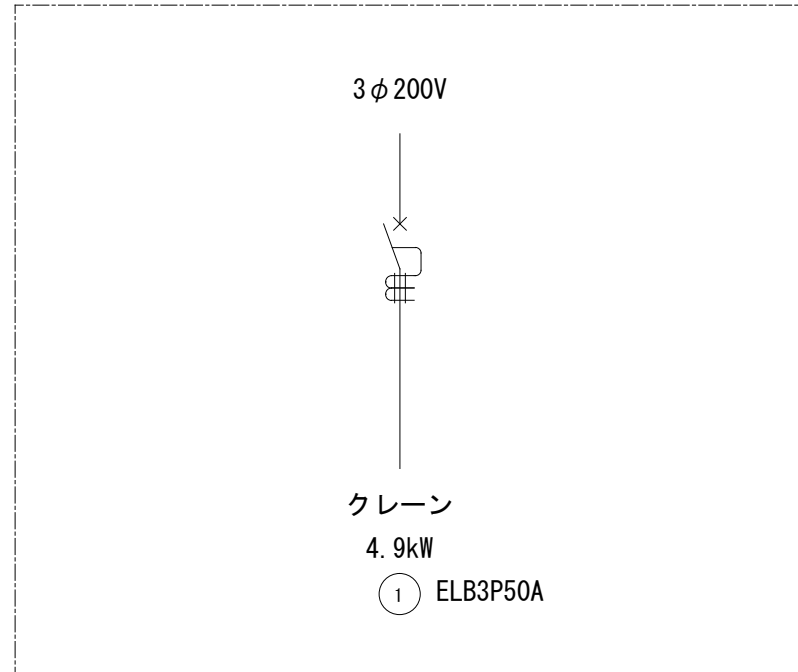
作成年月日

2022年 3月

E-01 42/48

新設動力盤

露出型

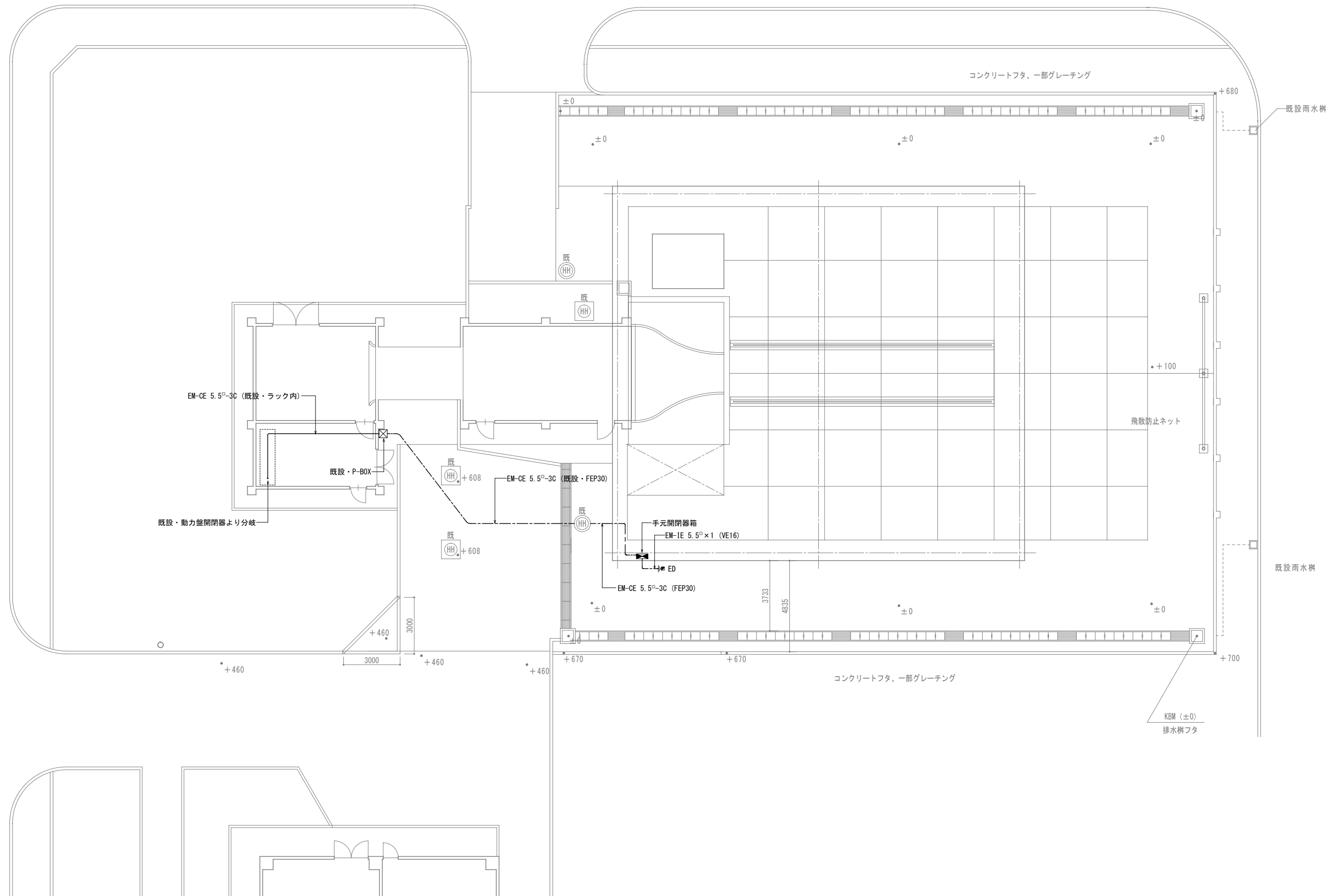


手元開閉器箱
鋼板製壁掛形

	LED高天井用照明器具 マルチハロゲン灯400形器具相当
	光束21000lm以上、消費電力112W以下、電圧100~242V
	参考品番 NYM20102KLR9
落下防止ワイヤー付	

	誘導標識

	LED内蔵、非常時・非常灯用LED点灯/常時消灯
	直付低天井・小空間用(～3m)、30分間タイプ
	参考品番 NNF B90005J
電圧: 100~242V、蓄電池: ニッケル水素電池	



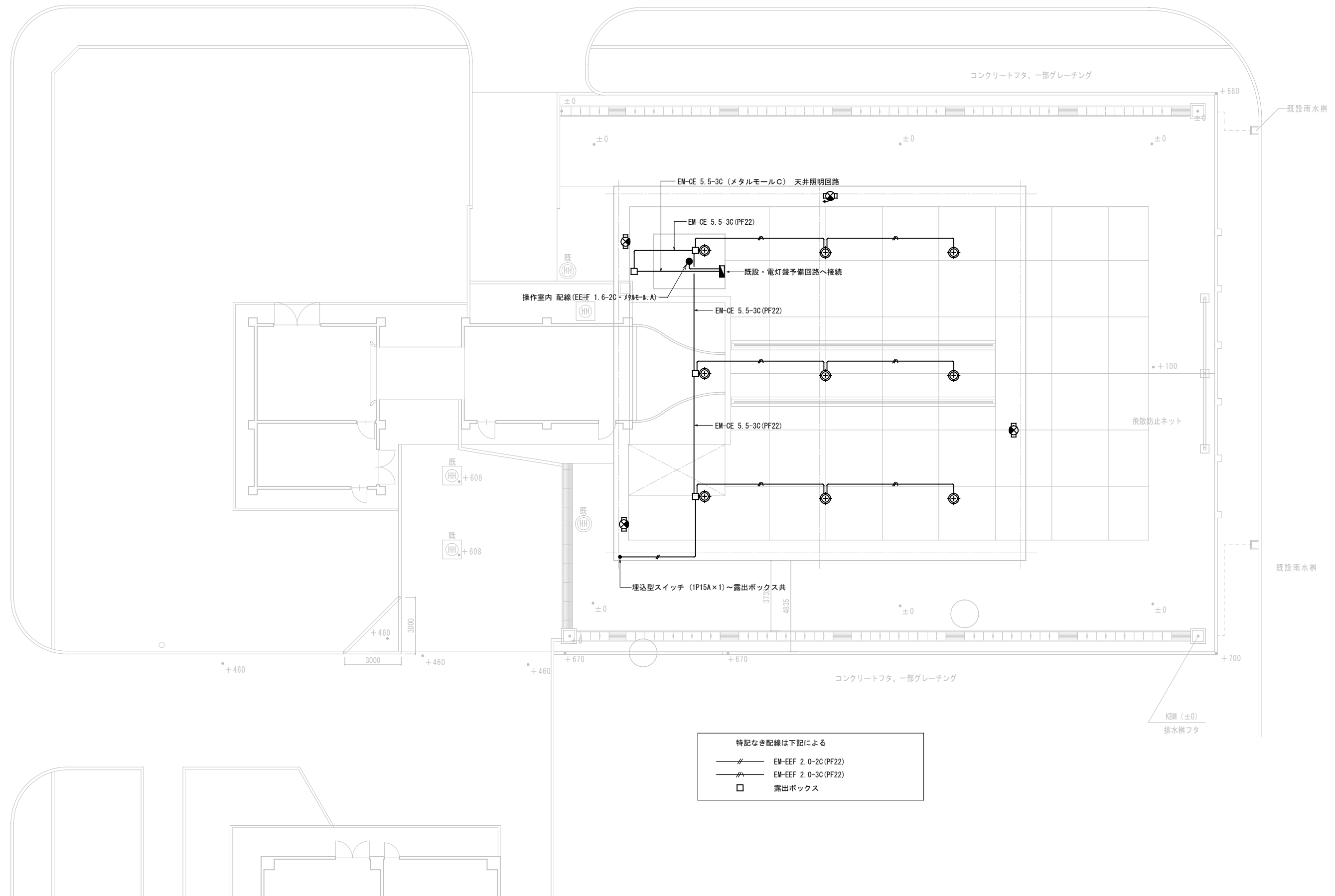
株式会社 岡野建築設計事務所

工事名	風雨実験棟実大動風圧載荷試験装置等上屋新築工事
	一級建築士登録：第189733号 井坂公一

承認	検図	担当	製図	図名

電気設備図 (動力)	縮尺	1:100 (A3版 1:200)
国立研究開発法人建築研究所	作成年月日	2022年 3月

図面番号	E-03 44/48
------	------------



特記なき配線は下記による

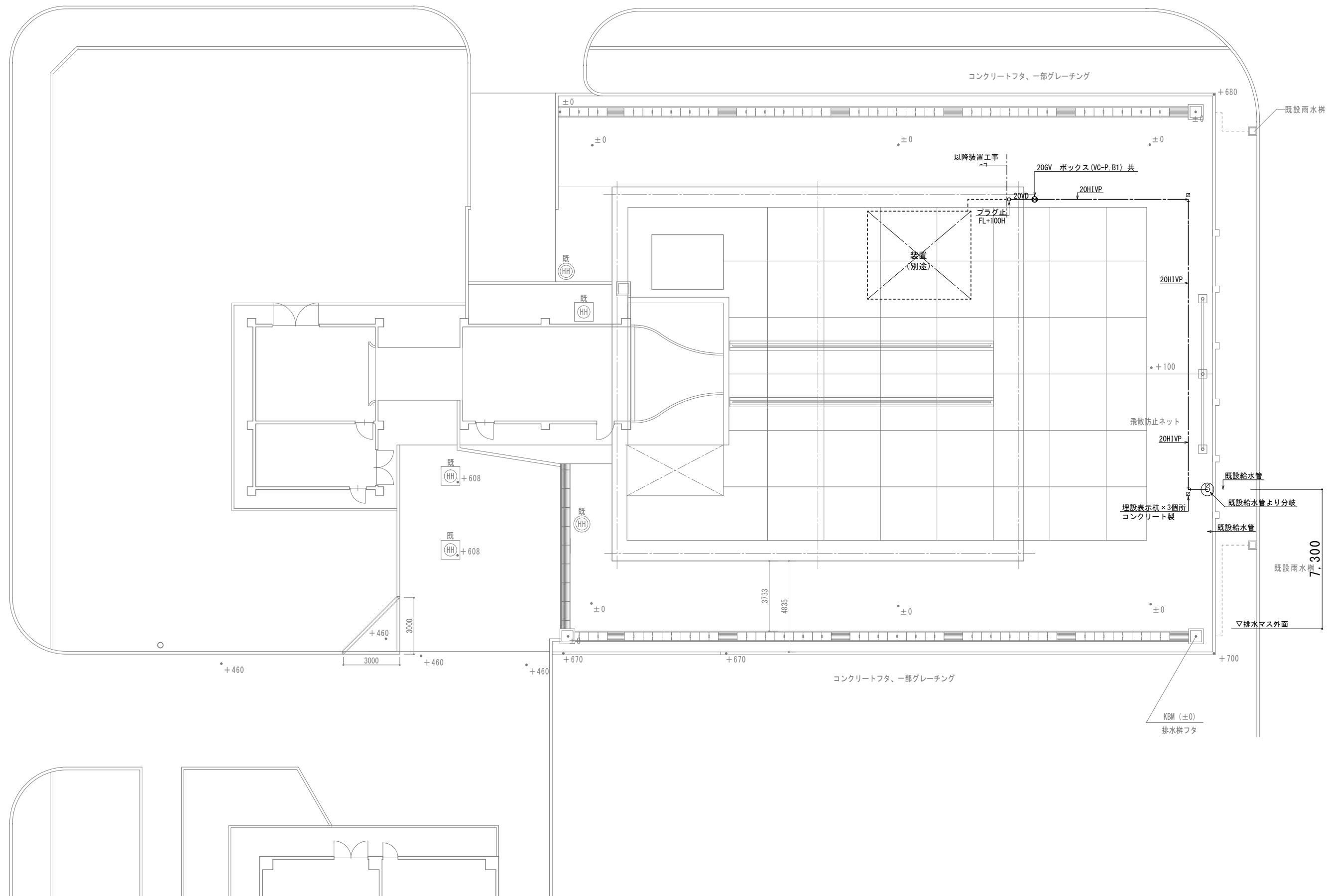
- //— EM-EEF 2.0-20 (PF22)
- /— EM-EEF 2.0-30 (PF22)
- 露出ボックス

風雨実験棟実大動風圧荷重試験装置等上屋新築工事 設計図 (機械設備の部) 仕様書 I. 工事概要 1. 工事場所 茨城県つくば市立原1番地 2. 建物概要 3. 工事種目 (印の付いたものを適用する) 4. 指定部分 5. 設備概要 (印の付いたものを適用する) II. 工事仕様 1. 共通仕様 2. 特記仕様

3 工事用仮設備 4 足場その他 5 建設発生土の処理 6 埋戻し・盛土 7 運転操作説明板 8 機械の承諾図 9 総合調整 10 電動機 11 電源周波数 12 容量等の表示 13 耐震措置 14 地中埋設機器 15 配管 16 絶縁継手 17 保温 18 塗装 19 電線類 20 天井仕上区分 21 吊り及び支持 22 施工調査 23 既存躯体への穿孔 24 試験 25 他工事又は他工程と取合い

1 設計用温湿度 2 鋼板製煙道 3 ダクト 4 風量測定口 5 チャンパー 6 ダンパー 7 配管材料 8 弁類 9 油断制御装置 10 保温及び消音内貼り 11 換気設備 12 風量測定口 13 ダンパー 14 排気ダクトのシール 15 チャンパー 16 保温 17 ダクト 18 排煙口の形式 19 排煙口手動開放装置 (開放及び復旧方式) 20 排煙風量測定 21 システム構成 その他 22 電気計装用機材 23 衛生器具用風水栓 24 洗面器 25 衛生器具ユニット 26 浴室・シャワーユニット 27 配管材料 28 水栓 29 量水器 30 量水器類 31 弁類 32 地の中埋設深さ 33 水栓柱 34 建物導入部配管 35 引込納付金等

1 配管材料 2 洗面器等の排水管 3 漏水試験継手 4 放流納付金等 1 配管材料 2 弁類 1 配管材料 2 保温 3 建物導入部配管 4 不活性ガス逃気設備 5 池消災設備 1 システム 2 機器の機能等 1 ガス種別 2 配管材料 3 充てん容器 4 集合装置 5 転倒防止等 6 メーカー 7 ガス漏れ警報器 8 漏洩検知装置 9 電気防食 10 引込負担金等 1 仕様等 2 設備方式 1 仕様等 2 設備方式 1 吹付け材以外のアスベスト含有材処理について (配管保温材・配管用ガasket・ダクト用ガasket・キャンバス継手等) 1 吹付け材以外のアスベスト含有材処理について (配管保温材・配管用ガasket・ダクト用ガasket・キャンバス継手等) 別表-1





株式会社 岡野建築設計事務所

工事名	風雨実験棟実大動風圧載荷試験装置等上屋新築工事
	一級建築士登録：第189733号 井坂公一

承認	検図	担当	製図

図名	給水設備平面図
	国立研究開発法人建築研究所

縮尺	1:100 (A3版 1:200)
作成年月日	2022年 3月

図面番号	M-02 47/48
------	------------

Y6

Y5

Y4

Y3

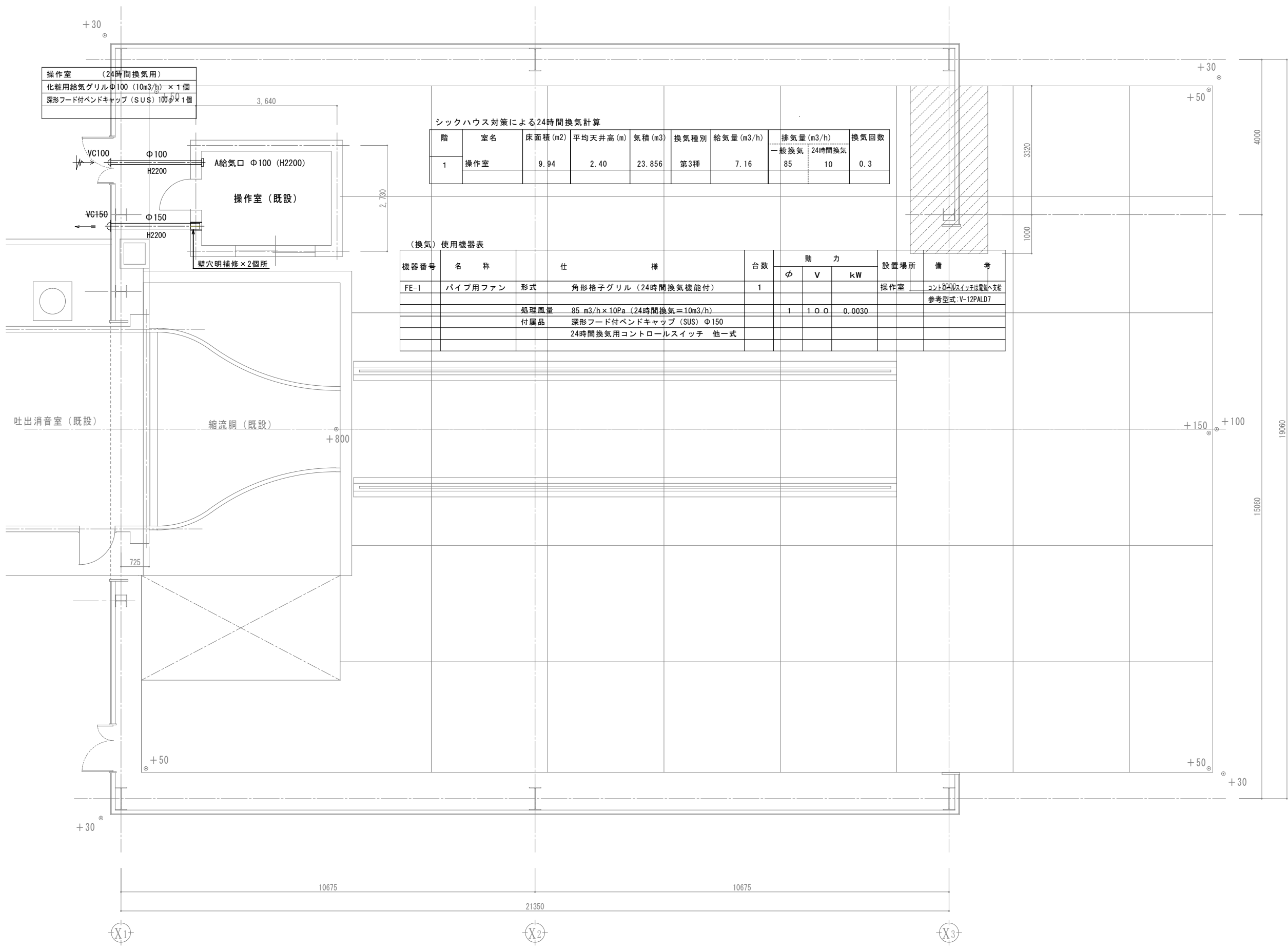
Y2

Y1

Y6

Y5

Y1



シックハウス対策による24時間換気計算

階	室名	床面積 (m ²)	平均天井高 (m)	気積 (m ³)	換気種別	給気量 (m ³ /h)	排気量 (m ³ /h)		換気回数
							一般換気	24時間換気	
1	操作室	9.94	2.40	23.856	第3種	7.16	85	10	0.3

(換気) 使用機器表

機器番号	名称	仕様	台数	動力			設置場所	備考
				φ	V	kW		
FE-1	パイプ用ファン	形式 角形格子グリル (24時間換気機能付)	1				操作室	コントロールスイッチは電線へ支給 参考型式: V-12PALD7
		処理風量 85 m ³ /h × 10Pa (24時間換気=10m ³ /h)		1	1.0.0	0.0030		
		付属品 深形フード付バンドキャップ (SUS) φ150						
		24時間換気用コントロールスイッチ 他一式						



株式会社 岡野建築設計事務所

工事名 風雨実験棟実大動風圧載荷試験装置等上屋新築工事
一級建築士登録: 第189733号 井坂公一

承認 検図 担当 製図

図名 換気設備平面図
図号 国立研究開発法人建築研究所

縮尺 1:50 (A3版 1:100)
作成年月日 2022年 3月

図面番号 M-03 48/48

現場説明書

工事名 風雨実験棟実大動風圧載荷試験装置等上屋新築工事

1. 工事請負契約書案について

(1) 第7条（下請負人の通知）関係

受注者は、下請負人に請け負わせようとする時は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の規定により、あらかじめ、当該下請負人の商号又は名称その他を所定の様式により通知すること。

(2) 第9条（監督職員）関係

①第3項におけるそれぞれの監督職員の有する権限の内容は、次のとおりとする。

「監督業務」は、監督総括業務、現場監督総括業務及び一般監督業務に分類するものとし、これらの業務の内容は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

1) 監督総括業務

- i) 契約書に基づく契約担当等の権限とされる事項のうち、契約担当官等が必要と認めて委任したものの処理
- ii) 契約の履行についての受注者等に対する必要な指示、承諾又は協議で重要なものの処理
- iii) 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整で重要なものの処理
- iv) 設計図書の変更、工事の全部又は一部の施工の中止の必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の契約担当官等に対する報告
- v) 現場監督総括業務及び一般業務を担当する監督職員の指揮監督並びに監督業務の処理

2) 現場監督総括業務

- i) 契約の履行についての受注者等に対する必要な指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽微なものを除く。）の処理
- ii) 施工図等（軽易なものを除く。）の作成及び交付又は受注者等が作成したこれらの図書（軽易なものを除く。）の承諾
- iii) 工程管理、監督職員の立会い、監督職員の検査及び工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。以下同じ。）で重要なものの処理
- iv) 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整（重要なものを除く。）の処理
- v) 設計図書の変更、工事の全部又は一部の施工の中止の必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の監督総括業務を担当する監督職員に対する報告
- vi) 一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務の掌理

3) 一般監督業務

- i) 契約の履行についての受注者等に対する必要な指示、承諾又は協議で軽微なものの処理
- ii) 施工図等で軽易なものの作成及び交付又は受注者等が作成したこれらの図書で

輕易なものの承諾

iii) 工程管理、監督職員の立会い、監督職員の検査及び工事材料の試験又は検査の実施（重要なものを除く。）の処理

iv) 設計図書の変更、工事の全部又は一部の施工の中止の必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の現場監督総括業務を担当する監督職員に対する報告

標準仕様書に規定する「監督職員」は、「総括監督員」、「主任監督員」及び「監督員」を総称している。

「総括監督員」、「主任監督員」及び「監督員」は、それぞれ「監督総括業務」、「現場監督総括業務」及び「一般監督業務」を担当する。

なお、「監督員」が置かれていない場合における「主任監督員」は、「一般監督業務」をあわせて担当する。

② 第5項の設計図書に定めるものは、次のとおりとする。

i) 変更見積書

ii) 工事請負変更契約書

iii) 前払金請求書及び前金払に係る保証証書（中間前金払の場合を除く。）

iv) 既済部分代金請求書

v) 完済部分代金請求書

vi) 完成代金請求書

(3) 第10条（現場代理人及び主任技術者等）関係

第1項の規定により現場代理人、主任技術者、監理技術者（特例監理技術者）、監理技術者補佐及び専門技術者を通知するときは、所定の様式に、契約締結後14日以内に提出すること。

なお、主任技術者、監理技術者（特例監理技術者）及び監理技術者補佐は、受注者が本工事の競争参加資格確認申請書に記載した配置予定の技術者でなければならない。

(4) 第18条（条件変更等）、第19条（設計図書の変更）、第20条（工事の中止）、第22条（受注者の請求による工期の延長）関係

第18条第4項及び19条、20条の規定により設計変更を行う場合は、「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」に基づき、実施する。

また、工程に変更が生じる場合には、受注者は標準仕様書に基づき、遅滞なく変更した実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受けること。なお、工程の変更理由が以下のi)～v)に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので監督職員と協議すること。

i) 監督職員が承諾した実施工程表の工事工程の条件に変更が生じた場合

ii) 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合

iii) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合

iv) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合

v) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(5) 第57条（火災保険等）関係

火災保険等の付保の要否 要

なお、工事目的物及び工事材料を火災保険等に付する場合の取扱いについては、別添1「火災保険等の取扱いについて」によること

2. 指導事項について

(1) 工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、別添2「建設産業における生産システム合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払等の適正化（請負代金の支払をできる限り早くすること、できる限り現金払とすること及び手形で支払う場合、手形期間は120日以内でできる限り短い期間とすること等）、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

(2) 建設業退職金共済制度は、次のとおり取り扱うものとする。

① 建設業者は、自ら雇用する建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者共済手帳に共済証紙を貼付すること。

② 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すること。

③ 受注者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事契約締結後1か月以内に提出すること。

なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。

④ 受注者は、③の申出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時まで提出すること。

なお、③の申出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

⑤ 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがある。

⑥ 建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがある。

⑦ 下請業者の規模が小さく建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合は、元請業者に建退共制度への加入手続、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

(3) 工事請負契約書第10条第1項により工事現場に設置される現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、工事請負契約書に

規定されている権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使する。ただし、以下に掲げる期間で、工事請負契約書第10条3項に定める「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保される」場合に該当するものとして、請負契約の締結後に監督職員と協議して期間を定めた場合は、その期間については現場代理人の工事現場における常駐を要しない。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）
- ② エレベーター等の工事において、工場製作のみが行われている期間
- ③ 工事完成後、検査が終了した日（発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日をいう。）の翌日以降の、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- ④ その他、発注者が認める期間

(4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定により、受注者が工事現場に置かなければならない主任技術者又は監理技術者については、適切な資格、技術力を有する者（受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。

なお、主任技術者又は監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書きの規定を使用し監理技術者が兼務する場合にあっては監理技術者補佐、以下(4)において同じ。）が専任の者（他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事に係る職務のみに従事する者をいう）でなければならぬ場合において、次の①から④の期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限り、工事現場への専任を要しない。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議して定める。
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

なお、技術者の技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で主任技術者又は監理技術者が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する（例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて、現場に戻りうる体制を確保する等）とともに、その体制について、元請の主任技術者又は監理技術者の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

(5) 建設業法施行令第27条第2項の当面の取り扱いについては以下のとおりである。なお、当該規定については監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書きの規定を使用し監理技術者が兼務する場合にあっては監理技術者補佐）には適用されないことに留意

すること。

① 工事の対象となる工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第27条第2項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請け業者で施工する場合も含まれると判断して差し支えない。

② ①の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

(6) 受注者が工事現場ごとに置かなければならない専任の監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書きの規定を受ける監理技術者を含む、以下(6)において同じ）は、当該建設工事に関し建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあっては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で、監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去5年以内に受講した者のうちから選任すること。選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、資格者証及び講習修了を証するものを提示すること。

(7) (4)、(5)及び(6)のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

(8) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

① 国立研究開発法人建築研究所が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

② ①により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

③ ①及び②の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

④ 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(9) 工事の下請負について

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

① 受注者が、工事の施工において総合的に企画、指導及び調整するものであること。

② 下請負人が国立研究開発法人建築研究所、国土交通省国土技術政策総合研究所又は関東地方整備局から指名停止を受けている期間中でないこと。

③ 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

(10) 大型貨物自動車等による過積載等の防止については、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 積載重量制限を超過して土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
- ② 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- ③ 建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請負人及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ④ さし柵装着車、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和42年法律131号）（以下「ダンプ規制法」という。）の表示番号の不表示車（以下「不表示車」という。）等へ土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
- ⑤ さし柵装着車、不表示車等が工事現場に出入りすることのないようにすること。
- ⑥ 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- ⑦ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- ⑧ ダンプ規制法の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等への加入者の使用を促進すること。
- ⑨ 下請負人又は資材納入業者を選定するに当たっては、業者に関し大型貨物自動車等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者又は交通安全に関する配慮に欠ける者を発生させた者を排除すること。
- ⑩ ①～⑨について、下請負人に指導すること。

3. 現場及び技術に係わる事項について

(1) 共通事項

- ① 官公署その他への届出手続等
建築基準法に基づく完了検査の必要な工事の場合、受注者は完了検査（中間検査を含む。）時には、官公署（建築主事等）が求める検査に必要な書類等（報告書等）を用意する。
- ② 工事实績情報の登録
工事实績情報を（一財）日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（コリンズ）に登録する。ただし、工事請負代金額（税込）が500万円未満の場合を除く。
また、工事实績情報システムにおける「登録のための確認のお願い」の提出方法は、「メール送信による提出」とする。
- ③ 施工体制台帳及び施工体系図の作成等
 - 1) 工事を施工するために下請契約を締結した場合は、施工管理体制に関する次に掲げる事項について記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出する。また、施工管理体制に変更が生じる場合は、その都度作成し、監督職員に提出する。（建設業法第24条の7、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項）
 - i) 建設業法第24条の7第一項及び建設業法施行規則第14条の2に掲げる事項
 - ii) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名

- iii) 一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期
- 2) 建設業法に基づく施工体系図を作成した場合は、工事関係者及び公衆の見やすい場所に施工体系図の掲示を行うこと。（建設業法第24条の7第4項、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項）
- 3) 建設業許可を受けた建設業者は建設業法に基づく標識を、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。（建設業法第40条、同規則第25条）
- ④ 工事の一時中止に係る計画の作成
 - 1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
 - 2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
- ⑤ 関係法令等の遵守
関係法令（条例を含む。）の改正等により、工事内容が法令等に抵触するおそれがあることを認識した場合には、その対応について、監督職員と協議する。
- ⑥ 工事写真
 - 1) 工事写真（原本及びアルバム）については、原則デジタル写真とし、仕様は「営繕工事写真撮影要領（平成31年改定 国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）」とする。
 - 2) 工事写真の提出は、原則「営繕工事写真撮影要領（平成31年改定 国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）」に基づいて作成した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）を監督職員に提出する。
- ⑦ 作業員等
 - 1) 工事施工に先立ち作業員名簿を監督職員に提出する。
 - 2) 作業員には監督職員が認めた腕章等を着用させる。
 - 3) 受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負人を含む。）及び受注者の専門技術者（専任している場合に限る。）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。
- ⑧ 施工中の安全確保
 - 1) 施工中の安全確保については、関係法令等に定めるところによるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事等編（令和元年国土交通省告示496号）」及び「建築工事安全施工技術指針（平成27年1月20日国営整第216号）」によるものとする。
 - 2) 足場の組立て・変更時等の点検は、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（平成24年2月9日付け 基安発0209第2号、一部改正 平成27年5月20日付け 基安発0520第1号）」（※2）に示された足場等の種類別点検チェックリストの例を活用し、当該足場等の組立て作業を担当した者以外の十分な知識と経験を有する者により点検を行い、足場の安全確認に関する看板を設置する。

なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者が含まれる。

- i) 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法（以下「法」という。）第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者
- ii) 法第81条に規定する労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- iii) 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記 i) 又は ii) に掲げる者と同等の知識・経験を有する者

（※2）推進要綱は、以下、厚生労働省のホームページよりダウンロードすることができる。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081490.html>

3) 通行者、一般車両のほか、高齢者、障害者等への危険防止や安全性の確保のための対策について、監督職員に報告する。

4) 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。

5) はつり作業等を行う場合は、事前に既設埋設配管・配線の状況を調査し、損傷を与えないように十分注意する。また、穿孔機器を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知機により電源供給を停止できる付属装置を用いて施工すること。なお、消火設備が設けられている付近で改修工事（特にはつり作業等）を行う場合は、誤作動防止及び安全対策のため、当該消火設備に関する資格を有する消防設備士又は消防設備点検資格者を立ち合わせる。

6) 解体作業を行う場合は、「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン（平成15年7月3日国土交通省総合政策局長及び住宅局長）」を参考に、公衆災害の防止について適切な対策を講じる。

7) 次の熱中症対策を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議のうえ、対応する。費用については別途とする。

○遮光ネット（足場に設置するものに限る）

○ドライミスト

○暑さ指数（WBGT 値）の計測装置

⑨ 廃棄物等の適正な取扱いの徹底等

1) 建設リサイクル法に基づく特定建設資材廃棄物（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）に、特定建設資材廃棄物の再資源化に支障を来す石綿含有産業廃棄物等の有害物質が付着・混入

することがないように、分別解体を徹底する。また、廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物処理法に基づく委託基準を遵守するとともに、廃棄物処理法に基づく保管基準及び処理基準を遵守する。

- 2) 杭打ち、山留め工事においては「建設汚泥の再利用に関するガイドライン(平成18年6月12日国土交通省)」により、建設汚泥の発生量の抑制に努める。

⑩ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書

工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、工事完了時に同計画書の実施報告書(書式は同一)を作成し、監督職員に提出する。

⑪ 環境への配慮

- 1) 「国等による環境物品等の調達に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)」に基づき、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和2年年2月閣議決定。以下、「グリーン購入法基本方針」という。)」に定める特定調達物品等(22分野275品目)について、国土交通省の「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に則り使用する。なお、特定調達物品等の使用が困難な場合には、監督職員と協議する。特定調達物品等以外の環境物品等についても環境への負荷の少ない物品等の使用に努める。
- 2) 東日本大震災の影響により、グリーン購入法に基づく、グリーン購入法基本方針による特定調達物品等の使用が困難な場合には、監督職員と協議する。
- 3) グリーン購入法基本方針における特定調達品目「公共工事」の配慮事項(資材(材料及び機材を含む。)の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担低減に配慮されていること。)に留意する。

⑫ 施工中の環境保全等

- 1) 騒音、振動、粉じんの発生が予想される工事等、執務に支障のある作業や周辺住民への配慮を必要とする作業を行う場合は、事前に監督職員と協議し、必要な対策を講ずる。
- 2) 本工事において、国土交通省の「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に則り、グリーン購入法基本方針、特定調達品目「公共工事」の「建設機械」の建設機械を使用する場合や、「工法」の工法を採用する場合は、グリーン購入法に係る判断の基準を満たすものとする。なお、排出ガス対策型建設機械については、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」において、規制対象となる建設機械を使用する際は、同法の技術基準に適合したものを使用する。
- 3) 本工事において、低振動型建設機械を採用する場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(平成9年建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号)」に基づき国土交通大臣が型式指定を行った建設機械を使用するものとする。

⑬ 木材の選定について

木材の選定においては、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第1条(目的)及び「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(平成22年農林水産省、国土交通省告示第3号。変更 平成29年6月16日農林水産

省、国土交通省告示第1号。）」第1（公共建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向）の趣旨を踏まえる。

⑭ 技能士

本工事に必要な工事作業及びその作業に従事する職種について適用する。ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議する。

⑮ 六価クロム溶出試験

セメント及びセメント系固化材を使用した地盤改良若しくは地盤改良土の再利用、又は浸透柵や未舗装部分の埋設配管まわり等への再生コンクリート砂の適用の際は、次のとおり六価クロム溶出試験を実施し、土壤環境基準を超えないことを確認する。

- 1) セメント及びセメント系固化材（セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加物を加えたものを含める。以下、同じ。）を地盤改良に使用する際は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）（平成13年4月20日一部変更、国官技第16号、国営建第1号。）」に基づき、現地土壤と使用予定の固化材による六価クロム溶出試験を実施し、六価クロム溶出量が土壤環境基準以下であることを確認する。なお、検液の作成は、「土壤汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）の一部改正（平成30年9月18日環境省告示第77号。平成31年4月1日施行）による。試験結果については、監督職員に報告する。
- 2) セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する際は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」に基づき、再利用土について六価クロム溶出試験を実施し、六価クロム溶出量が土壤環境基準以下であることを確認する。試験結果については、監督職員に報告する。
- 3) 再生コンクリート砂を浸透柵や未舗装部分の埋設配管まわり等、透水性を有し、浸透した水が土壤又は公共用水域へ拡散するおそれのある箇所を用いる際は、六価クロムについて、「土壤汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号、一部改正平成30年9月18日環境省告示第77号。）に規定される測定方法に基づき、あらかじめ土壤の汚染に係る環境基準に適合することを確認する。この測定は、再生コンクリート砂製品を直接試料とし、1購入先当たり1検体の溶出試験により行い、その結果を監督職員に報告する。

⑯ 適用基準等

本現場説明書、特記仕様書等で適用することとされた基準等のうち、国土交通省大臣官房官庁営繕部の制定した基準類は、次のURLによる。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

その他のガイドライン等は、それぞれ次のURLによる。

- ・営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）

<http://www.mlit.go.jp/common/001174677.pdf>

- ・建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン
http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha03/01/010703_.html
- ・木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/boutai/ihoubatu/pdf/gaido1.pdf>

- ・環境物品等の調達の推進に関する基本方針

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/bp/rlbp.pdf>

- ・セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）
<http://www.mlit.go.jp/tec/kankyou/kurom/pdf/siken.pdf>

⑰ 図面等の情報の適正な管理

- 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書及び標準仕様書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、図面等の情報を適正に管理する。なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。
 - 発注者の承諾無く、図面等の情報を工事の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）しない。
 - 工事の履行のための下請負人等への図面等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
 - 図面等の情報の送信又は運搬は、工事の履行のために必要な場合のほかは、発注者が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信又は運搬に当たってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。
 - サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。
 - 発注者が貸与する図面等の情報（例えば、既存建物の図面、CADデータ等）については、業務又は工事の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、契約履行の完了と同時に発注者に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
 - 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されるとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。
- 図面等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
- 上記1)を踏まえ、契約終了後においても図面等の情報が適正に管理され、流出することのないよう必要となる措置を講ずる。また、上記について、契約終了後に生じた情報漏洩についても対象とする。
- 上記1)から3)は、下請負人等による図面等の情報の管理についても対象とする。
- 図面等とは、次に掲げるもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。
 - 次に該当する図面、特記仕様書等
 - 工事の契約に係る設計図書
 - 工事の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの
 - 工事関係図書のうち、施工図等、工事写真その他施設の内容について表示された図書（未完成の図書を含む）
 - 完成図（未完成の図書を含む）

(iv) 工事完成写真

⑱ 情報管理体制の確保

- 1) 受注者は、本工事に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報であって、発注者が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、発注者が別途提示する様式を参考に、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を作成・提出、発注者の同意を得なければならない。また、記載内容に変更が生じる場合も、同様に作成・提出の上、あらかじめ発注者の同意を得なければならない。
- 2) 受注者は、要保護情報について、情報取扱者以外の者に使用、閲覧又は漏えいさせてはならない。
- 3) 受注者は、要保護情報の漏えい等の事故やおそれが判明した場合については、施工中・施工後を問わず、事実関係等について直ちに発注者へ報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。

⑲ ディーゼル車排出ガス規制に適合した車両の使用について

- 1) 本工事現場で使用し、又は使用される関係車両（以下「本工事関係車両」という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県のディーゼル車排出ガス規制条例（以下「排出ガス規制条例」という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車両を使用しなければならない。
- 2) 本工事の施工に先立ち、本工事関係車両の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車両の使用」について、排出ガス規制条例の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
- 3) 本工事関係車両にディーゼル車を使用する場合には、車検証のコピーを保管し、本工事関係車両を把握しなければならない。
- 4) 取締りにより本工事関係車両に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
- 5) 資機材の搬出入等において、資材納入業者に排出ガス規制条例を遵守させるものとする。

⑳ 鉛等有害物を含む塗料の剥離やかき落とし作業について

鉛等有害物質を含む塗料の劣化状況により、塗料の剥離やかき落とし作業を行う場合は、鉛中毒予防規則関係法令を遵守する。

㉑ 建設工事公衆災害防止対策要綱に基づく安全対策に係る施工計画について

建設工事公衆災害防止対策要綱に基づく安全対策に係る施工計画の作成は、すべての工事を対象（ただし、公衆災害のおそれのある工事内容が含まれない場合を除く。）とし、記載内容は別添3による。

㉒ ゴム製品等の品質確認等

- 1) 受注者は、ニッタ化工品（株）又は東洋ゴム化工品（株）で製造された製品や材料（以下「ゴム製品等」という。下表参照）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者（ニッタ化工品（株）又は東洋ゴム化工品（株）と資本面・人事面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。

表

ゴム製品等※	
建築防水資材	

※代表的なゴム製品等の例

(参考) ニッタ化工品(株)の製品情報 <https://www.nitta-ci.co.jp/>

2) ゴム製品等の品質確認をした場合における契約不適合の取扱い

第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の履行の追完が免責されるものではない。

②③ 電気保安技術者

電気保安技術者を配置する

(2) 施工条件等

① 施工の制約（あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。）

施工時期の制限 ()

施工時間の制限 (8 : 30 ~ 17 : 00)

施工順序の制約 ()

② 材料の搬出入等

材料、撤去材及び建設機械の搬出入、材料置場等は、次に指定するものを除き、監督職員と協議により決定する。

材料、撤去材及び建設機械の搬出入口 (図示のとおり)

工事用車両の駐車場所 (図示のとおり)

資機材置場、仮設事務所設置場所 (図示のとおり)

③ 構内既存施設の利用

工事用水 (利用できない)

工事用電力 (利用できない)

④ 協議中の項目

関係機関 (つくば市)

協議内容 (建築確認申請関連)

成立見込時期 (10月中旬～下旬)

制約等 ()

⑤ 再生資材の利用

使用材料 (再生砕石)

規格及び使用箇所 (路盤材)

⑥ 交通誘導警備員

警備業者の警備員で、交通の誘導に従事するものを、工事期間中(延べ 5人・日)交通誘導警備員として配置する。

(3) 工期・工程等

① 別契約の関連工事等

1) 本工事に関連する別契約の工事(業務)及びその予定工期

(風雨実験棟実大動風圧載荷試験装置整備) 令和3年 7月 ～ 令和5年3月

- 2) 工期内に本工事に追加発注する予定の工事
()
 - 3) 本工事の受注者に随意契約で発注する予定の工事
(特になし)
- ③ 概成工期
工事期限より (20) 日前

(4) 調査等

① 分析によるアスベスト含有建材の調査

分析によるアスベスト含有建材の調査は、別添4「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」及び「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について」に基づいて行う。
による。

(5) 発生材等

① 発生材の処理等

- 1) 引渡しを要するもの
金属類
(機器 ダクト 配管 電線類等)

② 特定建設資材の処理

本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第9条による分別解体等実施義務の対象建設工事となることが想定されるため、同法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずる。ただし、工事契約後に明らかになったやむを得ない事情により、工事契約時に予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議する。

また、分別解体・再資源化等の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面にて監督職員に報告する。この場合の書式は、(1)⑩「建設リサイクル報告様式」で作成したものとする。

分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
新営、 増築、 改修 工事	①造成等	造成等の工事	
	②基礎・基礎ぐい	基礎、基礎ぐいの工事	
	③上部構造部分・外装	上部構造部分、外装の工事	
	④屋根	屋根の工事	

	⑤建築設備・内装等	建築設備、内装等の工事	
	⑥その他（ ）	その他の工事	

解体 工事	①建築設備・内装材等	建築設備、内装材の取り外し	手作業
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し	手作業
	③外装材・上部構造部分	外装材、上部構造部分の取り壊し	手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎、基礎ぐいの取り壊し	手作業・機械作業の併用
	⑤その他（ ）	その他の取り壊し	手作業・機械作業の併用

特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設

特定建設資材 廃棄物の種類	再資源化等をする 施設の名称	所在地
コンクリート	(株) 日の丸商事	つくば市和台原 1494-1
コンクリート及び鉄から成る建設資材		
木材		
アスファルト・コンクリート		

届出に係る事項の説明時に上記と異なる施設（同種の再資源化等を行う施設に限る。）を受注者が提示した場合は、当該施設に搬出することができる。ただし、当該施設への変更については設計変更の対象としない。

③ 建設発生土の処理方法

- 1) 場外指定場所に搬出し、搬出後、監督職員へ搬出先の受入を証明する資料を提出する。

搬出場所（（一財）茨城県建設技術管理センター 下妻ストックヤード
茨城県下妻市中居指地内）

受入条件（ 廃棄物混入のない第3種建設発生土以上の土砂
詳細は上記センターに事前登録の上要確認）

処分費 （ 1,000 円/m³ ）

(6) 提出図書等

① 完成図等の提出

次の図書を監督職員に提出する。また、それらを本工事目的物に関し使用するための権利については、発注者に委譲する。

- 1) 完成図（施工図、施工計画書を除く。）

CAD データ（電子納品） 2部

A3 版原図

- A3 複写図（製本） 2部
- 2) 施工計画書
 - A4 ファイル綴じ 1部
- 3) 保全に関する資料（建物および付帯設備、クレーン）
 - A4 ファイル綴じ 2部

② 電子納品

- 1) 本工事の提出書類のうち完成図（施工図を除く。）を電子納品の対象とし、「営繕工事電子納品要領（令和3年改定 国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）」に基づいて作成した電子データを納品する。
- 2) 電子納品の運用にあたっては、「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】（令和3年改定 国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）」を参照する。なお、電子納品の対象であることが記載された成果品等以外を電子納品の対象とする場合は、監督職員と受注者で協議（官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】「4. 工事着手時の協議」を参照する。）を行う。
- 3) 電子成果品は、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで監督職員に提出する。

③ 完成写真

- 1) 工事完成時に次の写真を撮影し、監督職員に提出する。

撮影部位 及び 箇所数	形式・サイズ	提出セ ット数	画素数 及び 画質等	撮影者
外部： (4) 箇所、 内部： (5) 箇所 程度	カラー印画紙キャビネ判 A4 アルバム綴じ	2	1280 × 960 ピクセル以 上かつ撮影 したデジタ ルカメラの 設定のうち 最高の画質	任意
	電子データ (JPEG フルカ ラー)	2		

- 2) 1)の写真の撮影に関する著作権者の権利等については次の i) 及び ii) によることとし、受注者は撮影者等との契約に当たってもそれらの承諾を条件とする。
 - i) 提出された写真は、国が行う事務及び国が認めた用途に関して、無償で利用することができるものとする。この際、著作者名を表示しないこと及びその利用に必要な範囲で改変を行うことができるものとする。
 - ii) 受注者、撮影者等は、撮影時に取得した全ての写真（提出していないものを含む。）及びその改変物、複製物を公表、閲覧、譲渡その他一切の方法により第三者に使用させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(7) その他

① CADデータの貸与

本工事の設計図CADデータを貸与する。

なお、貸与するCADデータは風雨実験棟実大動風圧載荷試験装置等上屋新築設

計・工事監理業務(発注者：建築研究所、受注者：(株)岡野建築設計事務所、業務履行期限：令和3年6月16日～令和4年12月20日)の成果品であり、著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利は国立研究開発法人建築研究所及び(株)岡野建築設計事務所の共有に帰属する。

② 工事関係図書等に関する業務効率化

- 1) 本工事は、受注者へ提出を求める工事関係図書及び工事完成図書等を明確化することにより、工事請負契約締結から工事目的物の引渡までの発注者の監督・検査及び受注者の業務の効率化を図る。
- 2) 工事関係図書等の提出一覧は、**別添5**を参照とする。
- 3) 工事関係図書等の作成については、工事着手前に「発注者へ提出、提示する書類の種類」に関して、省略可能な書類に係る協議をするものとする。また、協議の内容を変更する場合は、受発注者で協議を行うものとする。

なお、**別添5－別紙**に示す工事関係図書等については、特に省略・集約の可能性を十分検討のうえ、受発注者で協議をするものとする。

火災保険等の取扱いについて

工事請負契約書第57条に基づき、工事目的物及び工事材料等を火災保険等に付する場合の取扱いは、下記によるものとする。

記

(損害のてん補条件)

第1. 下記の原因によって起こる損害を、てん補できる保険を付保するものとする。

(1) 火災、落雷、爆発又は破裂

(2) 台風、せん風、爆風、暴風雨の風災

なお、請負者自ら上記の保険に追加して付する特約等については、これを妨げるものではない。

(保険金)

第2. 原則として請負代金額とする。

(保険の期間)

第3. 保険の加入時期は原則として工事着工の時とし、終期は工期に14日追加した日とする。

(対象外工事)

第4. 次に掲げる工事は、対象外工事として保険を付さない事ができる。

(1) 解体、撤去、分解又は片づけ工事

(2) 建物の基礎工事及び外構工事

(保険契約の変更)

第5. 保険契約締結後に請負代金額の変更又は工期延長等があった場合は、相応の保険契約の変更をしなければならない。

(保険証券等の提示)

第6. 保険契約を締結(変更も含む。)した場合は、当該保険証券等を支出負担行為担当官に提示しなければならない。

(協議)

第7. この取扱いにより難しい事項については、必要に応じて受注者は、支出負担行為担当官と協議するものとする。

建設産業における生産システム合理化指針

第1 趣旨

建設産業の生産活動は、総合的管理監督機能（発注者から直接建設工事を請け負って企画力、技術力等総合力を発揮してその管理監督を行う機能）と、直接施工機能（専門的技能を発揮して工事施工を担当する機能）とが、それぞれ相互に組み合わされて行う方式が基本となっている。

これらの機能を軸とした分業関係を基本とする建設生産システムの下、基幹産業として活気に溢れた建設産業の実現を図るとともに、発注者の信頼に応えうる適正かつ効率的な建設生産を確保するためには、すべての建設業者が技術と経営に優れた企業への成長を目指しつつ、その分担する分野において、役割に応じた責任を的確に果たすことが不可欠である。

本指針は、総合的管理監督機能を担う総合工事業者と直接施工機能を担う専門工事業者が、それぞれ対等の協力者として、その負うべき役割と責任を明確にするとともに、それに対応した建設産業における生産システムの在り方を示したものである。これは、建設生産システムの合理化を進める上での行政による指導の指針であり、建設業者の取組の指針となるべきものである。

第2 総合工事業者の役割と責任

総合工事業者は、総合的管理監督機能を担うとともに、建設工事の発注者に対して契約に基づき、工事完成についてのすべての責任を持つという役割を有している。

また、総合工事業者が、発注者との間で行う請負価格、工期（工事着手の時期及び工事完成の時期）の決定等は、自らの経営はもとより、専門工事業者の経営の健全化にも大きな影響をもたらすものである。

このため、次の責任を果たすべきである。

- ア. 経営計画の策定、財務管理及び原価管理の徹底等の確かな経営管理を行いうる能力の向上に努めること。また、常に合理的な請負価格、工期による受注に努めるとともに、専門工事業者への発注に当たっては、請負価格、工期、請負代金支払等の面で、適正な契約を締結すること。
- イ. 業種・工程間の総合的な施工管理を的確に行うため、技術者に対する研修の充実等により、管理監督機能の向上に努めること。
また、効率的かつ高度な建設生産を確保するため、技術開発の推進、施工の合理化に努めること。
- ウ. 優良な専門工事業者の選定を行うため、専門工事業者の施工能力、経営管理能力等を的確に把握し、評価できる体制の確立に努めること。
- エ. 優秀な建設労働者を確保するため、労働時間の短縮、休日の確保、労働福祉の充実、安全の確保及び作業環境の整備等に努めること。

第3 専門工事業者の役割と責任

専門工事業者は、直接施工機能を担っており、建設生産物の品質、原価に対し実質的に大きな影響を与えるものである。

また、近年においては、建設生産システムにおける専門工事業者の担う役割が増大しており、特に、専門的技術・技能を有する建設労働者を直接に雇用する等の点において、今後の建設産業の発展に大きな役割を有している。

このため、次の責任を果たすべきである。

- ア. 教育訓練等の充実や、技術・技能資格等の取得の奨励等により、施工能力及び経営管理能力を向上させるとともに、常に合理的な契約条件による受注に努め、企業基盤の強化を図ること。
- イ. 専門工事業者の役割の高度化という要請に応え、分担する工事分野において、直接施工のみならず施工管理をも自らが行いうる体制の確立に努めるとともに、各々の能力に応じて部分一式等多様な業種・工程を担うことができるよう努めること。
- ウ. 優秀な建設労働者を確保するため、直用化の推進等による雇用の安定、月給制の拡大、職能給の導入、労働時間の短縮、休日の確保、労働福祉の充実、安全の確保及び作業環境の整備等に努めること。

第4 適正な契約の締結

(1) 契約締結の在り方

建設工事の施工における企業間の下請契約の当事者は、契約の締結に当たって、次の事項を遵守するものとする。

また、建設工事の内容や工期・工程において、変更又は追加の必要が生じた場合における契約の締結についてもこれに準ずるものとする。

ア. 建設工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結すること。

イ. 契約の当事者は対等な立場で十分協議の上、施工責任範囲及び施工条件を明確にするとともに、適正な工期及び工程を設定すること。

ウ. 請負価格は契約内容達成の対価であるとの認識の下に、施工責任範囲、工事の難易度、施工条件等を反映した合理的なものとする。

また、消費税相当分を計上すること。

エ. 請負価格の決定は、見積及び協議を行う等の適正な手順によること。

オ. 下請契約の締結後、正当な理由がないのに、請負価格を減じないこと。

(2) 代金支払等の適正化

下請契約における注文者（以下「注文者」という。）からその契約における受注者（以下「受注者」という。）に対する請負代金の支払時期及び方法等については、建設業法に規定する下請契約に関する事項のほか、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

なお、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者等についてもこれに準じた配慮をするものとする。

ア. 請負代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。

イ. 請負代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。

ウ. 手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間とすること。

エ. 前払金の支払を受けたときは、受注者に対して資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう、適切な配慮をすること。特に、公共工事においては、発注者（下請契約における注文者を除く。以下同じ。）からの前払金は現金でなされるので、企業の規模にかかわらず前払金制度の趣旨を踏まえ、受注者に対して相応する額を、速やかに現金で前払金とするよう十分配慮すること。

オ. 建設工事に必要な資材をその建設工事の注文者自身から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その建設工事の請負代金の支払期日前に、資材の代金を支払わせないこと。

第5 適正な施工体制の確立

(1) 施工体制の把握

建設業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制を把握するものとする。

(2) 一括下請の禁止等

ア. 一括下請は、中間において不合理な利潤がとられ、これがひいては建設工事の質の低下、受注者の労働条件の悪化を招くおそれがあること、実際の建設工事施工上の責任の所在を不明確にすること、発注者の信頼に反するものであること等種々の弊害を有するので、建設業法において原則として禁止されているところであるが、発注者の承諾が得られる場合においても、極力避けること。

イ. 不必要な重層下請は、同様に種々の弊害を有するので行わないこと。

(3) 技術者の適正な配置

ア. 工程管理、品質管理、安全管理等に遺漏が生ずることのないよう、適切な資格、技術力等を有する技術者等の適正な配置を図ること。特に、指定建設業監理技術者資格者証に係る建設業法の規定を遵守すること。

イ. 建設業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者及び監理技術者については、常時継続的に当該工事現場において専らその職務に従事する者で、その建

設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

(4) 適正な評価に基づく受注者の選定

注文者は、受注者の選定に当たっては、その建設工事の施工に関し建設業法の規定を満たす者であることはもとより、

- ア. 施工能力
- イ. 経営管理能力
- ウ. 雇用管理及び労働安全衛生管理の状況
- エ. 労働福祉の状況
- オ. 関係企業との取引の状況

等を的確に評価し、優良な者を選定するものとする。

この場合においては、少なくとも別表1に掲げる事項のすべてが満たされるよう留意するものとする。

第6 建設労働者の雇用条件等の改善

建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、安定的な雇用関係の確立や建設労働者の収入の安定等を図りつつ、少なくとも別表2に定める事項について措置するものとする。

また、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講じるとともに、その建設工事におけるすべての受注者が別表2に定める事項について措置するよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

この場合、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者以外の注文者は上記の指導、助言その他の援助が的確に行われるよう協力するものとする。

第7 遵守のための体制づくり

- (1) 建設業者は、その役員に対する本指針の周知徹底に努めなければならない。特に、総合工事業者にあつては建設生産システムの合理化を積極的に推進する体制の整備・拡充に努めるとともに、その請け負った建設工事におけるすべての建設業者に対して本指針の第4及び第5の遵守についての指導に努めるものとする。
- (2) 建設業者団体においては、会員企業に対する本指針の周知徹底に努めるとともに、本指針の遵守について団体としての取組の体制を確立するものとする。
- (3) 本指針に基づき、真に合理的な建設生産システムを確立するためには、総合工事業者と専門工事業者のそれぞれが果たすべき役割と責任についての理解を共有することが不可欠である。このため、建設業者団体が主体となり、総合工事業者、専門工事業者のそれぞれが対等な立場に立って協議を行う場を設け、適正な契約関係の形成のためのルール、建設労働者の雇用・労働条件等の改善及び技術・技能の向上に係る役割分担に関するルール等を確立するものとする。

別表1

- (1) 過去における工事成績が優良であること。
- (2) その建設工事を施工するに足る技術力を有すること。
- (3) その建設工事を施工するに足る労働力を確保できると認められること。
- (4) その建設工事を施工するに足る機械器具を確保できると認められること。
- (5) その建設工事を施工するに足る法定資格者を確保できると認められること。
- (6) 財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
- (7) 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- (8) 一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用している者にあつては、就業規則を作成し、労働基準監督者に届け出ていること。
- (9) 建設労働者の募集は適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
- (10) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- (11) 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。

- (12) 現に事業の附属寄宿舍に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舍規則を作成し、労働基準監督者に届け出ていること。
- (13) 取引先企業に対する代金不払を起こすおそれがないと認められること。

別表 2

(雇用・労働条件の改善)

- (1) 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- (2) 適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業場に常時 10 人以上の建設労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
- (3) 賃金は毎月 1 回以上一定日に通貨でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。
- (4) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。
- (5) 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。

(安全・衛生の確保)

- (6) 労働安全衛生法に従う等建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者等に対する安全衛生教育を実施すること。
- (7) 災害が発生した場合は、当該下請契約における注文者及び発注者から直接建設工事を請け負った建設業者に報告すること。

(福祉の充実)

- (8) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付すること。なお、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。
- (9) 任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。
- (10) 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立するとともに、厚生年金基金の加入にも努めること。なお、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。
- (11) 自らが使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。特に、常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期的健康診断を必ず行うこと。

(福利厚生施設の整備)

- (12) 建設労働者のための宿舎を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合、労働基準法における寄宿舍に関する規定を遵守すること。
- (13) 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。特に、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、これに努めること。

(技術及び技能の向上)

- (14) 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修・教育訓練に努めること。

(適正な雇用管理)

- (15) 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。

- (16) 建設労働者の募集は適法に行うこと。

- (17) 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。

(その他)

- (18) 前各号に定める事項のほか、建設業法施行令第 7 条の 3 各号に規定する法令を遵守すること。

工事安全計画書 作成要領

別紙1 (計画書等の取りまとめをおこなう受注者用)

受注者は、工事の着手に先立ち工事安全計画書を、また工事完了時、工事安全計画事後評価書を作成し、別途発注される工事の受注者から提出される工事安全計画書等とともに取りまとめのうえ監督職員に速やかに提出する。

書式は、原則としてA4版縦使い横書きとする。

工事安全計画書の内容は次による。なお、不必要な内容は省略する等、記述は簡潔にする。

- (1) 工事概要
- (2) 安全に関する現場組織体制
下請負契約が未了の場合は契約完了後当該部分を追加する。
- (3) 工事種目
- (4) 工事の安全に関する施工全般にわたる留意点及び対策又は対策案
- (5) 工事の安全衛生に関する建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）の各項目ごとの具体的対策又は対策案
- (6) 工事現場の安全衛生管理に関する具体的な対策又は対策案
- (7) 関係資料の添付

工事完了時の工事安全計画事後評価書の評価項目は、上記(4)、(5)、(6)とする。

基安化発第 0206003 号

平成 20 年 2 月 6 日

都道府県労働局

労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課長

(契 印 省 略)

石綿障害予防規則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査
の徹底等について

石綿の種類には、アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトがあることとされ、すべての種類の石綿及びこれをその重量の 0.1% を超えて含有する物（以下「石綿等」という。）を石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）等に基づく規制の対象としているところである。

石綿則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査（以下「分析調査」という。）については、平成 18 年 8 月 21 日付け基発第 0821002 号「建材中の石綿含有率の分析方法について」（以下「18 年 0821002 号通達」という。）において、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」（以下「JIS 法」という。）等を示しているところである。

建材等に使用された石綿は、主にアモサイト、クリソタイル及びクロシドライト（以下「クリソタイル等」という。）とされてきたことや、JIS 法の 1. の「適用範囲」において「対象アスベストは、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライトとする」とされていること等から、分析調査において、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライト（以下「トレモライト等」という。）を対象としていない場合が見受けられるところであるが、最近になって、建築物における吹付け材からトレモライト等が検出された事案があることが判明し、石綿ばく露防止対策等に万全を期す観点から、分析調査の徹底が求められるところである。

については、分析調査について、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴局管内の作業環境測定機関等の分析機関並びに建築物等の解体等の作業を行う事業者及び関係事業者団体に対し周知を図り、分析調査の的確な実施に遺漏なきを期されたい。

なお、関係事業者団体等に対して、別添のとおり要請したので了知されたい。

記

- 1 分析調査においては、対象をクリソタイル等の石綿に限定することなく、トレモライト等を含むすべての種類の石綿とすること。
- 2 過去に行った分析調査について、クリソタイル等の石綿のみを対象としている場合は、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) クリソタイル等の石綿のみを対象とし、JIS 法による分析調査を行った結果、クリソタイル等がその重量の 0.1%を超えて含有しないと判断されたものについては、トレモライト等を対象とし、JIS 法による分析調査を行うこと。
 - (2) 次に掲げるア及びイの分析方法については、クリソタイル等の石綿のみを対象とする方法であり、トレモライト等を対象とする方法ではないことから、18 年 0821002 号通達の記の 2 の (1) 及び平成 18 年 8 月 21 日付け基安化発第 0821001 号「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について」の記の 1 において JIS 法と同等以上の精度を有する分析方法として掲げる方法により、クリソタイル等がその重量の 0.1%を超えて含有しないと判断されたものについては、トレモライト等を対象とし、JIS 法による分析調査を行うこと。
 - ア 平成 8 年 3 月 29 日付け基発第 188 号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」（平成 18 年 8 月 21 日廃止済）の別紙「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法」
 - イ 平成 17 年 6 月 22 日付け基安化発第 0622001 号「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成 18 年 8 月 21 日廃止済）の別紙「建材中の石綿含有率の分析方法」
 - (3) なお、上記の 2 の (1) 又は (2) の場合であって、当該分析調査において実施した X線回折分析の X線回折パターンにおいてトレモライト等の回折線のピークが認められ、事業者が当該分析調査の結果に基づいて、トレモライト等がその重量の 0.1%を超えて含有しているとして必要な措置を講ずるときは、改めて分析調査を行う必要はないこと。
- 3 その他
 - (1) 施工された建材（吹付け材を含む）についてトレモライト等を含むすべての種類の石綿が使用されていないことが設計図書等により明らかである場合は、石綿則第 3 条第 2 項の規定により、分析調査の必要はないこと。
 - (2) 厚生労働省のホームページにおいて、建材中の石綿含有率の分析方法に関する最新の知見を踏まえ、作成した資料を公表することとしているので、参考とすること。

別添

基安化発第 0206004 号

平成 20 年 2 月 6 日

中央労働災害防止協会会長
建設業労働災害防止協会会長
(社)日本石綿協会会長
(社)日本建設業団体連合会会長
(社)全国建設業協会会長
(社)建築業協会会長
(社)日本土木工業協会会長
(社)日本作業環境測定協会会長
(社)全国解体工事業団体連合会会長
(社)日本化学工業協会会長
(社)日本プラントメンテナンス協会会長
(社)日本ビルディング協会連合会会長

殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課長

石綿障害予防規則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査
の徹底等について

石綿の種類には、アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトがあることとされ、すべての種類の石綿及びこれをその重量の 0.1% を超えて含有する物（以下「石綿等」という。）を石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）等に基づく規制の対象としているところです。

また、石綿則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査（以下「分析調査」という。）については、平成 18 年 8 月 21 日付け基発第 0821002 号「建材中の石綿含有率の分析方法について」（以下「18 年 0821002 号通達」という。）において、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」（以下「JIS 法」という。）等があるとされているところです。

これまで建材等に使用された石綿は、主にアモサイト、クリソタイル及びクロシドライト（以下「クリソタイル等」という。）とされてきたことや、JIS 法の 1. の「適用範囲」において「対象アスベストは、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライトとする」とされること等から、分析調査において、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライト

(以下「トレモライト等」という。)を対象としていない場合が見受けられるところですが、最近になって、建築物における吹付け材からトレモライト等が検出された事案があることが判明し、石綿ばく露防止対策等に万全を期す観点から、分析調査の徹底が求められるところ です。

つきましては、分析調査について、下記のとおり取り扱うことといたしましたので、傘下 会員に対する周知につき格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 分析調査においては、対象をクリソタイル等の石綿に限定することなく、トレモライト 等を含むすべての種類の石綿とすること。
- 2 過去に行った分析調査について、クリソタイル等の石綿のみを対象としている場合は、 次のとおり取り扱うものとすること。
 - (1) クリソタイル等の石綿のみを対象とし、JIS 法による分析調査を行った結果、クリソ タイル等がその重量の0.1%を超えて含有しないと判断されたものについては、トレモラ イト等を対象とし、JIS 法による分析調査を行うこと。
 - (2) 次に掲げるア及びイの分析方法については、クリソタイル等の石綿のみを対象とする 方法であり、トレモライト等を対象とする方法ではないことから、18年0821002号通 達の記の2の(1)及び平成18年8月21日付け基安化発第0821001号「建材中の石綿 含有率の分析方法に係る留意事項について」の記の1においてJIS法と同等以上の精度 を有する分析方法として掲げる方法により、クリソタイル等がその重量の0.1%を超えて 含有しないと判断されたものについては、トレモライト等を対象とし、JIS 法による分 析調査を行うこと。
 - ア 平成8年3月29日付け基発第188号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判 定方法について」(平成18年8月21日廃止済)の別紙「建築物の耐火等吹付け材の 石綿含有率の判定方法」
 - イ 平成17年6月22日付け基安化発第0622001号「建材中の石綿含有率の分析方法に ついて」(平成18年8月21日廃止済)の別紙「建材中の石綿含有率の分析方法」
 - (3) なお、上記の2の(1)又は(2)の場合であって、当該分析調査において実施した X線回折分析のX線回折パターンにおいてトレモライト等の回折線のピークが認められ、 事業者が当該分析調査の結果に基づいて、トレモライト等がその重量の0.1%を超えて含 有しているとして必要な措置を講ずるときは、改めて分析調査を行う必要はないこと。
- 3 その他
 - (1) 施工された建材(吹付け材を含む)についてトレモライト等を含むすべての種類の石 綿が使用されていないことが設計図書等により明らかである場合は、石綿則第3条第2

項の規定により、分析調査の必要はないこと。

- (2) 厚生労働省のホームページにおいて、建材中の石綿含有率の分析方法に関する最新の知見を踏まえ、作成した資料を公表することとしているので、参考とすること。

基 発 0413 第 3 号
平成 28 年 4 月 13 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

建材中の石綿含有率の分析方法について

建材中の石綿含有率の分析方法については、平成18年8月21日付け基発第0821002号（平成26年3月31日付け基発0331第31号により一部改正。以下「分析方法通達」という。）において示しているところであるが、今般、標記に関連する日本工業規格として、平成28年3月22日付けで新たにJIS A 1481-4（建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第4部：質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法）が制定されたところである。

については、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析については、下記の方法となるので、貴局管内の作業環境測定機関等の分析機関並びに建築物等の解体等の作業を行う事業者及び関係事業者団体に対し周知を図り、当該分析の的確な実施に遺漏なきを期されたい。

また、関係事業者団体等に対して、別添のとおり要請したので了知されたい。

なお、当該改正は平成28年3月22日から適用する。

記

分析方法通達本文中「JIS A 1481-1（建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第1部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法）、JIS A 1481-2（建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第2部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法）及びJIS A 1481-3（建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第3部：アスベスト含有率のX線回折定量分析方法）が平成26年3月28日に制定され」の後に「、JIS A 1481-4（建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第4部：質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法）が平成28年3月22日に制定され」を挿入し、記の内容を次のように改める。

- 1 JIS A 1481-1（建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第1部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法）、JIS A 1481-2（建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第2部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方

法)、JIS A 1481-3 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法—第3部:アスベスト含有率のX線回折定量分析方法)又はJIS A 1481-4 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法—第4部:質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法)

2 上記1と同等以上の精度を有する分析方法として以下に掲げる方法

(1) 廃止前の188号通達の別紙の第3の3の「位相差顕微鏡を使用した分散染色法による分散色の確認」による定性分析の方法(以下「分散染色法」という。)

ただし、分散染色法は、JIS A 1481-2の8.2の「位相差・分散顕微鏡による分散染色法」による定性分析方法に相当するものであり、これにより定量分析を行うことはできない。

よって、分散染色法により分析を行った結果、石綿の種類に応じた分散色が確認されなかった場合に限り、石綿が0.1%を超えて含有していないものとして取り扱うことができるものであること。

(2) 平成26年3月31日付けで廃止されたJIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による分析方法

(3) その他別途示す分析方法

(参考：反映版)

基 発 第 0821002 号
平成 18 年 8 月 21 日
一部改正 基 発 0331 第 31 号
平成 26 年 3 月 31 日
一部改正 基 発 0413 第 3 号
平成 28 年 4 月 13 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

建材中の石綿含有率の分析方法について

建材中の石綿含有率の分析方法については、平成 8 年 3 月 29 日付け基発第 188 号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」(以下「188 号通達」という。)の別紙「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法」等において、石綿等がその重量の 1 % を超えて含有するか否かについて行うものを示しているところであるが、今般、労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号)及び石綿障害予防規則(平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。)の一部が改正され、平成 18 年 9 月 1 日から、これら法令に基づく規制の対象となる物の石綿の含有率(重量比)が 1 % から 0.1% に改められることから、同日後は、石綿等がその重量の 0.1% を超えて含有するか否かについて分析を行う必要がある。

一方、建材中の石綿含有率の分析方法で 0.1% までの精度を有するものとして、JIS A 1481-1(建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第 1 部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法)、JIS A 1481-2(建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第 2 部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法)及び JIS A 1481-3(建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第 3 部：アスベスト含有率の X 線回折定量分析方法)が平成 26 年 3 月 28 日に制定され、JIS A 1481-4(建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第 4 部：質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法)が平成 28 年 3 月 22 日に制定されたところである。

については、石綿則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析については、下記の方法があるので、貴局管内の作業環境測定機関等の分析機関並びに建築物等の解体等の作業を行う事業者及び関係事業者団体に対し周知を図り、当該分析の的確な実施に遺漏なきを期されたい。

また、関係事業者団体等に対して、別添(省略)のとおり要請したので了知されたい。

なお、188号通達は、本通達をもって廃止する。

記

- 1 JIS A 1481-1（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第1部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法）、JIS A 1481-2（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第2部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法）、JIS A 1481-3（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第3部：アスベスト含有率のX線回折定量分析方法）又はJIS A 1481-4（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第4部：質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法）
- 2 上記1と同等以上の精度を有する分析方法として以下に掲げる方法
 - (1) 廃止前の188号通達の別紙の第3の3の「位相差顕微鏡を使用した分散染色法による分散色の確認」による定性分析の方法（以下「分散染色法」という。）

ただし、分散染色法は、JIS A 1481-2の8.2の「位相差・分散顕微鏡による分散染色法」による定性分析方法に相当するものであり、これにより定量分析を行うことはできない。

よって、分散染色法により分析を行った結果、石綿の種類に応じた分散色が確認されなかった場合に限り、石綿が0.1%を超えて含有していないものとして取り扱うことができるものであること。
 - (2) 平成26年3月31日付けで廃止されたJIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による分析方法
 - (3) その他別途示す分析方法

基 発 0413 第 2 号
平成 28 年 4 月 13 日

別記の関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

建材中の石綿含有率の分析方法について

平素より、労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建材中の石綿含有率の分析方法については、平成18年8月21日付け基発第0821003号（平成26年3月31日付け基発0331第30号により一部改正。以下「分析方法通達」という。）において示しているところですが、今般、標記に関連する日本工業規格として、平成28年3月22日付けで新たにJIS A 1481-4（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第4部：質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法）が制定されたところです。

つきましては、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析については、下記の方法となりますので、傘下会員に対する周知につき格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当該改正は平成28年3月22日から適用する。

記

分析方法通達本文中「JIS A 1481-1（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第1部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法）、JIS A 1481-2（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第2部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法）及びJIS A 1481-3（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第3部：アスベスト含有率のX線回折定量分析方法）が平成26年3月28日に制定され」の後に「、JIS A 1481-4（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第4部：質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法）が平成28年3月22日に制定され」を挿入し、記の内容を次のように改める。

- 1 JIS A 1481-1（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第1部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法）、JIS A 1481-2（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第2部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法）、JIS A 1481-3（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第3部：アスベスト

含有率の X 線回折定量分析方法) 又は JIS A 1481-4 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法—第 4 部: 質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法)

2 上記 1 と同等以上の精度を有する分析方法として以下に掲げる方法

(1) 廃止前の 188 号通達の別紙の第 3 の 3 の「位相差顕微鏡を使用した分散染色法による分散色の確認」による定性分析の方法 (以下「分散染色法」という。)

ただし、分散染色法は、JIS A 1481-2 の 8.2 の「位相差・分散顕微鏡による分散染色法」による定性分析方法に相当するものであり、これにより定量分析を行うことはできない。

よって、分散染色法により分析を行った結果、石綿の種類に応じた分散色が確認されなかった場合に限り、石綿が 0.1% を超えて含有していないものとして取り扱うことができるものであること。

(2) 平成 26 年 3 月 31 日付けで廃止された JIS A 1481 「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による分析方法

(3) その他別途示す分析方法

別記

中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
独立行政法人 労働者健康福祉機構
公益社団法人 日本作業環境測定協会
一般社団法人 日本環境測定分析協会
公益社団法人 日本保安用品協会
公益社団法人 産業安全技術協会
公益社団法人 全国労働衛生団体連合会
一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会
全国社会保険労務士会連合会
公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会
一般社団法人 日本アスベスト調査診断協会
一般社団法人 日本建設業連合会
一般社団法人 全国建設業協会
公益社団法人 全国解体工事業団体連合会
一般社団法人 建設産業専門団体連合会
一般社団法人 J A T I 協会
一般社団法人 日本繊維状物質研究協会
公益社団法人 日本プラントメンテナンス協会
一般社団法人 日本ビルディング協会連合会
建設廃棄物共同組合
公益社団法人 全国産業廃棄物連合会
全国アスベスト適正処理協議会
一般社団法人 住宅生産団体連合会
一般社団法人 不動産協会
公益社団法人 全日本不動産協会
一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
公益社団法人 日本建築家協会
一般社団法人 全日本建築士会
一般財団法人 日本船舶技術研究協会
一般社団法人 日本造船工業会
一般社団法人 日本中小型造船工業会
一般社団法人 日本造船協力事業者団体連合会
一般社団法人 日本舶用工業会
一般社団法人 日本舶用機関整備協会
一般社団法人 日本船舶電装協会
日本内航海運組合総連合会
一般社団法人 日本旅客船協会
一般社団法人 大日本水産会
一般社団法人 海洋水産システム協会

(参考：反映版)

基 発 第 0821003 号
平成 18 年 8 月 21 日
一部改正 基 発 0331 第 30 号
平成 26 年 3 月 31 日
一部改正 基 発 0413 第 2 号
平成 28 年 4 月 13 日

別記の関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

建材中の石綿含有率の分析方法について

平素より、労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建材中の石綿含有率の分析方法については、平成 8 年 3 月 29 日付け基発第 188 号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」（以下「188 号通達」という。）の別紙「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法」等において、石綿等がその重量の 1 % を超えて含有するか否かについて行うものを示しているところですが、今般、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）及び石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）の一部が改正され、平成 18 年 9 月 1 日から、これら法令に基づく規制の対象となる物の石綿の含有率（重量比）が 1 % から 0.1% に改められることから、同日後は、石綿等がその重量の 0.1% を超えて含有するか否かについて分析を行う必要があります。

一方、建材中の石綿含有率の分析方法で 0.1% までの精度を有するものとして、JIS A 1481-1（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第 1 部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法）、JIS A 1481-2（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第 2 部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法）及び JIS A 1481-3（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第 3 部：アスベスト含有率の X 線回折定量分析方法）が平成 26 年 3 月 28 日に制定され、JIS A 1481-4（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第 4 部：質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法）が平成 28 年 3 月 22 日に制定されたところです。

つきましては、石綿則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析については、下記の方法がありますので、傘下会員に対する周知につき格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 JIS A 1481-1（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第1部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法）、JIS A 1481-2（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第2部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法）、JIS A 1481-3（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第3部：アスベスト含有率のX線回折定量分析方法）又はJIS A 1481-4（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第4部：質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法）
- 2 上記1と同等以上の精度を有する分析方法として以下に掲げる方法
 - (1) 廃止前の188号通達の別紙の第3の3の「位相差顕微鏡を使用した分散染色法による分散色の確認」による定性分析の方法（以下「分散染色法」という。）

ただし、分散染色法は、JIS A 1481-2の8.2の「位相差・分散顕微鏡による分散染色法」による定性分析方法に相当するものであり、これにより定量分析を行うことはできない。

よって、分散染色法により分析を行った結果、石綿の種類に応じた分散色が確認されなかった場合に限り、石綿が0.1%を超えて含有していないものとして取り扱うことができるものであること。
 - (2) 平成26年3月31日付けで廃止されたJIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による分析方法
 - (3) その他別途示す分析方法

工事関係図書等一覧表

作成時期	工事関係図書等				書類作成者		受注者書類作成の位置付け				備考		
	種別	※1 標準書式	※2 書類名称	書類作成の根拠	発注者	受注者	提出		提示	その他			
							監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管		監督職員 へ連絡	
契約時	契約図書	契約書		工事請負契約書	-	○	○						
		設計図書			現場説明書	-	○						
					質問回答書	-	○						
					特記仕様書	-	○						
					図面	-	○						
					標準仕様書	-	○						
	その他		説明書(建設リサイクル法第12条) (別表1~別表3)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条			○				落札後7日以内 建設リサイクル法対象建設工事の場合に提出する。		
		契約書第4条(契約の保証)に基づく関係書類	契約書第4条 現場説明書			○							
契約直後	契約関係書類	現場代理人等通知書	標書1(1)~(2)	現場代理人等通知書(別添経歴書)	契約書第10条 現場説明書		○	○				契約後14日以内	
		請負代金内訳書		請負代金内訳書	契約書第3条		○		○			契約後14日以内	
		契約工程表		契約工程表	契約書第3条		○		○			契約後14日以内	
		b		請求書(前払金)	契約書第35条		○		○				
				前金保証証書	契約書第35条 本証書提出		○		○				
				* 請求書(国債前金払)	契約書第41条		○	○					該当する場合に提出する。
		その他	標書4	建設業退職金共済制度の掛金収納書	現場説明書		○	○					契約後1ヶ月以内及び追加購入時に提出する。提出できない事情がある場合は理由を書面で提出する。
	標書5		火災保険等加入状況報告書	契約書第57条		○	○					加入後直ちに。	
	標書7		工事実績情報登録報告書(工事カルテ受領書写添付)	標準仕様書		○	○					受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ提出する。	
	工事関係図書	施工体制	*	ISO9001認証取得活用監督業務等申請書	現場説明書		○	○				ISO9001認証取得を活用する場合に提出する。 契約後14日以内	
工事開始時	契約関係書類	*	契約後VE提案書(様式-1~3)	契約書第19条の2 現場説明書		○		○				契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。	
	施工体制	*	施工管理技術者通知書	標準仕様書		○	○						設計図面に定められた場合、提出する。
		標書2	* 電気保安技術者通知書	標準仕様書		○	○						設計図面に定められた場合、提出する。
			工所用電力設備の保安責任者報告	標準仕様書		○	○						
		標書3	技能士通知書	標準仕様書		○	○						該当工種がある場合、提出する。
			技能資格者通知書	標準仕様書		○	○						該当工種がある場合、提出する。
		標書6	緊急連絡体制	建築工事安全施工技術指針		○	○						
		*	工事安全計画書	現場説明書		○	○						
		標書10(1)~(5)	* 施工体制報告書(別添施工体制台帳)	建設業法第24条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条 標準仕様書			○	○					建設業法第24条の7第1項に基づき作成し、写しを提出する。 なお、上記以外の場合でも、建設工事の適正な施工を確保する観点から、作成等を行うことが望ましいとしている。 〔施工体制台帳の作成等について(H24.5.1付国土建第57号)〕
		標書12	下請負人通知書	契約書第7条 現場説明書		○	○						下請決定後随時
			作業員名簿	現場説明書		○	○						工事施工に先立ち提出する。
	施工計画		総合施工計画書	標準仕様書		○	○						
			施工計画書	標準仕様書		○	○						
		*	総合評価計画書	契約書 現場説明書		○	○						総合評価で採択された技術提案がある場合に提出する。
			施工図・機器承諾図	標準仕様書		○	○						
		標書11	主要(資材・機材)発注先通知書	標準仕様書		○	○						
	その他	*	再生資源利用計画書 -建設資材搬入工事用-	現場説明書		○	○						該当する建設資材がある場合、工事着手時、建設副産物情報交換システムにより作成し、提出する。
*		再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬入工事用-	現場説明書		○	○						該当する建設副産物がある場合、工事着手時、建設副産物情報交換システムにより作成し、提出する。	

作成時期	工事関係図書等			書類作成者		受注者書類作成の位置付け				備考				
	種別	※1 標準書式	※2 書類名称	書類作成の根拠	発注者	受注者	提出				その他 監督職員 へ連絡			
							監督職員	契約担当課	発注担当課			受注者保管		
工事中	契約関係書類	標書14	* 現場代理人等変更通知書	契約書第10条		○	○					現場代理人等を変更した場合に提出する。		
		標書15	* 天災その他の不可抗力による損害通知書	契約書第30条		○	○							
			* 請求書(中間前払金)	契約書第35条第3項		○	○							
			* 中間前金保証証書	契約書第35条第3項 本証書提出		○	○							
			* 中間前金払認定請求書	契約書第35条第4項 本証書提出		○	○							
		標書16	* 工期延長申請書	契約書第22条		○	○							
		標書25(3)	* 是正等措置請求書	契約書第12条		○	○							
			* ○○(施設名)の一部使用について(承諾)	契約書第34条1項		○		○					発注者から契約書34条(部分使用)に係る協議があった場合に作成する。	
	工事関係図書	工程管理		実施工程表	契約書第11条 標準仕様書		○	○					出来高報告を兼ねる。	
			標書19	* 週間工程表	標準仕様書		○	○					監督職員の指示を受けた場合に、実施工程表の補足として提出する。	
			標書20	* 月間工程表	標準仕様書		○	○						
		施工管理		第○回定例会議	標準仕様書		○	○						
				工事打合せ書	標準仕様書		○	○						
				* 確認・立会い請求書	契約書第14条 標準仕様書		○	○						設計図書において指定された工事材料及び工事の施工がある場合に提出する。
			標書13	* 工事材料搬入報告書	標準仕様書		○	○						
				施工報告書	標準仕様書		○	○						
				* 総合評価実施報告書	契約書 現場説明書		○	○						総合評価で採択された技術提案がある場合に提出する。
				工事写真	標準仕様書		○	○						
		品質管理		材料及び機器の品質等を証明する資料	標準仕様書		○	○						
				* 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明書	標準仕様書		○	○						
				* 工事材料場外検査願	契約書第13条		○	○						設計図書において指定された工事材料がある場合に提出する。
				色彩計画通知表(外部・内部仕上、設備機器)	標準仕様書		○	○						
				* 同等品使用願	特記仕様書		○	○						同等品を使用する場合に提出する。
		安全管理	標書18	* 現場休止届	標準仕様書		○	○						現場休止がある場合に提出する。
				* 休日・夜間作業届	標準仕様書		○	○						該当作業がある場合に提出する。
				* 工事安全計画事後評価書	現場説明書		○	○						
				* 事故・故障の第一報	標準仕様書		○	○				○		事故が発生した場合、直ちに連絡すると共に、事故の概要を書面により速やかに報告する。
				* 事故・故障報告(第二報以降)			○	○						
		発生材関係	標書17(1)~(2)	* 発生材報告書(別紙調書)	標準仕様書		○	○						発生後速やかに。
				産業廃棄物管理表(マニフェスト)	標準仕様書		○				○			
			* 建設残土搬出先調査表	現場説明書		○	○						建設発生土の受入先を調査する場合に提出する。	
			* 建設汚泥の再生利用に関する実施要領(要領様式2~4)	現場説明書 建設汚泥の再生利用に関するガイドライン		○	○							
その他(報告書等)			* 創意工夫等に関する実施状況の報告	現場説明書		○	○						実施した場合、工事完了時までに提出することができる。	
			* 六価クロム試験結果報告書	現場説明書		○	○							
			* 室内空気中の化学物質の測定結果報告書	現場説明書 標準仕様書		○	○							
			* 石綿含有建材使用箇所等の事前調査	現場説明書 標準仕様書		○	○							
			* PCB含有量判定結果報告書(PCB含有シーリング材)	現場説明書		○	○							
その他			* 公共事業労務費調査票	現場説明書		○	○						対象工事となった場合に提出する。	

作成時期	工事関係図書等				書類作成者		受注者書類作成の位置付け				備考	
	種別	※1 標準書式	※2 書類名称	書類作成の根拠	発注者	受注者	提出			その他 監督職員 へ連絡		
							監督職員	契約担当課	発注担当課			受注者保管
契約変更時	契約図書	契約書		工事請負変更契約書	○	○						
	契約関係書類	標書8	* ○○工事に係る資金又は物 価変動に基づく請負代金額の 変更請求について	契約書第26条	○	○	○					契約書26条1項の請求をする場合に提出する。
			* 変更見積書	変更契約書		○		○				
			* 変更工程表	変更契約書		○		○				
		標書9	* 変更届			○		○				名義変更、改印、代表者変更等、該当する場合に提出する。
既済・完済時	契約関係書類	標書28	* 請負工事既済部分検査請求書	契約書第38条		○	○					
			* 出来形部分等確認の資料	標準仕様書		○	○					・実施工程表 ・部分払い出来形数量算出表 ・部分払い出来形状況図 等
			* 請求書(第○回既済部分代金)	契約書第38条		○		○				
			* 請求内訳書(第○回既済部分代金)	契約書第38条		○		○				
		標書27	* 指定部分完成通知書	契約書第39条		○	○					
			* 請求書(完済部分代金)	契約書第39条		○		○				
			* 請求内訳書(完済部分代金)	契約書第39条		○		○				
		標書26	* 指定部分引渡書	契約書第39条		○	○					
完成時	契約関係書類	標書21	完成通知書	契約書第32条		○	○					
			完成代金請求書	契約書第33条		○		○				
		標書22	引渡書	契約書第32条		○	○					
		標書24	* 修補完了報告書	契約書第32条		○	○					工事完成検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受ける。
		標書23	* 予備品等引渡書 (別紙内容)	標準仕様書		○	○					
	その他		* 再生資源利用実施書	・現場説明書		○	○					該当する建設資材がある場合、工事完了時に、建設副産物情報交換システムにより作成し、提出する。
			* 再生資源利用促進実施書	・現場説明書		○	○					該当する建設副産物がある場合、工事完了時に、建設副産物情報交換システムにより作成し、提出する。
			* 官公署届出書類	各関係法令等		○	○					官公署その他へ提出する書類のうち、品質管理に関する事項で受注者が作成した書類がある場合提出する。
	工事完成図書	工事完成図書		* 完成図	・現場説明書 ・標準仕様書		○	○				
				* 保全に関する資料	・現場説明書 ・標準仕様書		○	○				
その他			* 電子媒体納品書	官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】		○	○					
			* 完成写真	現場説明書又は特記仕様書		○	○					
工事完成後	契約関係書類		* 修補完了報告書	契約書第45条に係る修補請求に対する報告		○		○				
		その他		* 共通費実態調査票	現場説明書		○	○				対象工事に指定された場合に、工事完了後1ヶ月程度までに提出する。
			* 工事コスト調査	現場説明書			○					該当する場合は、工事完了後、速やかに提出する。

※1 公共建築工事標準書式 の様式番号を示す。

※2 書類名称欄の *印は該当する場合に提出する書式を示す。

※その他

・情報共有システムを利用する場合は、受発注者間の事前協議において利用する書類、提出方法(紙or電子)、検査方法等を確認する。

・適用を受ける関係法令等に係る手続き、提出書類等は各関係法令等の定めによる。

効率化が可能な工事関係図書等

書類名	効率化の内容	効率化の考え方
火災保険等加入状況報告書	省略	保険契約締結後、直ちに証券等の写し、保険会社の証明書等を監督職員に提出することで省略
工事実績情報登録報告書	省略	工事カルテの写しのみを提出することで省略
施工管理技術者通知書	省略可	施工管理技術者の氏名その他必要事項を（工種別）施工計画書に記載し、資格証明等を添付する等で省略可
電気保安技術者通知書	省略可	電気保安技術者の氏名その他必要事項を（総合）施工計画書に記載し、資格証明等を添付する等で省略可
工사용電力設備の保安責任者通知書	省略可	工사용電力設備の保安責任者の氏名その他必要事項を（総合）施工計画書に記載し、資格証明等を添付する等で省略可
技能士通知書	省略可	技能士の氏名その他必要事項を（工種別）施工計画書に記載し、資格証明等を添付する等で省略可
技能資格者通知書	省略可	技能資格者の氏名その他必要事項を（工種別）施工計画書に記載し、資格証明等を添付する等で省略可
緊急連絡体制	省略可	緊急時の連絡体制を（総合）施工計画書に記載する等で省略可
工事安全計画書	省略可	建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）に基づく工事現場の安全対策を（総合）施工計画書に記載する等で省略可
下請負人通知書	省略	施工体制台帳を提出する等で省略可
作業員名簿	省略	施工体制台帳を提出する等で省略（特に厳しいセキュリティが求められ、事前登録が必要な場合等を除く）
施工計画書	一部省略可	工数の少ない工種は、他の工種に集約して記載する等で簡略化
主要（資材・機材）発注先通知書	省略可	主要資材・主要機材の発注先を（工種別）施工計画書に記載する等で省略可
週間工程表 又は 月間工程表	省略可 省略可	原則として、実施工程表の補足として提出を求めるものは、月間工程表とすることで、週間工程表を省略可 又は 原則として、実施工程表の補足として提出を求めるものは、週間工程表とすることで、月間工程表を省略可
確認・立会い請求書	省略可	確認・立会いの希望日その他必要事項を実施工程表、工事週報、月間工程表、工事打合せ書等に記載する等で省略可
工事材料搬入報告書	省略可	工事写真を提出する、工事打合せ書に記載する、納品書のコピーを提出する等で省略可
材料の品質等を証明する資料	一部省略可	設計図書でJIS等の規格が指定されている材料で、全数確認が必要な工種（杭、塗装、防水、吹きつけ等）以外は、搬入時の工事写真を提出する等で簡略化
工事材料場外検査願	省略	検査希望日その他必要事項を実施工程表、工事週報、月間工程表、工事打合せ書等に記載する等で省略
現場休止届	省略	現場の休止期間その他必要事項を実施工程表、工事週報、月間工程表、工事打合せ書等に記載する等で省略
休日夜間作業届	省略可	作業日時その他必要事項を実施工程表、工事週報、月間工程表、工事打合せ書等に記載する等で省略
産業廃棄物管理表（マニフェスト）	省略	マニフェストを提示することにより提出は不要（施工報告書等にマニフェストの添付は不要）